

1 刑法犯

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

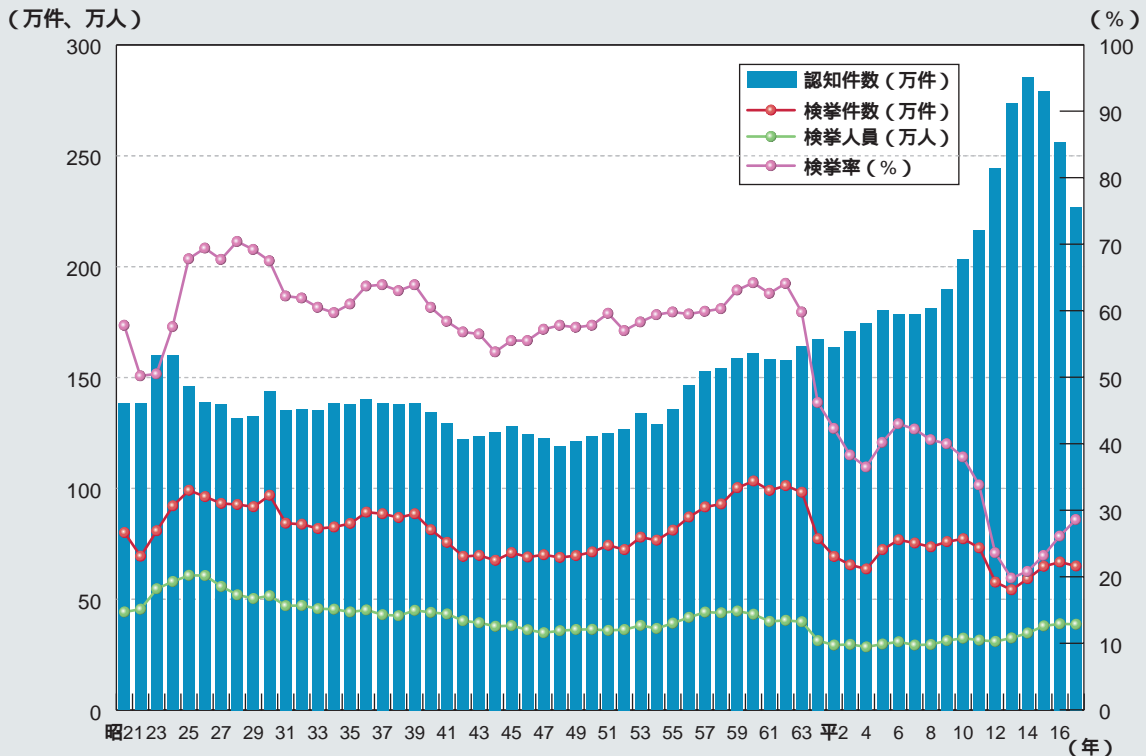
刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて、7年連続で戦後最多の記録を更新し続けた。その後、15年から減少に転じ、17年中は226万9,293件と、前年より29万3,474件（11.5%）減少した。しかし、減少したとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代の約2倍近くの水準にあることには変わりはなく、情勢は依然として厳しい。

刑法犯の検挙件数は、5年以降70万件台で推移していたが、12年には大きく減少して50万件台に落ち込み、13年もさらに減少した。14年以降は毎年連続して増加していたが、17年中は64万9,503件と、前年より1万8,117件（2.7%）減少した。

刑法犯の検挙人員は、平成に入り30万人前後で推移していたが、13年以降は毎年連続して増加していた。17年中は38万6,955人と、前年より2,072人（0.5%）減少した。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。しかし、14年以降は連続して上昇し、17年中は28.6%（前年比2.5ポイント増）であった。

図2-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和21～平成17年）



刑法犯の認知・検挙状況の推移（平成8～17年）

区分	年次	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
認知件数 (件)		1,812,119	1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293
検挙件数 (件)		735,881	759,609	772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,503
検挙人員 (人)		295,584	313,573	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955
検挙率 (%)		40.6	40.0	38.0	33.8	23.6	19.8	20.8	23.2	26.1	28.6

(2) 刑法犯の包括罪種別認知・検挙状況

平成17年中の刑法犯認知件数を包括罪種別にみると、凶悪犯は11,360件、粗暴犯は73,772件、窃盗犯は172万5,072件、知能犯は97,500件、風俗犯は12,085件と、それぞれ前年より1,704件（13.0%）2,844件（3.7%）25万6,502件（12.9%）1,758件（1.8%）261件（2.1%）減少した。

17年中の刑法犯検挙件数を包括罪種別に見ると、凶悪犯は7,418件、窃盗犯は42万9,038件と、それぞれ前年より506件（6.4%）1万8,912件（4.2%）減少したが、粗暴犯は44,037件、知能犯は38,151件、風俗犯は6,422件と、それぞれ前年より2,909件（7.1%）1,852件（5.1%）352件（5.8%）増加した。

17年中の刑法犯検挙人員を包括罪種別に見ると、凶悪犯は7,047人、窃盗犯は19万4,119人と、それぞれ前年より472人（6.3%）1,032人（0.5%）減少したが、粗暴犯は4万9,156人、知能犯は15,053人、風俗犯は6,373人と、それぞれ前年より2,355人（5.0%）203人（1.4%）685人（12.0%）増加した。

表2-1 包括罪種別の認知・検挙状況の推移

区分		年次										
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
刑法犯総数	認知件数(件)	1,812,119	1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	
	検挙件数(件)	735,881	759,609	772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,503	
	検挙人員(人)	295,584	313,573	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	
凶悪犯	認知件数	7,010	7,684	8,253	9,087	10,567	11,967	12,567	13,658	13,064	11,360	
	検挙件数	6,237	6,733	6,991	6,859	7,175	7,320	7,604	8,238	7,924	7,418	
	検挙人員	5,459	6,633	6,949	7,217	7,488	7,490	7,726	8,362	7,519	7,047	
粗暴犯	認知件数	37,506	40,570	41,751	43,822	64,418	72,801	76,573	78,759	76,616	73,772	
	検挙件数	28,046	29,967	29,638	28,488	39,211	39,924	40,425	42,296	41,128	44,037	
	検挙人員	37,110	40,432	39,755	37,874	50,419	50,428	49,615	49,530	46,801	49,156	
窃盗犯	認知件数	1,588,698	1,665,543	1,789,049	1,910,393	2,131,164	2,340,511	2,377,488	2,235,844	1,981,574	1,725,072	
	検挙件数	566,207	586,648	597,283	561,148	407,246	367,643	403,872	433,918	447,950	429,038	
	検挙人員	162,675	175,632	181,329	172,147	162,610	168,919	180,725	191,403	195,151	194,119	
知能犯	認知件数	61,187	61,316	59,271	53,528	55,184	53,007	62,751	74,754	99,258	97,500	
	検挙件数	58,178	57,811	55,118	47,827	44,322	37,800	39,884	40,574	36,299	38,151	
	検挙人員	11,478	11,639	11,286	10,562	11,341	11,539	13,173	13,653	14,850	15,053	
風俗犯	認知件数	6,439	6,763	6,686	7,448	9,801	11,841	12,220	13,034	12,346	12,085	
	検挙件数	5,841	6,124	5,899	5,438	5,809	6,066	5,633	6,165	6,070	6,422	
	検挙人員	7,655	6,923	7,239	6,110	6,112	6,166	5,912	5,886	5,688	6,373	
その他の刑法犯	認知件数	111,279	117,688	128,536	141,348	172,336	245,485	312,140	374,087	379,909	349,504	
	検挙件数	71,372	72,326	77,353	81,524	73,008	83,362	94,941	117,128	128,249	124,437	
	検挙人員	71,207	72,314	77,705	81,445	71,679	80,750	90,407	110,768	119,018	115,207	

(3) 刑法犯の被害状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数は、平成17年中は4万4,465人と、前年より3,725人(7.7%)減少した。

財産犯(強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領、背任、占有離脱物横領及び不動産侵奪をいう。)の被害額は、17年中は約2,805億3,600万円と、前年より約453億1,000万円(13.9%)減少した。

図2-2 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移(平成8~17年)

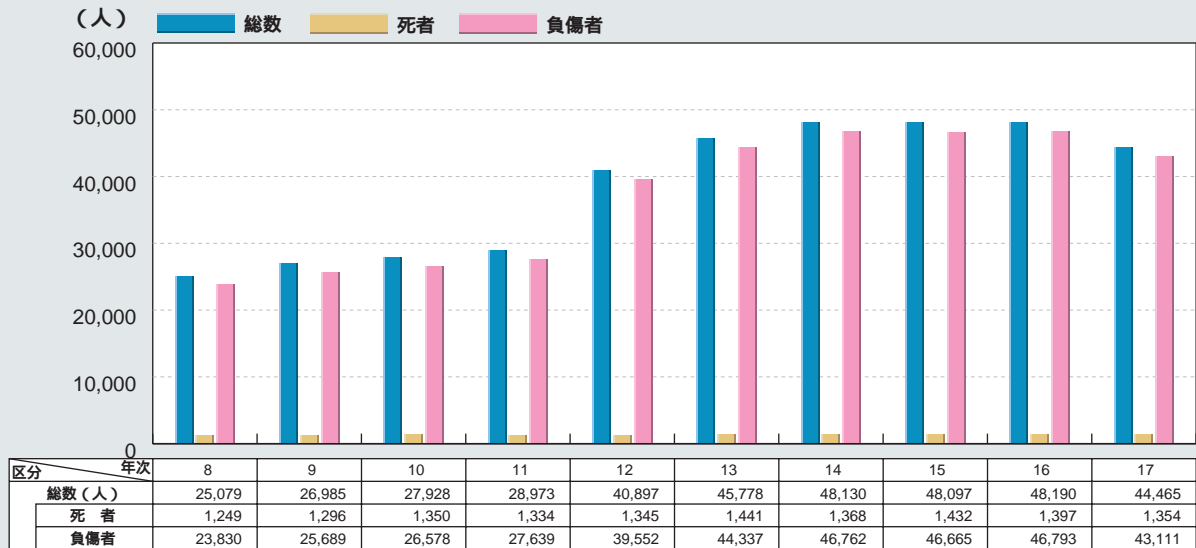
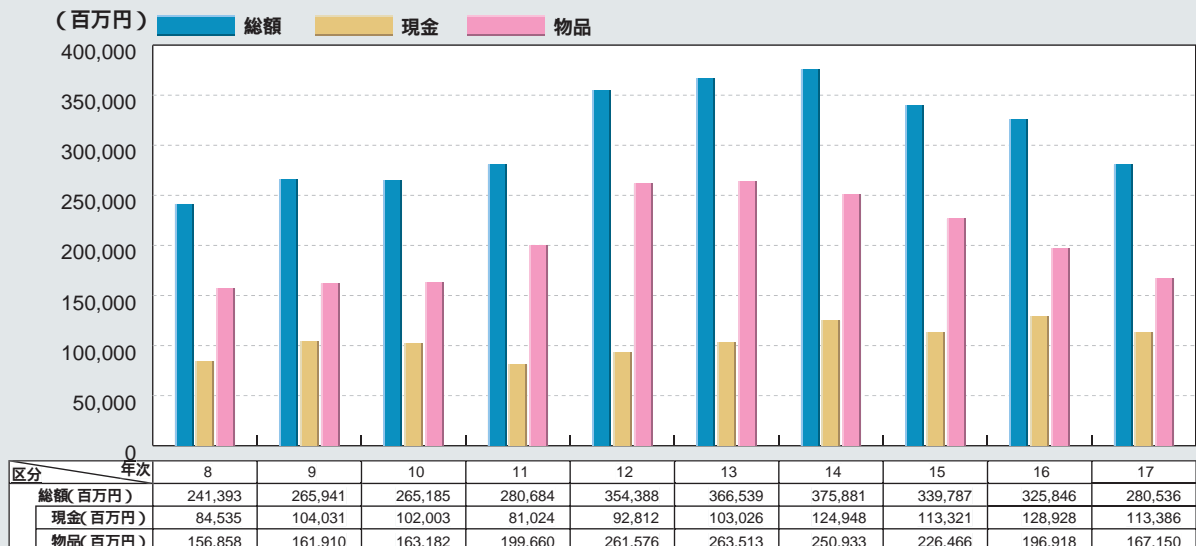


図2-3 財産犯の被害額の推移(平成8~17年)



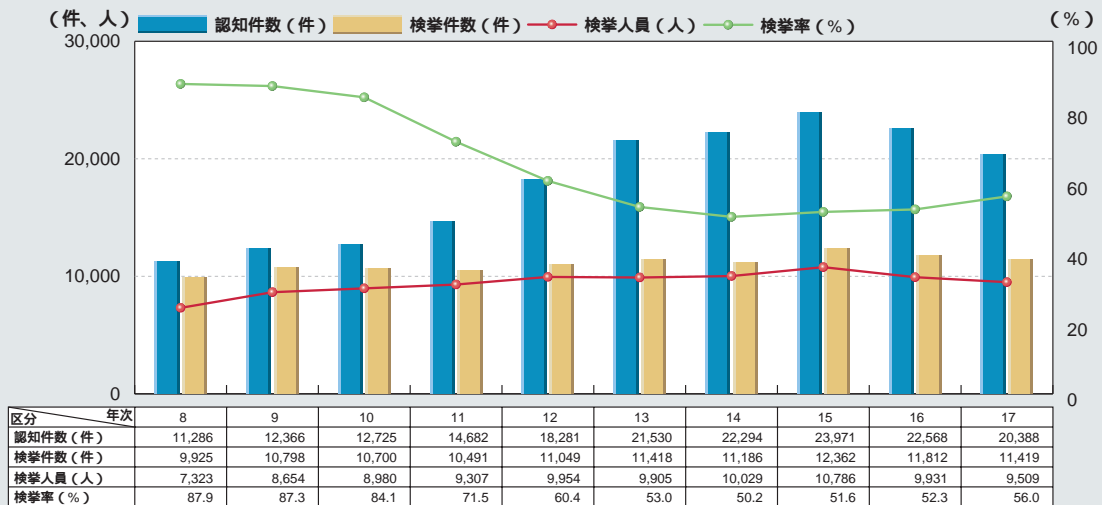
2 重要犯罪

(1) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐及び強制わいせつをいう。）の認知件数は、平成11年以降、強盗と強制わいせつを中心に急激に増加したが、16年から減少に転じ、17年中は2万388件と、前年より2,180件（9.7%）減少した。

重要犯罪の検挙件数、検挙人員は、増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、17年中の検挙件数は1万1,419件、検挙人員は9,509人と、それぞれ前年より393件（3.3%）、422人（4.2%）減少した。

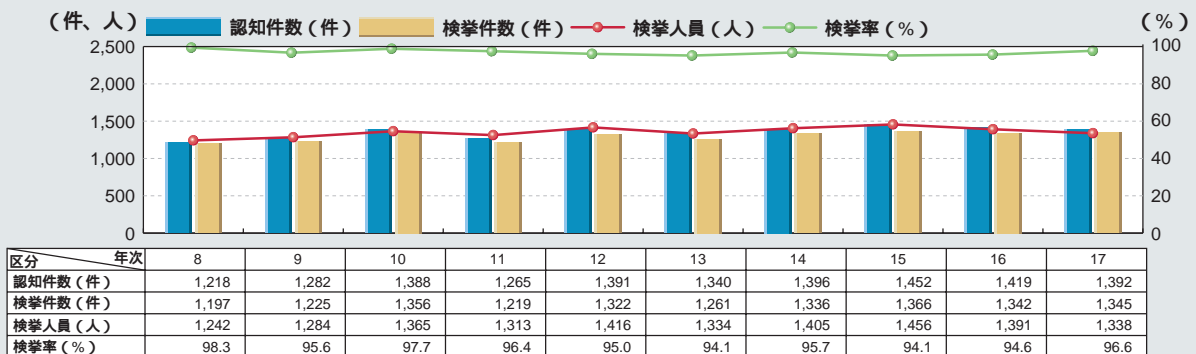
図2-4 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成8～17年）



(2) 殺人の認知・検挙状況

殺人の認知件数は、過去10年間大きな変化はない。平成17年中は1,392件（前年比27件（1.9%）減）であったが、社会の注目を集める凶悪な事件が続発した。

図2-5 殺人の認知・検挙状況の推移（平成8～17年）

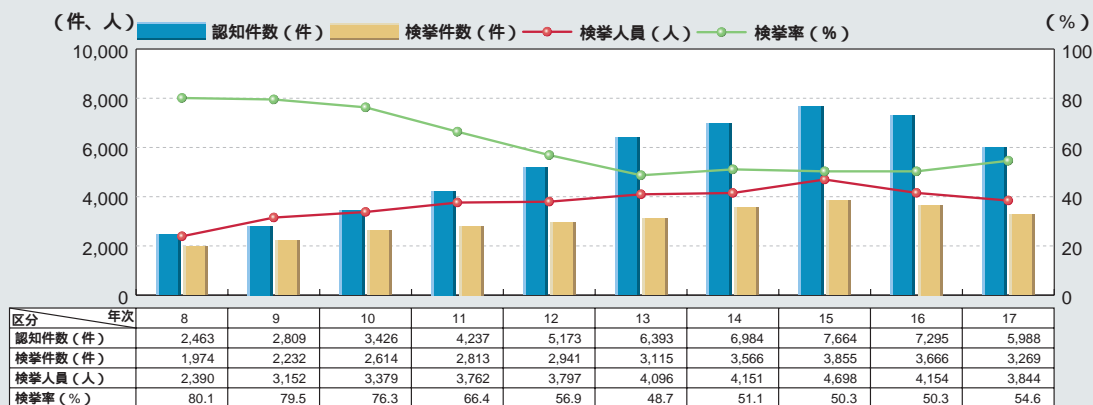


事例 学習塾の講師である大学生の男（23）は、17年12月、同学習塾の教室において、小学生の女児を刃物で突き刺すなどして殺害した。同月、殺人未遂罪で逮捕した（京都）。

(3) 強盗の認知・検挙状況

強盗の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、平成8年以降増加していたが、16年に減少し、17年中の認知件数は5,988件（前年比1,307件（17.9%）減）、検挙件数は3,269件（前年比397件（10.8%）減）、検挙人員は3,844人（前年比310人（7.5%）減）と、いずれも前年より減少した。

図2-6 強盗の認知・検挙状況の推移（平成8～17年）

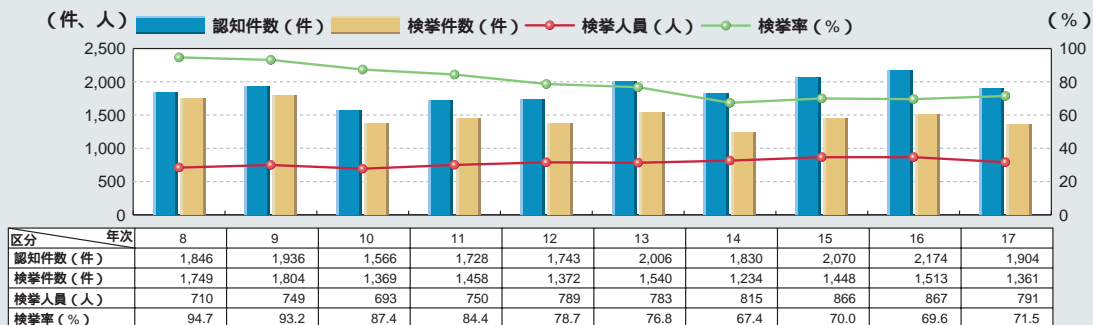


事例 無職の男（54）らは、16年10月から17年1月にかけて、埼玉県内の信用金庫支店内及び千葉県内の家電量販店駐車場において、けん銃を発砲するなどして信用金庫の職員等を脅迫し、約2,700万円等を奪った。同年6月までに、無職の男ら3人を強盗罪等で逮捕した（千葉、埼玉）。

(4) 放火の認知・検挙状況

平成17年中の放火の認知件数は1,904件（前年比270件（12.4%）減）、検挙件数は1,361件（前年比152件（10.0%）減）、検挙人員は791人（前年比76人（8.8%）減）と、いずれも前年より減少した。

図2-7 放火の認知・検挙状況の推移（平成8～17年）

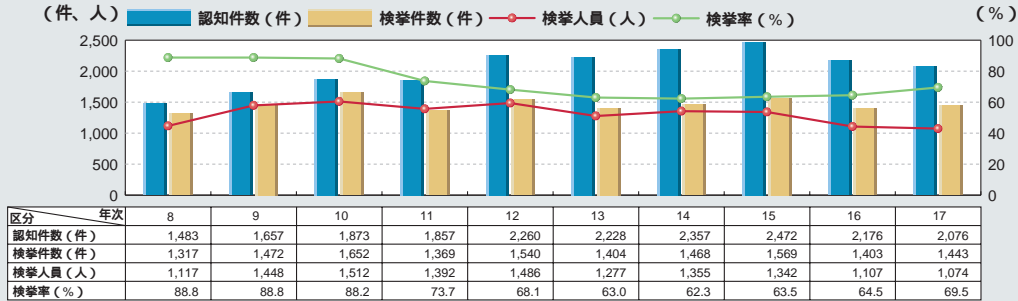


事例 無職の女（47）は、16年12月、さいたま市内のディスカウントショップ等において放火を繰り返し、ディスカウントショップの従業員3人を死亡させた。17年3月までに、現住建造物等放火罪等で逮捕した（埼玉）。

(5) 強姦の認知・検挙状況

平成17年中の強姦の認知件数は2,076件と、前年より100件(4.6%)減少した。17年中の検挙件数は1,443件と、前年より40件(2.9%)増加し、検挙人員は1,074人と、前年より33人(3.0%)減少した。

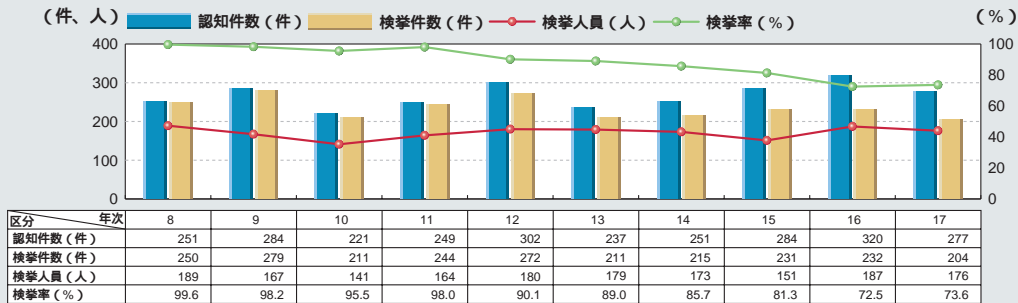
図2-8 強姦の認知・検挙状況の推移(平成8~17年)



(6) 略取・誘拐の認知・検挙状況

平成17年中の略取・誘拐の認知件数は277件(前年比43件(13.4%)減)、検挙件数は204件(前年比28件(12.1%)減)、検挙人員は176人(前年比11人(5.9%)減)と、いずれも前年より減少した。

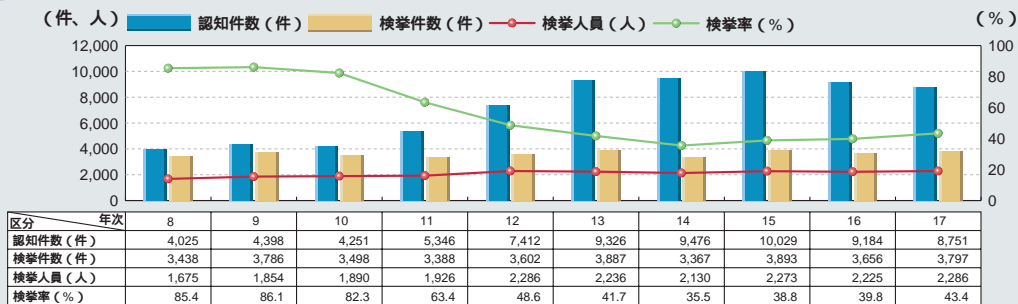
図2-9 略取・誘拐の認知・検挙状況の推移(平成8~17年)



(7) 強制わいせつの認知・検挙状況

平成17年中の強制わいせつの認知件数は8,751件と、前年より433件(4.7%)減少し、検挙件数は3,797件、検挙人員は2,286人と、それぞれ前年より141件(3.9%)、61人(2.7%)増加した。

図2-10 強制わいせつの認知・検挙状況の推移(平成8~17年)



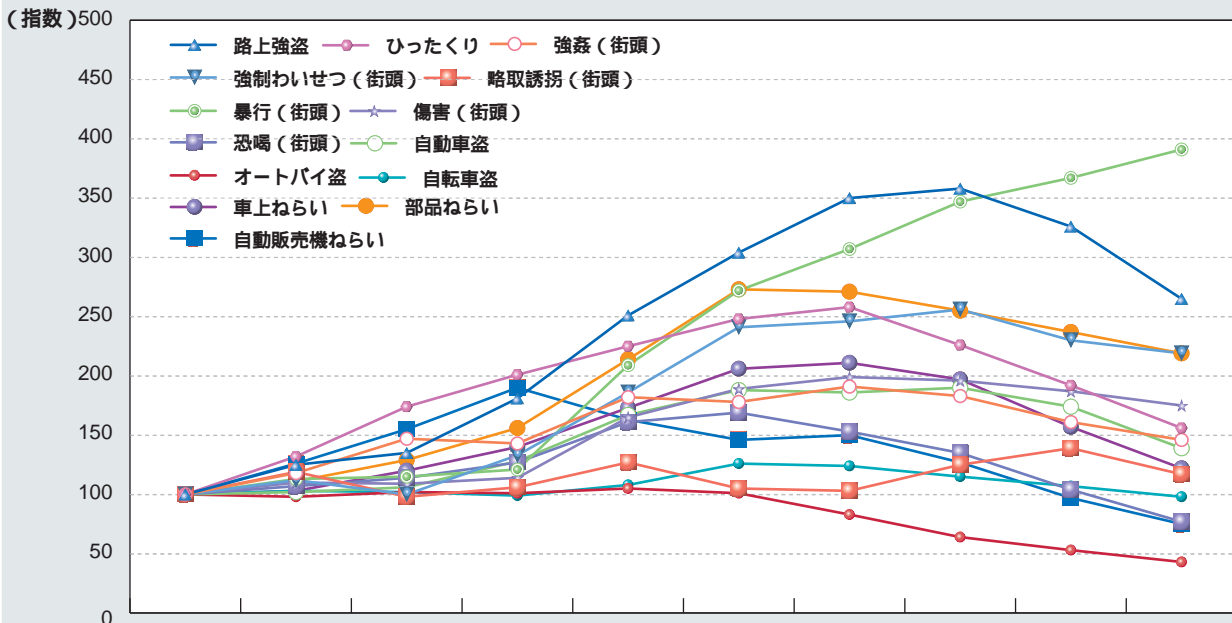
3 街頭犯罪・侵入犯罪

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の情勢

平成17年中の主な街頭犯罪の認知件数は108万6,497件、主な侵入犯罪の認知件数は28万1,499件と、それぞれ前年より18万8,916件（14.8%）、4万9,729件（15.0%）減少した。

しかし、減少したとはいえ、街頭犯罪・侵入犯罪の発生数は、依然として高い水準にあることに変わりはなく、10年前に比べ、路上強盗は2.7倍、街頭における強制わいせつは2.2倍、街頭における暴行は3.9倍、侵入強盗は2.2倍、住居侵入は3.1倍と増加している。

図2-11 主な街頭犯罪の認知件数の推移（平成8～17年）

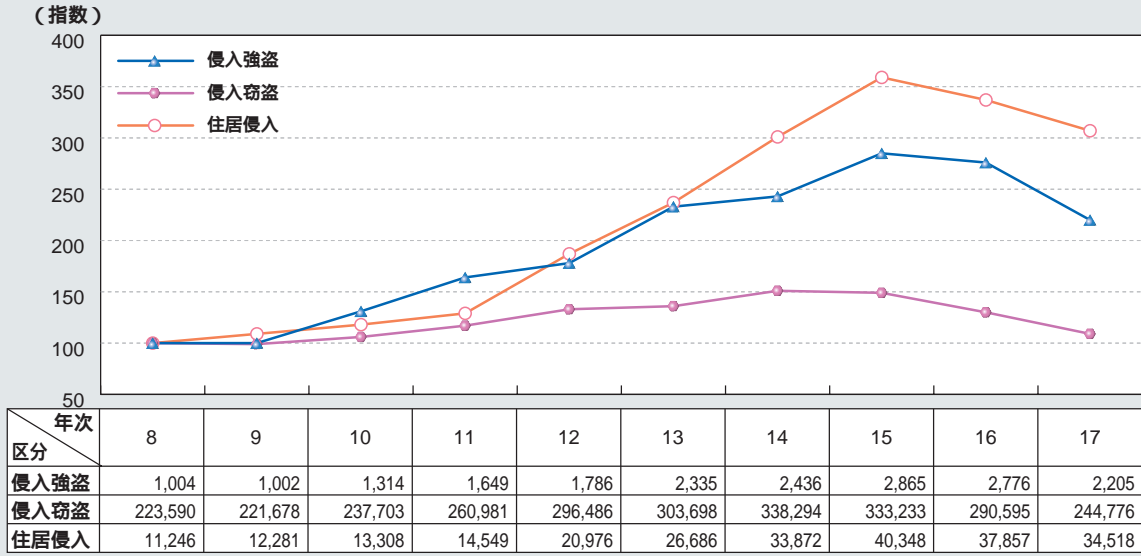


年次 区分	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
路上強盗	826	1,034	1,119	1,495	2,070	2,509	2,888	2,955	2,695	2,192
ひったくり	20,515	26,980	35,763	41,173	46,064	50,838	52,919	46,354	39,399	32,017
強姦（街頭）	454	535	668	648	825	806	869	832	732	663
強制わいせつ（街頭）	2,400	2,686	2,399	3,196	4,475	5,786	5,915	6,145	5,510	5,254
略取誘拐（街頭）	170	202	166	181	216	179	175	213	237	199
暴行（街頭）	4,177	4,722	4,801	5,051	8,734	11,352	12,814	14,477	15,319	16,332
傷害（街頭）	10,273	11,306	11,157	11,687	16,965	19,400	20,465	20,098	19,218	17,961
恐喝（街頭）	8,199	8,802	9,344	10,419	13,230	13,856	12,514	11,089	8,534	6,346
自動車盗	33,722	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223	58,737	46,728
オートバイ盗	240,400	234,649	246,364	242,977	253,433	242,517	198,642	154,979	126,717	104,155
自転車盗	413,838	427,232	423,183	408,306	445,301	521,801	514,120	476,589	444,268	406,104
車上ねらい	210,080	217,171	252,092	294,635	362,762	432,140	443,298	414,819	328,921	256,594
部品ねらい	47,348	52,726	61,192	73,824	101,338	129,380	128,539	120,726	112,161	103,772
自動販売機ねらい	116,853	146,674	181,444	222,328	190,490	170,470	174,718	147,878	112,965	88,180

注1：指数は、平成8年を100とした場合の値

2：街頭とは、道路上、駐車（輪）場、都市公園、空き地、公共交通機関等（地下鉄内、新幹線内、その他の列車内、駅、その他の鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港及びバス内）、その他の交通機関（タクシー内及びその他の自動車内）及びその他の街頭（地下街地下通路及び高速道路）とした。

図2-12 主な侵入犯罪の認知件数の推移（平成8～17年）

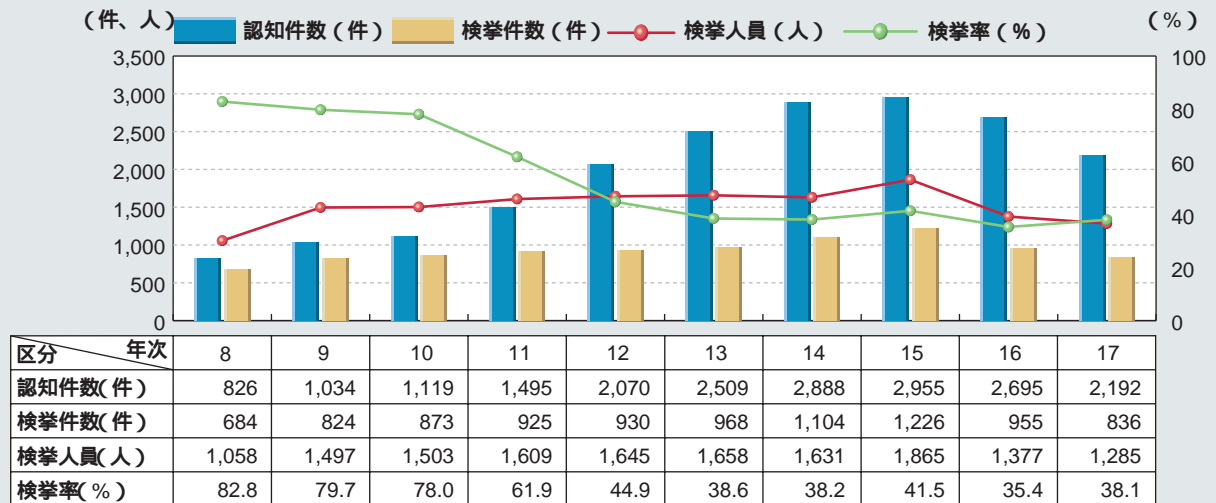


(2) 街頭犯罪の認知・検挙状況

路上強盗

路上強盗の認知件数は、平成8年以降増加を続け、15年には7年の4.8倍となった。しかし、16年に減少し、17年中は2,192件と、前年より503件（18.7%）減少した。検挙件数及び検挙人員も、8年以降増加を続けていたが、16年から減少に転じ、17年中の検挙件数は836件、検挙人員は1,285人と、それぞれ前年より119件（12.5%）、92人（6.7%）減少した。検挙人員の約6割は少年である。

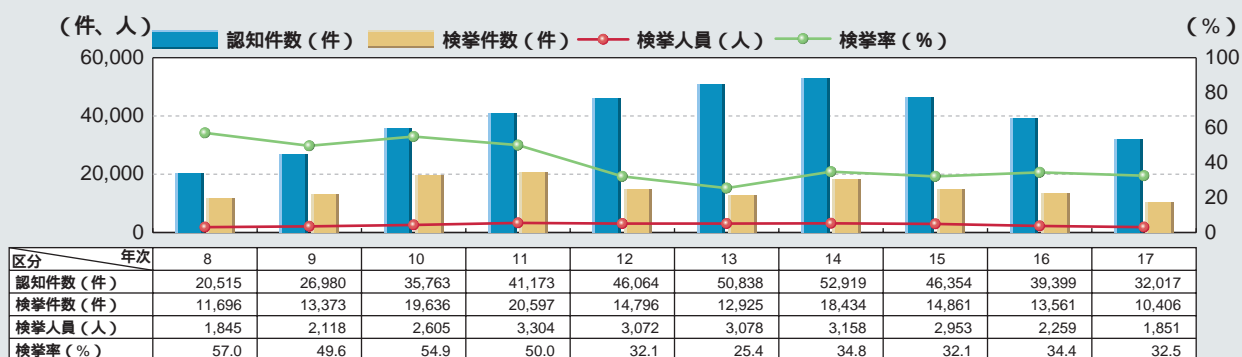
図2-13 路上強盗の認知・検挙状況の推移（平成8～17年）



ひったくり

ひったくりの認知件数は、3年から14年にかけて毎年増加し続けていたが、15年に減少し、17年中は3万2,017件と、前年より7,382件（18.7%）減少した。増加傾向にあった検挙件数及び検挙人員も同じく、15年から減少に転じ、17年中の検挙件数は1万406件、検挙人員は1,851人と、それぞれ前年より3,155件（23.3%）、408人（18.1%）減少した。検挙人員の約6割は少年である。

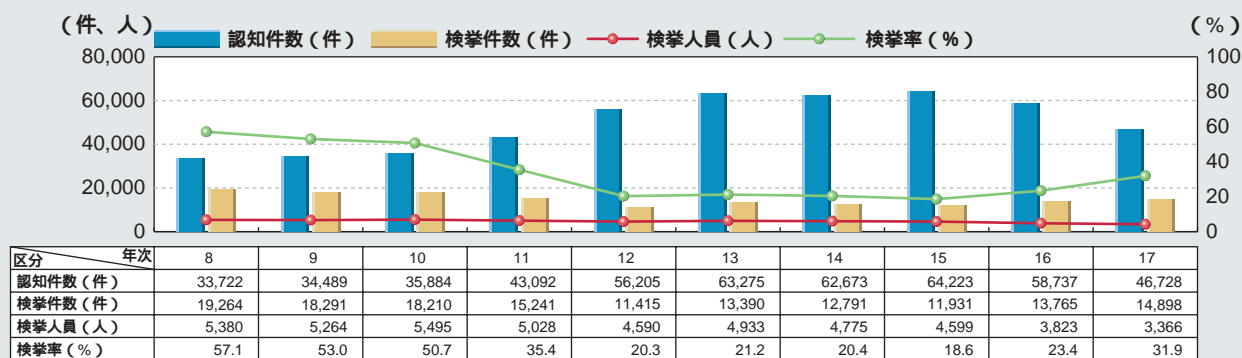
図2-14 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成8～17年）



自動車盗

自動車盗の認知件数は、11年から13年にかけて急増し、以降横ばいで推移していたが、16年に減少し、17年中は4万6,728件と、前年より1万2,009件（20.4%）減少した。17年中の検挙件数は1万4,898件と、前年より1,133件（8.2%）増加し、検挙人員は3,366人と、前年より457人（12.0%）減少した。

図2-15 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成8～17年）



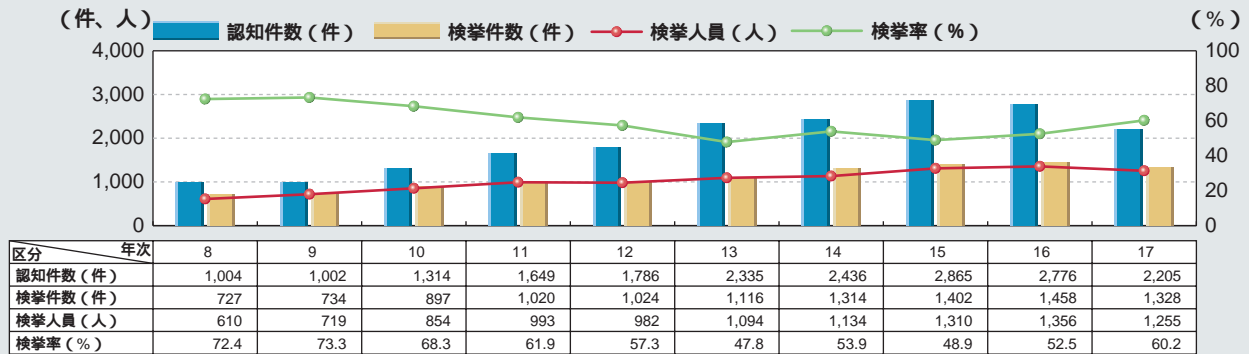
(3) 主な侵入犯罪の認知・検挙状況

侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、平成10年以降急増し、15年には9年の2.9倍となったが、16年に減少し、17年中は2,205件と、前年より571件（20.6%）減少した。検挙件数及び検挙人員は、9年以降増加傾向にあったが、17年中の検挙件数は1,328件、検挙人員は1,255人と、それぞれ前年より130件（8.9%）、101人（7.4%）減少した。

このうち、住宅に侵入して行われた強盗の17年中の認知件数は703件と、前年より251件（26.3%）減少した。また、深夜にコンビニエンスストアやスーパーマーケットを対象に行われた強盗^{（注）}の17年中の認知件数は561件と、前年より119件（17.5%）減少しているが、過去10年間で3.8倍に増加している。

図2-16 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成8～17年）

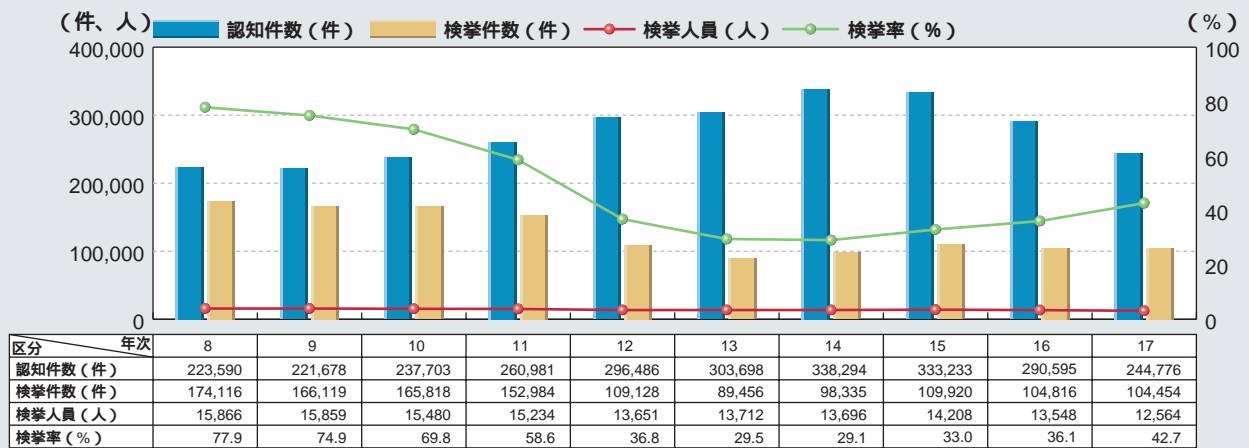


事例 ブラジル人の男（23）らは、17年3月から同年4月にかけて、コンビニエンスストアに押し入り、同店経営者に刃物を突き付けるなどして脅迫し、金品を奪った。同年10月までに、この男ら5人を強盗罪等で逮捕した（長野、埼玉、茨城）。

侵入窃盗

10年以降増加していた侵入窃盗の認知件数は、15年に減少し、17年中は24万4,776件と、前年より4万5,819件（15.8%）減少した。17年中の検挙件数は10万4,454件、検挙人員は1万2,564人と、それぞれ前年より362件（0.3%）、984人（7.3%）減少した。

図2-17 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移（平成8～17年）



（注）午後10時から午前7時までの間に、営業しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットの売上金等を目的として敢行された強盗

4 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策

刑法犯の認知件数は、平成8年以降急増したが、中でも街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる窃盗や強盗等の増加が顕著であった。こうした街頭犯罪及び侵入犯罪は、平穏であるべき日常生活の場において行われるものであるため、その急増が国民に大きな不安を与えてきた。

このため、警察では、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するため、15年1月から「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」を推進している。各都道府県警察では、地域の犯罪発生実態に応じ、重点を置くべき地域や犯罪類型を絞った計画を策定し、これに基づく総合対策を実施するとともに、その効果の検証を行っている。

(1) 犯罪情報分析システムの構築と活用

警察では、犯罪発生実態を多角的に分析することにより、迅速・的確な捜査活動を行うとともに、効果的に犯罪の発生を抑止するため、犯罪情報分析システムを構築している。

例えば、千葉県警察では、ひったくり、路上強盗等の街頭犯罪や空き巣等の侵入犯罪の発生状況及び検挙状況を毎日、警察署からオンラインで報告させ、同警察本部において、この情報を集約・分析した上で、その結果を各警察署に提供している。各警察署では、これを防犯情報として地域住民に提供するほか、街頭活動等に活用している。

(2) 街頭活動の強化

警察では、街頭犯罪・侵入犯罪の抑止対策を効果的に推進するため、犯罪の多発する地域や時間帯に重点を置くなど、犯罪発生実態に即した警戒活動・取締活動を推進している。

このため、交番・駐在所の地域警察官による街頭パトロールに加え、警察本部の自動車警ら隊、機動隊、交通機動隊等を重点地区・時間帯に集中的に投入している。また、各部門の警察官を集めた特別の捜査班や、平素は執務室で勤務する警察官をも組み入れた特別の警戒部隊を編成するなど、体制強化に努めている。

事例

和歌山県警察では、増加する路上強盗、ひったくり等の街頭犯罪に歯止めを掛け、安全で安心な街づくりを実現することを目的に、平成15年に設立され、これらの検挙を主目的として運用してきた警察本部直轄の機動遊撃隊を、犯罪多発地点や学校周辺における重点的なパトロール、立番による警戒といった犯罪の発生を抑止する活動に集中的に投入した。こうした対策が奏功し、犯罪多発地点における17年中の刑法犯認知件数は741件と、前年より134件（15.3%）減少した。

(3) 秩序違反行為の指導取締りの強化

街頭犯罪や侵入犯罪の発生を抑止するためには、これら犯罪そのものの検挙だけでなく、刃物や侵入器具の携帯、いわゆるピンクピラのはり付けや街頭で公然と行われる客引き行為等の秩序違反行為についても、適切な指導取締りを行う必要がある。警察では、こうした指導取締りが国民の規範意識を高め、街頭犯罪を含めた犯罪全体の抑止につながると考えており、これらの違反行為を見逃すことなく、事案の内容に応じて指導、警告、検挙を行っている。

具体的には、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に規定する特殊開錠用具等の所持・携帯、軽犯罪法に規定する凶器や侵入器具の携帯、銃砲刀剣類所持等取締法に規定する刃物の携帯、各都道府県で定めている迷惑行為等を防止するための条例に規定する粗暴行為、客引き行為等の検挙活動を強化している。

表2-2 秩序違反行為の送致件数、送致人員の推移（平成13～17年）

年次 件数・人員 罪種	13		14		15		16		17	
	件数 (件)	人員 (人)	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	-	-	-	-	227	263	505	319	556	309
軽犯罪法	8,007	8,058	6,748	6,795	7,712	7,705	11,595	11,610	11,181	11,290
凶器携帯（第2号）	1,488	1,460	1,676	1,633	2,783	2,692	6,266	6,147	5,816	5,656
侵入員携帯（第3号）	312	238	363	284	391	281	297	235	237	193
窃視（第23号）	478	448	472	444	474	425	464	427	486	437
追隨等（第28号）	218	210	209	199	240	221	320	293	359	344
田畑等侵入（第32号）	747	787	468	500	447	522	1,035	1,191	1,077	1,284
はり札、標示物除去（第33号）	4,366	4,501	3,098	3,200	2,784	2,896	2,477	2,558	2,160	2,212
銃砲刀剣類所持等取締法（第22条及び第22条の4）	3,339	2,214	3,501	2,349	4,166	2,830	4,198	3,146	4,449	3,347
迷惑防止条例	5,087	4,962	5,636	5,442	6,482	6,345	7,269	7,048	8,018	7,736

（4）乗り物盗対策とひったくり対策

乗り物盗対策

11年以降、自動車盗が急激に増加したことから、13年9月、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省と民間9団体（平成17年4月現在、17団体）は、自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームを立ち上げ、「自動車盗難等防止行動計画」を策定（17年4月改定）し、イモビライザ等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、自動車の使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進している。

また、オートバイ盗の防犯対策として、製造業者に車両盗難の実態や手口に関する情報を提供することなどにより、メインスイッチ部（キー部分）の破壊防止対策の高度化を支援するとともに、イモビライザ等盗難防止装置の普及を促進している。あわせて、販売店等の協力を得ながら利用者に対する広報啓発活動を行い、二重施錠の励行やグッドライダー・防犯登録制度^{（注）}の普及を促進している。

さらに、自転車盗の防犯対策として、利用者に施錠の励行や防犯登録を呼び掛けているほか、関係業界に対し、破壊されにくい強じんな錠の開発や既存の錠の改善を要請している。



自動車盗難防止ポスター

注：自動二輪車に関する犯罪の予防及び盗品等の早期回復、自動二輪車の使用者に対する防犯意識の高揚及び交通事故防止に資することを目的として（社）全国二輪車安全普及協会が創設した、自動二輪車に関する全国統一の任意の防犯登録制度

ひったくり対策

ひったくり事件の多発を受けて、警察では、その発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行の方法、通行する道路の選び方等について重点的に指導啓発を行っている。また、防犯協会や自転車関係業界と協力して、自転車の前かごに取り付けるひったくり防止ネットや防犯ブザー等の防犯機器の普及を促進している。

(5) 侵入犯罪対策

平成14年まで多発していたピッキング用具を使用する侵入窃盗の認知件数は、17年には2,171件と、前年より2,184件(50.1%)減少した。また、15年に多発したドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知件数は、17年には735件と、前年より1,028件(58.3%)減少した。これらの大幅な減少は、15年9月から施行された特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律により、正当な理由によらない特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の隠匿携帯の取締りを強化したことや、侵入手段の巧妙化について広報するなど国民に対して防犯対策の実施を呼び掛けたことによる効果であると考えられる。

また、同法により、シリンダー錠等の製造・輸入業者は、ピッキングにより解錠するまでに要する時間等を表示することとされている。これは、消費者が建物錠の製品を選択する上での指標となるものであることから、市場原理の下、防犯性能の高い建物錠の開発・普及が促進されることが期待される。

さらに、警察庁では、14年11月以降、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体と共に、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催している。16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した製品を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表し、また、この目録に登載された建物部品に「CPマーク」(Crime Prevention(防犯)の頭文字を図案化したもの)を表示させることにより、防犯性能の高い建物部品の普及に努めている。18年5月末現在、目録に掲載された部品は17種類、3,393品目に上っている。

また、警察庁では、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の評価項目に、防犯に関することを追加する国土交通省の告示の改正に協力した。その結果、同年4月から、同制度において、住宅の開口部に防犯建物部品が使用されているかどうかの評価されることとなった。



CPマーク



ドアの防犯性能試験

(6) 店舗対象の強盗対策

金融機関

金融機関を対象とした強盗事件の発生が依然高い水準にあり、銃器等の凶器を使用した凶悪な事案が多発していることから、警察では、金融機関の防犯体制や店舗等の構造、防犯設備等に関する基準を定め、これに基づき、関係機関・団体に対する防犯指導、防犯訓練を推進している。

コンビニエンスストア・スーパーマーケット

都市部を中心に、深夜におけるコンビニエンスストアやスーパーマーケットを対象とした強盗事件が急激に増加していることから、警察では、防犯体制、現金管理の方法、店舗の構造等について定めた「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を策定し、これに基づいて防犯指導を行っているほか、防犯訓練や警察官による巡回を実施している。

他方、コンビニエンスストアは、地域の要所に所在し、深夜にも従業員が稼働しているため、効果的に地域安全活動の一翼を担うことができることから、警察では、自主防犯対策の強化、未成年者に対する酒類・たばこの販売や少年の深夜はいかい等の問題への対応等について協力を求めるとともに、「子ども110番の家^(注)」や防犯連絡所に指定するなど、コンビニエンスストアの地域安全活動への参画（セーフティステーション化）を推進しており、平成18年2月末現在、13社4万1,493店舗の協力を得ている。



金融機関との模擬強盗訓練

(7) タクシーや自動販売機の防犯対策

タクシーを対象とした強盗事件が、都市部を中心に多発していることから、警察では、防犯責任者の指定・任務、乗務員の平素の心構えや身の危険を感じた際の対応要領、車両に備えるべき防犯設備等について定めた「タクシーの防犯基準」を策定し、これに基づき事業者に対して防犯指導、防犯訓練を行っている。

また、自動販売機の製造業者に対しては、盗難の手口に関する情報を提供し、破壊や盗難に強い自動販売機の開発・普及、警報器の設置等の防犯対策を講ずるよう働き掛けている。自動販売機の設置者に対しては、自動販売機内に保管されている売上金の早期回収や定期的な点検等の自主的な警戒を徹底するよう指導している。



タクシー業者との模擬強盗訓練

注：警察署、地区防犯協会、教育委員会等から囑託を受け、子どもが犯罪の被害に遭ったり、付きまといや声掛け等により不安を抱くなど助けを求めてきたりした際に、一時的な保護や警察への通報等を行う民家、商店等

5 振り込め詐欺・恐喝

(1) 現状

平成17年中の振り込め詐欺（いわゆるオレオレ詐欺^(注1)、架空請求詐欺^(注2)及び融資保証金詐欺^(注3)をいう。）及び振り込め恐喝（振り込め詐欺と同様の手口による恐喝をいう。）の認知件数は、融資保証金詐欺は増加したものの、いわゆるオレオレ詐欺・恐喝は大きく減少したため、全体としては2万1,612件と、前年より4,055件（15.8%）減少した。また、被害総額は約251億5,000万円と、前年より約32億3,000万円（11.4%）減少したものの、依然として憂慮すべき状況にある。

振り込め詐欺・恐喝の取締りを強化するため、警察庁は、16年12月、刑事局捜査第二課長を長とする緊急対策チームを設置し、17年1月からは、各道府県警察から派遣された捜査員を集中運用するなど、各種対策を進めており、同年中の検挙件数は2,539件、検挙人員は819人と、それぞれ前年より1,234件（94.6%）、271人（49.5%）増加した。

また、振り込め詐欺・恐喝事件に使用される預貯金口座の流通を防止するため、他人名義を使用するなどして通帳やキャッシュカードを金融機関からだまし取る詐欺や、そのような通帳等であることを知りながら買い取る盗品譲受け等についても、取締りを強化している。

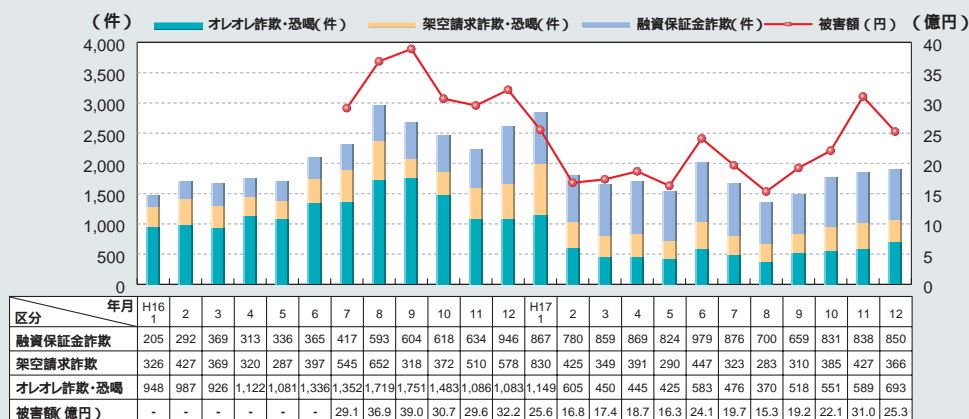
さらに、16年12月に改正された金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律を積極的に活用し、17年中には71人を検挙した。

表2-3 振り込め詐欺・恐喝の認知・検挙状況の比較（平成16、17年）

	認知状況			検挙状況			
	認知件数（件）		被害総額（円）	振り込め詐欺・恐喝		口座詐欺等 ^(注)	
		うち既遂（件）		検挙件数（件）	検挙人員（人）	検挙件数（件）	検挙人員（人）
17	21,612	19,840	25,151,867,404	2,539	819	1,370	1,027
16	25,667	20,194	28,378,657,974	1,305	548	1,460	681
増減数	-4,055	-354	-3,226,790,570	1,234	271	-90	346
増減率（%）	-15.8	-1.8	-11.4	94.6	49.5	-6.2	50.8

注：「口座詐欺等」の検挙状況は、通帳、キャッシュカードを金融機関からだまし取る詐欺及びそのような通帳等であることを知りながら、買い取る盗品譲受け等の罪の検挙状況である。

図2-18 振り込め詐欺・恐喝の認知状況及び被害額の月別推移（平成16、17年）



注：月別の被害額については、平成16年7月以降に、統計を取り始めている。

注1：親族を装うなどして電話をかけ、交通事故の示談金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注2：架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺

注3：融資を受けるための保証金の名目で現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺

事例 無職の男（24）ら11人は、16年5月ころから17年1月ころにかけて、このうちの1人が被害者の親族になりすまして電話をかけ、「母さん、大変なことになった」などと被害者に言った後、別の1人が「あなたの息子が道路をふらふらしていたのでこれを避けようとしたところ、車が壁にぶつかった。修理代が250万円いる。30分以内に金を振り込め。そうしたら子どもは助けてやる。やらないと闇の病院に連れて行って臓器を取り出し、死体は海に捨てる」などと被害者を脅して現金の振り込みを要求し、振り込み恐喝を繰り返すなどしていた。17年8月までに、恐喝罪等で逮捕した（警視庁、群馬）。

（2）被害防止活動

警察では、ウェブサイト、ポスター、パンフレット等で犯行手口、被害に遭わないための注意事項を紹介するなど、被害防止のための広報啓発活動に取り組んでいる。

また、金融機関に対して犯行に使われた預貯金口座の凍結を依頼しているほか、日本郵政公社に対し、平成18年2月には警察が犯罪に使用されているおそれがあるとして通知した者を受取人とする電信為替等の送金の停止を、同年4月には現金書留の受付時における注意喚起を、それぞれ依頼し、被害の拡大防止に努めている。

さらに、17年4月、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律が成立し、同年5月、犯罪に利用された携帯電話等について、警察署長から事業者に対し、契約者の確認を求めることができる規定や不正な貸与行為を処罰する規定が施行され、また、18年4月、事業者からあらかじめ承諾を得ることなく、業として有償で携帯電話等を譲渡した者を処罰する規定等が施行されたところであり、その活用に努めている。

事例 携帯電話の貸与を業とする男（32）は、17年6月ころから同年7月ころにかけて、3回にわたり、会社役員（25）の氏名及び居所又は電話番号その他の連絡先を確認しないで、所定の料金の支払いを受けることを約束し、携帯電話合計約20台を同人あてに送付するなど、業として有償で携帯電話を貸与した。17年12月までに、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反（匿名貸与営業の禁止等）で逮捕した（愛知）。



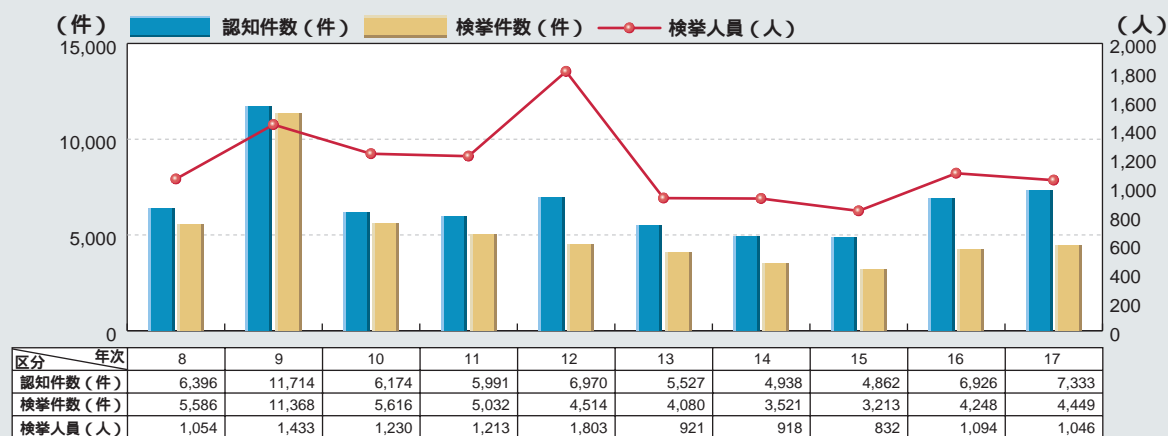
振り込め詐欺・恐喝関連防犯ポスター

6 カード犯罪

(1) カード犯罪の認知・検挙状況

平成17年中のカード犯罪^(注)の認知件数は7,333件(前年比407件(5.9%)増)、検挙件数は4,449件(前年比201件(4.7%)増)と、前年より増加したものの、検挙人員は1,046人(前年比48人(4.4%)減)と、前年より減少した。

図2-19 カード犯罪の認知・検挙状況の推移(平成8~17年)



注：8年から12年までの数値は、カード犯罪のうち、プリペイドカードを悪用した犯罪を除く数値である。

(2) カード犯罪の傾向

カード犯罪の検挙状況を見ると、窃取・拾得したキャッシュカードを用いてATM等から預貯金を不正に引き出す窃盗事件及び窃取・拾得又は偽造したクレジットカードを用いて商品を不正に購入する詐欺事件が多数を占めている。

キャッシュカードを利用した窃盗事案の特徴

真正な又は偽造したキャッシュカードを用いて、ATM等から預貯金を不正に引き出す際には、暗証番号を入力する必要があるが、これを推知する手口としては、運転免許証に記載された生年月日等から推知するもの、金融機関の従業員や警察官を装って聞き出すもの、運動施設の貴重品ボックスに利用者が荷物を預けた際に使用した番号から推知するもの等がみられた。

クレジットカードを利用した詐欺事案の特徴

詐欺に利用されたクレジットカードをみると、窃取・拾得したもののほか、偽造されたものも多く用いられている。

クレジットカードを偽造するために必要な材料やデータの入手から、偽造したクレジットカードを用いて詐欺を行うまでの一連の犯行は、組織的に役割分担されて行われることが多い。また、中国人やマレーシア人により組織された国際犯罪組織が関与している例もあり、これらの組織では、店員に怪しまれないよう偽造クレジットカードを利用した商品の購入役に日本人を使う場合がある。

注：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

偽造カード作成用のプラスチック板（いわゆる生カード）は、大半は外国で製造され、国際郵便等を利用して日本に持ち込まれることが多い。また、いわゆる生カードに記録するデータは、風俗店等で客の所有するカードをひそかにスキミング^{（注）}して入手する方法がある。



犯行に使用された道具

（3）カード犯罪対策

窃取・拾得され又は偽造されたキャッシュカードを用いてATMから預貯金を引き出す窃盗事件が続発したことを踏まえ、警察庁を始めとする関係省庁と金融機関団体とが連携し、カード犯罪の未然防止等を図るため、平成17年12月、金融機関防犯連絡協議会を設置し、金融機関の防犯対策等に関する情報交換を行っている。

また、ATMに取り付けた隠しカメラを利用して把握した暗証番号を入力して預貯金を不正に引き出す窃盗事件が発生したことなどを踏まえ、警察庁では、同月、カード犯罪に対する被害防止対策等を新たに金融機関の防犯基準に盛り込むとともに、関係省庁や金融機関団体に対し、その防犯基準に沿った防犯対策を推進するよう要請している。

このほか、警察庁では、クレジットカード発行会社により構成される全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会と、カード犯罪の発生状況や手口に関する情報を交換するとともに、クレジットカード加盟店等に捜査や不正使用対策への協力を呼び掛けている。

コラム

1

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の制定

近年の偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われるATMからの不正な預貯金の払戻し等による被害の発生を受け、これらの不正な預貯金の払戻し等から預貯金者の保護を図り、預貯金に対する信頼を確保するため、平成17年8月、不正な機械式預貯金払戻し等の額に相当する金額の補てん、不正な払戻しの防止のための措置等について定めた偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金の保護等に関する法律が、平成17年8月、第162回国会において成立し、18年2月から施行された。

注：真正なカードのデータをスキマー（磁気情報読取装置）を用いて読み取る行為

7 通貨偽造犯罪

(1) 発見状況

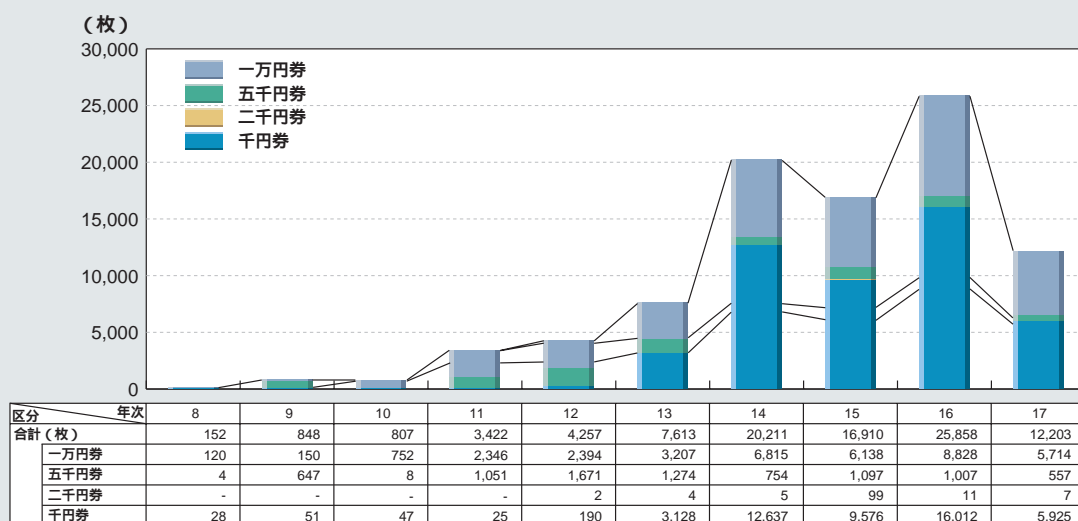
偽造日本銀行券の発見枚数^(注)は、平成17年中は1万2,203枚と、前年より1万3,655枚(52.8%)減少したが、年間の発見枚数が1,000枚に満たなかった8年から10年の水準と比較すると著しく増加している。

また、17年中の通貨偽造に関する犯罪の検挙事件数は80件と、前年より12件(13.0%)減少した。

16年11月には、高度な偽造防止技術を施した新しい図柄の日本銀行券が発行されたが、その偽造事案も発生している。

なお、17年中の偽造米国ドル紙幣の発見枚数は479枚と、前年より139枚(40.9%)増加した。

図2-20 偽造日本銀行券の発見枚数の推移(平成8~17年)



(2) 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、対面行使が可能であるほど外観が本物らしいものや、偽造防止技術として新たに導入されたホログラムが付いたものがある。これは、一般に販売されるパソコン、スキャナ、プリンタ等の高性能化が進み、精巧な偽造を容易に行えるようになったためと考えられる。

警察庁では、関係省庁や日本銀行と連携して、ポスターやウェブサイトで、偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民に注意喚起をしている。

また、新500円貨の偽造対策については、日本自動販売機工業会に対して、偽造貨の受入れを防止するための識別装置の改良策等の早急な検討を要請している。

事例 山口組傘下組織構成員(29)ら5人は、17年1月、北海道の神社で、金額1万円の偽造日本銀行券合計約80枚を行使した。同月、偽造通貨行使罪で逮捕した。その後の捜査の結果、同構成員は、16年12月ころ、福島県の東北自動車道のサービスエリアの駐車場で、住吉会傘下組織構成員(28)から、金額1万円の偽造日本銀行券約200枚の交付を受けていたことが判明したため、同年6月、同構成員を偽造通貨交付罪で逮捕した(北海道、宮城、福島、愛知)。

注：届出等により警察が押収した枚数

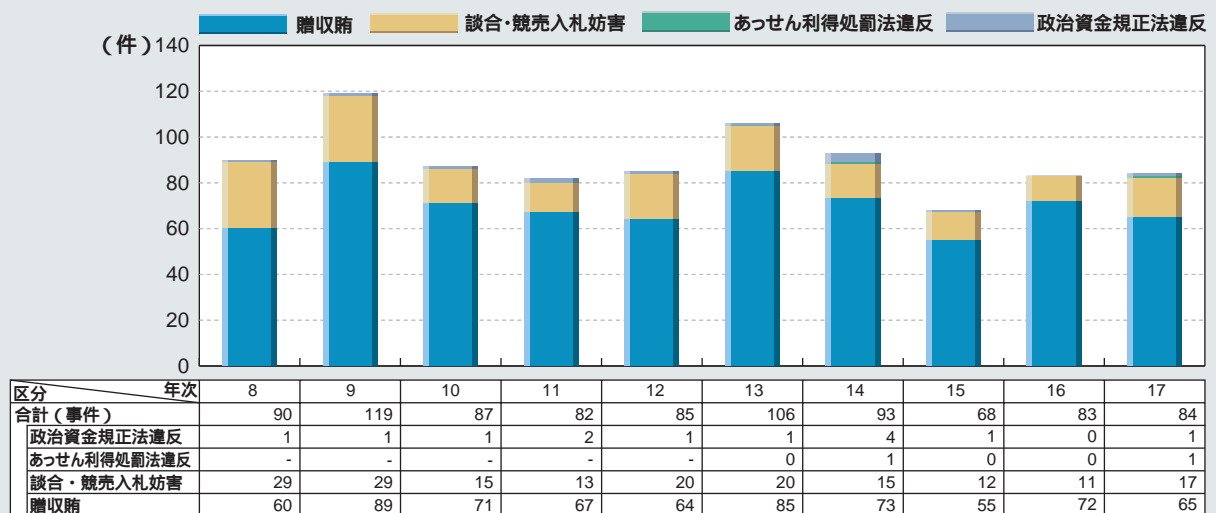
8 政治的・構造的不正事案

地方公共団体の長や議員らによる贈収賄事件、偽計入札妨害事件、買収等の公職選挙法違反の摘発が続いており、政治的・構造的な不正が顕在化している。

警察では、こうした事案の捜査体制を整備するとともに、専門的知識及び技能を有する捜査員の育成強化に努めている。また、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

第44回衆議院議員総選挙（17年9月11日施行）における選挙期日後90日現在（17年12月10日現在）の公職選挙法の検挙件数は258件、検挙人員は579人（うち逮捕者139人）と、前回の第43回衆議院議員総選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は304件（54.1%）、検挙人員は211人（26.7%）減少した。

図2-21 政治的・構造的不正事案の検挙件数の推移（平成8～17年）



注：公職選挙法違反事件を除く。

事例1 元衆議院事務局庶務部電気施設課長（58）は、衆議院が発注する電気設備工事に関し、随意契約で受注できるよう有利な取り計らいを受けたい旨の請託を受けた見返りと知りながら、平成14年3月から15年9月にかけて、3回にわたり、電話工事、電気工事等を目的とする会社の役員（53）らから合計100万円を収受した。17年1月、受託収賄罪で逮捕した（警視庁）。

事例2 元弥栄町長（58）は、15年8月ころ、同町が執行する公共工事の指名競争入札に関し、上下水道施設の設計、施工等を目的とする会社に有利な金額で落札させようと企て、同工事の入札書比較予定価格を教示して同社に同仕事を落札させた。17年5月、競売入札妨害罪で逮捕した。

また、同元町長は、15年9月ころ、医療機器の販売等を目的とする会社の役員から医療機器等の納入に関して便宜を図ったことへの有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼等であることを知りながら150万円を収受した。17年6月、収賄罪で再逮捕した（京都）。

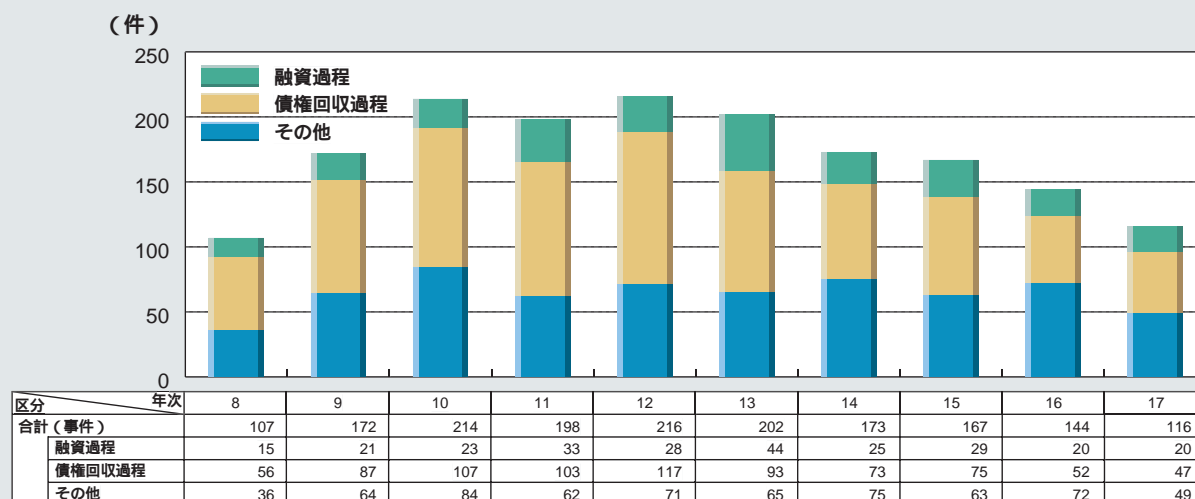
事例3 知的障害者更生施設の指導部長（50）ら14人は、17年9月ころ、期日前投票所において、同施設の入所者が投票するに当たり、候補者の氏名等を記載したはがきを所持させた上、同投票所内に入場させて投票させた。同月、公職選挙法違反（投票干渉）で検挙した（宮崎）。

9 金融・不良債権関連事犯と企業犯罪

(1) 金融・不良債権関連事犯

平成17年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は116件と、前年より28件(19.4%)減少した。その内訳は、融資過程における詐欺事件等が20件、金融機関による債権回収の過程で民事執行を妨害するなどした強制執行妨害事件等が47件、金融機関の役職員による詐欺、業務上横領事件等が49件であった。

図2-22 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移(平成8~17年)



事例1 会社員(46)ら6人は、15年3月ころから5月ころにかけて、虚偽の給与所得の源泉徴収票、不動産売買契約書等を用い、地方銀行に住宅ローンの借入れを申し込むなどして、合計約9,000万円をだまし取った。17年10月までに、詐欺罪で検挙した(警視庁)。

事例2 地方銀行の元支店長(60)ら4人は、13年4月及び5月、建設会社に対する貸付けの担保として根抵当権を設定していた不動産について、実際には約4億円で売却しようとしているにもかかわらず、約2億3,000万円で売却すると虚偽の説明をし、元支店長が勤務する地方銀行に根抵当権の抹消を承諾させた後、根抵当権の登記を抹消させ、財産上不法な利益を得た。17年8月、詐欺罪で検挙した(埼玉)。

事例3 都市銀行の元派遣社員(55)は、キャッシュカードの発行を希望し、そのキャッシュカードを同派遣社員に届けてほしい旨記載された虚偽の普通預金申込書を用いて顧客名義のキャッシュカードをだまし取り、同キャッシュカードを使用して13年11月から14年2月にかけて、約4,800万円を現金自動預払機(ATM)から引き出した。17年11月、詐欺罪等で逮捕した(神奈川)。

(2) 企業犯罪

17年中は、商社の社員らによる粒子状物質減少装置売却名下の詐欺事件や全国農業協同組合連合会の元県本部長らによる業務上横領事件等社会的反響の大きい事件を検挙した。

事例4 商社の社員(47)ら3人は、既に東京都知事から指定を受けた粒子状物質減少装置の指定内容の変更を申請するに当たり、虚偽の排出ガス試験の結果を東京都に提出し、不正に東京都知事の指定を受けた上、14年12月ころから15年2月ころにかけて、東京都交通局担当官らに対し、同粒子状物質減少装置が適正に知事の指定を受けたものであるかのように装って売却を申し込み、同装置約60台の物品供給契約を締結させ、同年4月、約5,700万円をだまし取った。17年6月、詐欺罪で逮捕した(警視庁)。

事例5 全国農業協同組合連合会の元県本部長(62)ら12人は、16年3月ころから同年5月ころにかけて、同連合会が県内の農業協同組合を介して約2,000人から売渡委託を受けて預かり保管中の玄米合計約760トン(時価合計約2億5,000万円相当)を関連会社を通じて売却し、横領した。17年11月までに、業務上横領罪で検挙した(秋田)。

(3) 財務捜査体制の整備

金融・不良債権関連事犯や企業犯罪のように、法人の経済活動に関連して行われる犯罪の捜査では、背景、動機、実行行為等を明らかにするため、伝票、帳簿類等の客観的な資料に基づいて、法人等の財務の実態を解明することが不可欠である。

このため、15年4月に警察大学校に設置した財務捜査研修センターでは、全国の捜査員を対象に、簿記その他の財務捜査に必要な知識や効果的な財務捜査の手法等についての教育を行うとともに、最新の企業会計制度等に即した財務捜査手法等の調査研究を行っている。

また、都道府県警察では、高度な機能を備えた財務解析用機器の整備を進めているほか、公認会計士等の資格を有する者や民間企業での会計事務の経験がある者を財務捜査官として採用するなど、体制の強化に努めている。



財務捜査研修センターでの研修風景

10 ヤミ金融事犯、悪質商法等

(1) ヤミ金融事犯

平成17年中のヤミ金融事犯^(注1)の検挙事件数は339事件（前年比93事件（21.5%）減）、検挙人員は706人（前年比213人（23.2%）減）と、いずれも前年より減少した。このうち、暴力団が関与する事件は約25%であった。

表2-4 金融事犯の検挙状況の推移（平成13～17年）

区分		年次	13	14	15	16	17
検挙事件数 (事件)	ヤミ金融事犯		210	238	556	432	339
	その他		6	7	7	5	4
	合計		216	245	563	437	343
検挙人員 (人)	ヤミ金融事犯		517	446	1,246	919	706
	その他		23	24	24	8	13
	合計		540	470	1,270	927	719
検挙法人 (法人)	ヤミ金融事犯		10	15	14	20	7
	その他		0	0	0	0	1
	合計		10	15	14	20	8
被害人員等 (人)	ヤミ金融事犯		79,454	122,115	321,841	279,389	173,399
	その他		16,361	3,167	3,103	2,619	9,036
	合計		95,815	125,282	324,944	282,008	182,435
被害額等	ヤミ金融事犯		186億7,510万円	159億8,384万円	322億3,639万円	348億2,775万円	237億7,804万円
	その他		275億2,706万円	162億5,179万円	103億8,324万円	69億3,483万円	17億7,650万円
	合計		462億0,216万円	322億3,563万円	426億1,963万円	417億6,258万円	255億5,454万円

注1：被害人員等には、高金利貸付に係る借入者、貸金業に関連した詐欺の被害者等を計上している。

2：被害額等には、高金利に係る貸付金額、貸金業に関連した詐欺の被害者等を計上している。

3：その他には、銀行法違反（無免許）等の事犯が含まれる。

最近のヤミ金融事犯は、大手信販会社に似せた名称や架空の貸金業登録番号を掲載したダイレクトメールを送付し、顧客を信用させて融資を勧誘するなど、手口が巧妙化している。また、年金等の公的給付が振り込まれる預貯金口座の通帳等を担保として預かり、融資する悪質な事例もみられた。

事例 貸金業を営む者（38）ら4人は、16年6月から17年3月にかけて、年金受給者名簿を基に融資を勧誘し、約200人に法定利息の7倍から22倍の高金利で合計約1億円を貸し付けた上、返済を受けることを目的に、年金等が振り込まれる預金口座の通帳等を預かり保管した。同年6月までに、貸金業の規制等に関する法律違反（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（高金利）で検挙した（警視庁）。

(2) 悪質商法

資産形成事犯

平成17年中の資産形成事犯^(注2)の検挙事件数は9事件、検挙人員は41人で、被害額等は約107億円であった。検挙事件には、「元本保証」、「高配当」等をうたい文句に多額の出資をさせた事件等がある。

注1：出資法違反（高金利）事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件

2：資産形成の各種取引に係る出資法、証券取引法、無限連鎖講防止法等の違反事犯

表2-5 資産形成事犯の検挙状況の推移（平成13～17年）

区分	年次	13	14	15	16	17
検挙事件数（事件）		24	9	12	10	9
検挙人員（人）		119	116	72	78	41

事例1 情報通信会社の役員（56）ら4人は、15年3月ころから17年3月ころにかけて、「外国為替証拠金取引に出資すれば、毎月2%の配当を支払う。預かったお金は海外の銀行に分離保管されて守られる」などとして、顧客約200人から約18億7,000万円を預かった。17年12月、出資法違反（預り金の禁止）で逮捕した（沖縄）。

特定商取引等に係る事犯

17年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は124事件、検挙人員は330人であった。高齢者等を対象として、床下や屋根を点検し、必要のない修繕工事を高額で行うなどの「点検商法」が80事件で、全検挙事件数の約3分の2を占めた。

表2-6 特定商取引等に係る事犯の検挙状況の推移（平成13～17年）

区分	年次	13	14	15	16	17
検挙事件数（事件）		116	107	65	75	124
検挙人員（人）		282	279	204	229	330

事例2 リフォーム会社の従業員（28）ら11人は、14年12月ころから16年2月ころにかけて、高齢者の居宅を訪問して床下等を点検し、工事をする必要がないのに、「基礎にひびが入っている。家の重さに耐えられなくなる」などと虚偽の事実を告げ、約5,400人に修繕工事の契約を締結させるなどした。17年11月までに、特定商取引に関する法律違反（不実の告知）、詐欺罪等で逮捕した（警視庁）。

事例3 教材販売業者役員（34）ら8人は、11年ころから17年8月ころにかけて、主婦等に電話で総合旅行業務取扱管理者の資格取得教材の販売勧誘をする際、「当社の教材を買った人はほとんど合格している。資格を取れば仕事をあっせんする」などと虚偽の事実を告げ、約9,100人に高額の販売契約を締結させるなどした。17年10月、特定商取引に関する法律違反（不実の告知）及び詐欺罪で検挙した（北海道）。

(3) その他の経済事犯

平成17年中の不動産取引をめぐる事犯の検挙事件数は32事件、検挙人員は57人で、検挙した事件の主な適用法令は、建設業法、宅地建物取引業法であった。

また、同年中の国際経済事犯の検挙事件数は6事件、検挙人員は9人であった。

1 1 知的財産権侵害事犯、環境事犯等

(1) 知的財産権侵害事犯

平成17年中の知的財産権侵害事犯の検挙件数は1,615件（前年比382件（31.0%）増）、検挙人員は798人（前年比158人（24.7%）増）と、いずれも前年より増加した。

偽ブランド事犯（商標法違反）では、仕出国が判明した押収品の大半は、依然として韓国、中国を中心としたアジア諸国・地域から国際郵便、手荷物等として密輸入されていた。また、同年は、自動車部品に係る偽ブランド品を大量に押収したため、台湾を仕出国とする押収品数が急増した。販売形態は、街頭販売が約4割、店舗販売が約4割、インターネット・オークション利用販売が約2割であった。街頭販売では、来日外国人によるものが約7割を占めた。

海賊版事犯（著作権法違反）では、会社員や学生等の一般のコンピュータ利用者が海賊版のCDやDVDを作成し、販売する事犯が約4割と目立ち、また、販売形態としては、インターネット・オークションを利用するものが約4割を占めた。

警察では、韓国及び中国から大量の偽ブランド品が密輸入されていることや両国において我が国の企業の知的財産権が侵害される例が増加していることを踏まえ、両国の捜査機関に対し国内での取締りの強化を要請するとともに、両国の捜査機関と情報交換を行うなど連携強化を図っている。また、不正商品対策協議会^(注)における活動を始め、権利者等と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

表2-7 知的財産権侵害事犯の法令別検挙状況の推移（平成13～17年）

区分	年次		13		14		15		16		17	
	件数・人員		件数 (件)	人員 (人)	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数			655	371	642	412	789	407	1,233	640	1,615	798
商標法			417	253	476	287	542	271	910	479	1,138	551
不正競争防止法			40	17	15	5	15	20	7	1	29	37
著作権法			187	82	147	115	229	110	315	159	445	206
特許法			3	7	2	2	2	4	0	0	1	2
意匠法			7	10	2	3	0	0	1	1	2	2
実用新案法			1	2	0	0	1	2	0	0	0	0

表2-8 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国別押収状況の推移（平成13～17年）

区分	年次	13	14	15	16	17
韓国(点)		16,571	21,044	54,015	96,572	98,436
中国		553	128	9,109	16,737	9,663
香港		1,893,611	213	3,908	119	2,091
台湾		0	0	0	153	32,258
その他		130	10,402	4,278	225	11,627
合計		1,910,865	31,787	71,310	113,806	154,075

注：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

事例1 ぱちんこ景品卸売業者の男（50）は、外国から密輸入された腕時計等の偽ブランド品をぱちんこ店の景品として販売していた。17年10月までに、この男と偽ブランド品を密輸入していた業者を含む3法人11人を商標法違反（販売目的所持）で検挙し、偽ブランド品約1万1,000点を押収した（北海道）。

事例2 イスラエル人の男（46）ら4人は、17年8月、繁華街において腕時計等の偽ブランド品を露店で販売していた。同月、商標法違反（販売目的所持）等で逮捕し、約340点の偽ブランド品を押収した（熊本）。



押収した偽ブランド品



ほんど？ホント！フェアin仙台

事例3 17年5月に不正商品対策協議会が開催した「不正商品防止キャンペーン「ほんど？ホント！フェアin仙台」」では、宮城県警察職員等が、最近の検挙事例を交えながら、司会者との対話形式により、知的財産権保護の重要性や取締りの状況等について説明を行った。

事例4 18年3月に不正商品対策協議会が開催した「アジア知的財産権シンポジウム2006」では、警察庁職員が、司会者との対話形式により、最近の知的財産権侵害事犯の取締り状況等について説明を行った。

（2）環境事犯

廃棄物事犯

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に、廃棄物の不法投棄事犯等を重点取締り対象とし、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを強化し、排出事業者の責任を厳しく追及している。また、関係機関に必要な情報を提供して積極的な行政措置をとることができるよう支援し、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

平成17年中の廃棄物事犯の検挙事件数は4,123件、検挙人員は5,728人と、いずれも同事犯の統計を取り始めた2年以降では最多となった。このうち、産業廃棄物の処理責任を負っている排出事業者を不法投棄、委託違反等で検挙した事件は308事件であった。また、軽油の密造に伴い生成される硫酸ピッチ^(注1)やスラッジ^(注2)の不適正処分事犯を8事件、63人、5法人検挙した。

表2-9 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成13～17年）

区分	13	14	15	16	17
検挙事件数（事件）	2,085	2,467	2,695	3,166	4,123
検挙人員（人）	3,445	4,023	4,227	4,684	5,728
検挙法人（法人）	276	414	334	320	527

事例1 土木業者（66）らは、16年2月から17年3月ころにかけて、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者でないのに、自社の廃棄物処分場において、県内や他県の建設業者らから建設廃材等約694立方メートルを不法に受け入れ、処分した。同年12月までに、この土木業者等24法人、73人を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（受託禁止等）で検挙した（千葉）。

絶滅危惧種等の野生動植物に係る事犯

警察では、国際的に商取引が規制されている希少野生動植物の密輸入や国内での違法取引の取締りを行っている。17年中の絶滅危惧種等の野生動植物に係る事犯の検挙件数は29件、検挙人員は18人であった。



保護されたガビアルモドキ

事例2 ペットショップ経営者（36）動物園園長（59）ら5人は、15年12月、インドネシアから密輸入した国際希少種のワニ（ガビアルモドキ）等を国内で繁殖したものと偽り、不正に環境大臣の登録を受け、販売していた。17年11月までに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反（不正登録）及び免状等不実記載罪で逮捕した（警視庁）。

（3）保健衛生事犯

近年、国民の健康、美容願望につけ込み、医学的根拠が無い効能をうたい、医薬品として厚生労働大臣の承認を受けていない食品を販売するなどの薬事法違反や、無資格で医業行為を行う医師法違反等、国民の健康に被害を及ぼすおそれのある事犯が発生している。平成17年中の保健衛生事犯の検挙件数は515件（昨年比4件減）、検挙人員は570人（昨年比49人増）であった。

注1：軽油を精製する際、不純物として出る強酸性のタール状沈殿物。触れると肌がただれ、目に入ると失明のおそれもあるほか、鼻をつく亜硫酸ガスを発生させ、これを吸入すると呼吸困難等を起こす危険がある。

注2：硫酸ピッチを取り除いた軽油をさらに精製する際に不純物として出る泥状の沈殿物。強酸性のものは硫酸ピッチと同様の危険性を持つ。

表2-10 保健衛生事犯の検挙状況（平成16、17年）

区分	年次 件数・人員	16		17	
		件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）
総数		519	521	515	570
薬事法違反		279	297	251	320
医事関係事犯		61	78	73	100
食品衛生関係事犯		25	21	23	14
食品産地等虚偽表示事犯		14	21	8	16
その他		140	104	160	120

事例1 食品販売業者（57）ら19人は、15年7月から17年4月にかけて、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でないのに、アガリクスやメシマコブを原料とした医薬品を販売した。また、13年12月から17年2月にかけて、「がんに効く」等の効能をうたい文句に架空の体験談を掲載した書籍を販売するなどして無承認医薬品の広告をした。17年11月までに、薬事法違反（医薬品の無許可販売等）で検挙した（警視庁）。

事例2 通信販売業者（27）ら10人は、17年3月から5月にかけて、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でないのに、「無理なくやせる」等の効能をうたい文句に、中国製ダイエット用健康食品と称して医薬品をインターネット・オークションに出品し、販売するなどした。17年11月までに、薬事法違反（医薬品の無許可販売）で検挙した（広島、警視庁、三重、兵庫）。

事例3 無職の女（58）ら5人は、16年7月から17年6月にかけて、「顔のしわを取る」等の美容効果をうたい文句に顧客を募り、医師の資格を持たないのに、コラーゲンと称する液体を顧客の顔面に注射した。17年9月、医師法違反（非医師の医業行為禁止）で検挙した（北海道）。

（4）諸法令違反

例年、無線局を不法に開設する事犯が多発しており、平成17年中は電波法違反事件を1,414件検挙した。また、密漁等に係る漁業法違反事件を352件（前年比67件増）、水産資源保護法違反事件を249件（前年比41件増）検挙した。

表2-11 主な諸法令違反の検挙状況（平成16、17年）

法令別	年次 件数・人員	16		17	
		件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）
電波法違反		1,202	1,194	1,414	1,411
漁業法違反		285	419	352	476
水産資源保護法		208	236	249	267

事例 稲川会傘下組織元構成員（37）ら6人は、17年10月、岩手県漁業調整規則に定められた採捕禁止期間に、岩手県宮古市の周辺海域において、あわび1,902個を採捕し、所持していた。同年12月までに、岩手県漁業調整規則違反（採捕及び所持）で逮捕した（岩手）。

1 捜査体制の整備

(1) 組織・人員の効率的な運用と捜査員の増強

犯罪情勢の悪化に伴い、捜査すべき事件の数は増加し、その内容も複雑化・高度化している。これに対し、警察では、業務の合理化を徹底しているほか、刑事部門と他の部門が連携した横断的なプロジェクトチームを設けたり、機動捜査隊等警察本部の執行隊を情勢に応じて集中配置したりするなど、限られた組織・人員の効率的な運用に努めている。

他方、こうした取組みにもかかわらず、多発する事件に捜査と検挙が追い付かないのが現状であることから、効率的運用や合理化を進めてもなお不足する捜査員の増強を行い、捜査体制を強化している。

(2) 初動捜査体制の整備

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが重要である。

このため、自動車の機動力を生かした捜査活動を行い、事件発生時には現場や関係箇所へ急行して犯人確保等を行う機動捜査隊や、現場鑑識活動が特に重視される事件について、高度な鑑識活動を行うため現場に臨場する機動鑑識隊(班)を編成し、24時間体制で事件の発生に備えている。



出動する機動捜査隊

事例 平成17年4月、茨城県鹿嶋市内の民家で強盗事件が発生したとの110番通報を受け、現場を管轄する警察署の地域課員と機動捜査隊の隊員が現場に急行したところ、民家の台所で刃物を所持した無職の男(39)を発見し、強盗未遂罪で逮捕した。この事件では、110番受理後、約10分で被疑者を逮捕することができた(茨城)。

(3) 鑑識活動の強化・鑑定技術の高度化

犯罪の現場等から採取した資料は、犯人の絞り込みや特定のために活用され、公判でも、犯罪の立証上極めて重要な役割を担う。

このため、警察では、機動鑑識隊(班)や現場科学検査班等の設置・運用により、現場鑑識活動を強化するとともに、関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。

事例 平成17年12月、鹿児島県内の離島でタクシーの運転手に対する強盗殺人事件及び強盗殺人未遂事件が相次いで発生した。機動鑑識隊員等は事件の発生直後から現場鑑識活動を行い、強盗殺人未遂事件の現場から被疑者が遺留した可能性の高い指紋を採取した。これを指紋自動識別システムにより照合した結果、犯罪経歴のある無職の男(30)の指紋と一致したことから、この男を被疑者として割り出すことができた。18年1月までに、強盗殺人罪等で逮捕した(鹿児島)。



機動鑑識隊



現場鑑識活動

(4) 捜査員の育成

「捜査は人なり」と言われ、捜査力の充実強化には、優れた人材を登用し、その知識及び能力を伸ばすことが不可欠である。このため、都道府県警察では、刑事部門の捜査員として任用する者の選考に当たっては、適性を的確に見極めるとともに、任用予定者に対して所定の教育訓練を行っている。警察学校で教育した知識、理論及び技能は、経験豊富な捜査員と共に行う実務を通じて、実践的に体得させるよう努めている。

また、犯罪捜査には、特定分野に関する高度な専門知識、専門技能が必要とされることが多く、その傾向は、経済社会の進歩に伴い強くなっているため、警察庁の附属機関である警察大学校等において、特殊事件捜査、科学捜査、財務捜査等に従事する者に専門的な教育訓練を施している。

(5) 国民との協力による捜査

犯人を検挙し、事件を解決するためには、犯罪捜査に対する国民の理解と協力が不可欠である。しかし、犯罪捜査に対する国民の意識は変化し、その理解と協力を得ることは、これまで以上に困難となりつつある。

警察では、様々な媒体を活用して、事件発生時の速やかな通報、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く国民に呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見、検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う、公開捜査を行っている。

事例1 平成17年3月、愛知県警察が詐欺罪等で指名手配していた被疑者について情報の提供をテレビ番組で呼び掛けたところ、数日後、番組の視聴者から福岡県警察に対して、福岡県北九州市内で被疑者に似た男を見掛けたとの110番通報がなされた。これを受け、福岡県警察の機動捜査隊員が現場に急行し付近を検索したところ、被疑者に似た男を発見し、職務質問等を実施した結果、愛知県警察が指名手配していた被疑者であることが判明したことから、詐欺罪等で逮捕した。

事例2 徳島県警察では、17年7月1日から31日にかけて、インターネット上の広告事業を行う会社の協力を得て、同社のウェブサイトにて、13年4月に発生した殺人事件の警察庁指定重要指名手配被疑者に関する広告を掲載し、情報の提供を呼び掛けた。18年6月現在、捜査中である。

2 広域捜査力の強化

(1) 広域捜査隊の設置運用

通信手段や交通手段の発達等を背景に犯罪が広域化したことから、多くの犯罪捜査では、複数の都道府県にまたがって活動する必要性が生じている。また、犯行後に素早く他の都道府県に逃亡する例や、同一犯人が広域にわたって連続的に犯罪を敢行する例も目立っている。我が国の警察組織は都道府県を単位としていることから、こうした事象に的確に対応するためには、都道府県警察が相互に緊密に連携して捜査を行うことが重要となる。

このため、都府県境をまたがって連続的に市街地が形成されている区域等において、事件発生時の初動措置を迅速かつ的確なものとするため、都府県警察の単位を越えて広域的に捜査を行う広域捜査隊の編成が進められている。平成17年末現在、全国12地域で広域捜査隊の編成に関する協定が締結されている。



広域捜査隊

事例 17年3月、栃木県で強盗未遂事件が発生し、栃木・茨城・群馬・埼玉の各県警察の警察官により編成された北関東広域捜査隊の隊員が現場から逃走する被疑車両を発見し、航空隊等と連携して追跡を行い、被疑車両を停止させた。同車両を運転していた無職の男（47）を事情聴取したところ、犯行を自供したため、強盗未遂罪で逮捕した（栃木、茨城、群馬、埼玉）。

(2) 専門捜査員制度の運用

専門捜査員制度とは、誘かい事件や航空機事故、列車事故のように、捜査に特別の専門的知識等を必要とする一方で、発生がまれであるなどの事情により、専門的知識等を有する警察職員が少ない事案に対処するため、あらかじめ特別の専門的知識等を有する職員を専門捜査員として登録し、他の都道府県で発生した事案であっても現場に派遣し、活用することができるようにする制度である。

平成16年4月には、専門捜査員の派遣をより迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、犯罪捜査共助規則を改正するとともに、専門的な知識等を有すると認められる部隊等を専門捜査員として登録し、活用することができる仕組みを整備した。また、警察庁長官は、必要があると認めるときは、捜査を行う都道府県警察に専門捜査員の要求をすべきことを指示することとした。

事例 18年1月、宮城県仙台市内の病院から新生児が連れ去られ、身の代金が要求される事案が発生した。宮城県警察は、専門捜査員の派遣を受け、所要の捜査を実施した結果、同月、被害者を保護するとともに、衣料品販売業者の男（54）ら3人を、身の代金目的拐取罪等で逮捕した。

(3) 合同捜査、共同捜査の推進

警察では、複数の都道府県の地域に関係のある重要な犯罪で広域にわたるものが発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う「合同捜査」や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う「共同捜査」を積極的に推進している。



合同捜査本部での検討



合同捜査の状況

事例 平成14年11月から17年3月にかけて、サムターン回し等の手口により高層マンションへ侵入し、金品を窃取する事案が北海道、富山県、山口県、愛媛県等において発生した。関係警察による共同捜査を進めた結果、同年6月までに中国人の男(42)ら58人を窃盗罪等で逮捕した。被疑者らは、上海出身の中国人による窃盗団を組織し、預貯金通帳等を窃取した上、日本人を中心とした引き出し役に偽造した印鑑等を使用させて金融機関から多額の現金を引き出させるなどして、約350件の窃盗事件等を敢行しており、その被害総額は約5億800万円に上った(北海道、宮城、福島、警視庁、新潟、富山、石川、兵庫、山口、愛媛、長崎、熊本)。

(4) 警察庁指定事件制度

警察庁指定事件とは、複数の管区警察局長の管轄地域で発生している社会的影響の大きい凶悪又は特異な事件で、複数の地域にまたがり組織的に捜査を行う必要があるものとして警察庁が指定した事件をいう。現在までに、24事件が指定されている。

警察庁指定事件について、警察庁は、都道府県警察と捜査会議を開催して、捜査方針を協議するほか、関係都道府県警察以外の都道府県警察に対して捜査共助を指示したり、関係情報を集約・分析したり、事件の解決に向けて捜査活動を支援している。

事例 無職の男(62)ら2人は、平成14年8月から同年11月にかけて、千葉県内の会社役員宅に侵入し、住人2人の首を絞めるなどして殺害し、金品を奪った上、家屋に放火するなど、広域にわたり、3件の強盗殺人事件等を敢行した。警察庁では、これらの事件を警察庁指定第124号事件と指定し、千葉県警察及び警視庁が共同捜査を行った結果、18年1月までに、上記3件の事件について、強盗殺人罪等で逮捕した(千葉、警視庁)。

3 科学技術の活用

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、個人の識別を目的としてDNA型^(注)を鑑定することをいい、警察では、平成元年から犯罪捜査に活用している。

15年から、フラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いた鑑定法を導入しており、従来の方式による場合と比べて、より古い、より微量の資料からの鑑定が可能となったほか、検査が自動化されたため、鑑定に要する時間が短縮され、より効果的、効率的な鑑定を行うことが可能となった。

コラム 1 DNA型の記録のデータベース化

16年12月から、犯罪現場等に被疑者が遺留したと認められる血痕等の資料（以下「遺留資料」という。）のDNA型の記録を登録し、検索する遺留資料DNA型情報検索システムの運用を開始し、17年9月には、DNA型記録取扱規則に基づき、遺留資料のDNA型の記録に加え、犯罪捜査上の必要があつて適法に被疑者の身体から採取された資料（以下「被疑者資料」という。）のDNA型の記録を登録し、DNA型記録検索システムとして運用を開始した。

このシステムにより、新たに得た被疑者資料のDNA型とシステムに登録されている遺留資料のDNA型とを照合することで、その被疑者の余罪を効率的に捜査することができる。また、新たに得た遺留資料のDNA型とシステムに登録されている遺留資料のDNA型とを照合することで、これらの事件が同一の被疑者によって引き起こされたかどうかを検証することができる。さらに、新たに得た遺留資料のDNA型をシステムに登録されている被疑者資料のDNA型と照合することで、その遺留資料が誰のものであるかを迅速に検証でき、被疑者の迅速な特定に有用な情報を得ることもできる。

このほか、身元が明らかでない変死者等の身体から採取された資料のDNA型の記録とシステムに登録された被疑者資料のDNA型とを照合することで、変死者等の身元の確認を行うことができる。



DNA型記録検索システム

事例1 16年8月以降、奈良・大阪・兵庫の各府県警察は、それぞれの府県で連続して発生した強姦事件等に係る遺留資料のDNA型の記録を遺留資料DNA型情報検索システムに登録していたところ、17年11月までに、これら10事件の遺留資料のDNA型が一致したことから、これらが同一の被疑者によるものであることが判明した。そこで、同年12月から関係府県警察における共同捜査を実施した結果、18年2月、無職の男（42）を強盗強姦罪等で逮捕した。

事例2 滋賀県警察は、17年2月に発生した強制わいせつ事件の遺留資料のDNA型の記録を遺留資料DNA型情報検索システムにより照合した結果、岡山県警察が同システムに登録していた遺留資料のDNA型と一致したことから、これらの事件が同一の被疑者によって引き起こされたものであることが判明した。この結果を基に、両県警察が連携して捜査を進め、同年6月、会社員の男（36）を強制わいせつ罪で逮捕した。

注：ヒトの個体のデオキシリボ核酸の塩基配列の特徴で、特定の座位における特定の塩基配列の繰り返しの回数等で表されるもの

(2) 指紋自動識別システム、掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋は、「万人不同」、「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。

警察庁では、昭和57年から、指紋の隆線の特徴点（端点と分岐点）を一定のパターンとしてコンピュータに登録し、照会した指紋が記憶しているパターンと一致しているかどうかを自動的に認識・分類するパターン認識技術を応用した指紋自動識別システムを導入し、遺留指紋の照合業務等を効率化した。平成10年からは、指紋を短時間で採取できるライブスキャナを導入し、現在ではすべての警察署に設置されている。



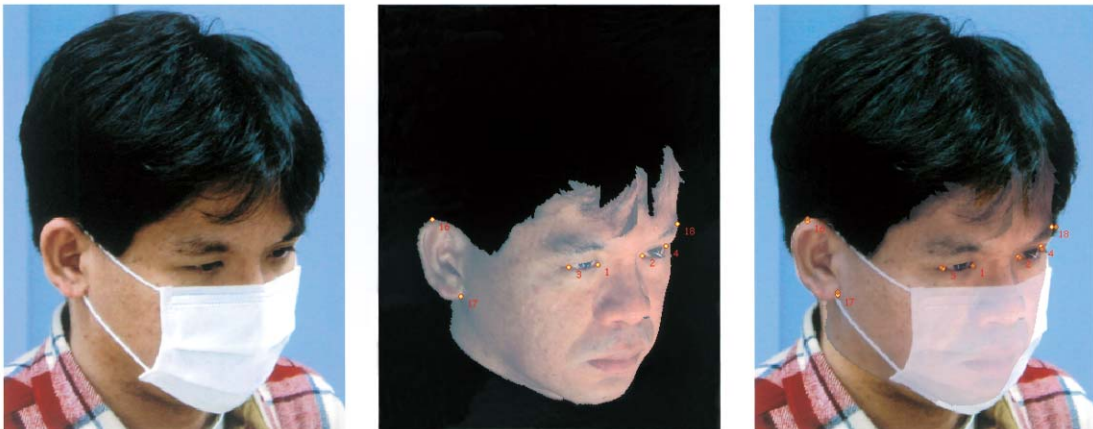
ライブスキャナ（被疑者は模擬）

また、14年から、指紋自動識別システムと同様に、犯罪現場から採取した掌紋と被疑者から採取した掌紋を登録し、照会した掌紋と自動的に照合を行い、犯人を特定する掌紋自動識別システムを運用しており、指紋自動識別システムを併用することにより、事件の解決に役立てている。

事例 17年2月に発生した建造物侵入等事件で、犯罪現場に置かれていた金庫の扉から、被疑者が遺留した可能性の高い掌紋を採取した。これを掌紋自動識別システムにより照合した結果、犯罪経歴のある電気工事作業員の男（38）から過去に採取した掌紋と一致したため、この男を取り調べたところ、犯行を自供した。同年3月、建造物侵入罪等で逮捕した（高知）。

(3) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、金融機関等に設置された防犯カメラで撮影された被疑者の顔が下を向いていたり、帽子やマスク等で顔が隠れていたりするため個人識別が困難な場合に、別に取り得た被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度、同じ大きさに調整した後、両画像を重ね合わせ、個人識別を行うシステムである。新たな鑑定法として期待されており、一部の府県警察で犯罪捜査に活用されている。



三次元顔画像識別システム（被疑者は模擬）

(4) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通過する自動車の検問を実施することが有効である。しかし、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題がある。このため、警察では、昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

(5) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定や次回の犯行の予測、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定を行うものである。

被害者と犯人のつながりが薄い事件や、物証・目撃情報が乏しい事件のように、通常の捜査活動では解決困難な事件の捜査で効果を発揮することが期待されており、警察では、現在、普及に向けた取組みを推進している。

(6) 犯罪情報地理分析システム

犯罪情報地理分析システムとは、地理情報システム(GIS)^(注)を用いて、個々の犯罪データを電子地図上に表示し、地理的・時間的な犯罪発生状況の比較・分析を行うことなどにより、合理的・効率的な捜査力の運用、防犯対策の実施、警察官の配置等に役立てることを目的としたものである。

例えば、類似事件の抽出や未検挙事件の分析による余罪捜査、犯罪が多発する地域や時間に的を絞って捜査員を配置し、被疑者を検挙するよう撃捜査等に活用することが考えられる。

平成16年1月から17年3月にかけて、3県(群馬県、三重県、福岡県)で試験的に整備し、被疑者の検挙に結び付けるなどの成果を上げた。

コラム 2 犯罪の検挙に向けた情報の総合分析

「人からの捜査」、「物からの捜査」が困難化する中、犯罪の迅速な検挙を確保するためには、犯罪関連情報を総合的に分析することにより捜査の方向性や捜査項目の優先順位の判断を支援する活動が重要である。警察庁では、平成18年4月、刑事局に情報分析支援室を設置し、統計分析や地理的分析に基づくプロファイリングを含めた情報の総合的な分析手法の導入を図っている。

注：Geographic Information System

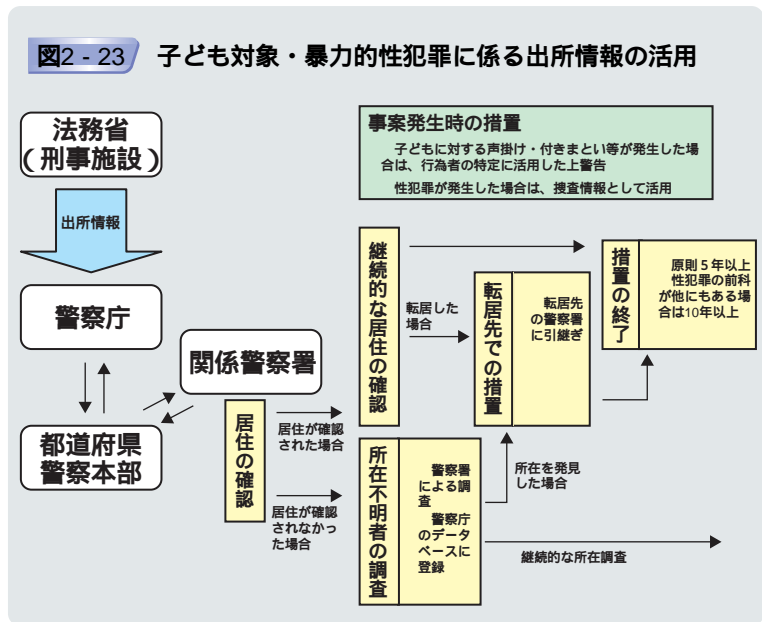
4 法務省との情報の共有

警察庁やその附属機関の科学警察研究所が行った調査から、平成16年中に検挙した子どもを対象とした暴力的な性犯罪（強姦、強制わいせつ、強盗強姦、わいせつ目的略取・誘拐）の被疑者466人のうち、15.9%に当たる74人は、それ以前にも同種の性犯罪を犯していることが明らかになった。また、昭和57年から平成9年にかけて検挙した子どもを対象とした強姦事件の被疑者で追跡が可能な506人のうち、9.3%に当たる47人は、16年6月末までに再び子どもを対象とした強姦事件や強制わいせつ事件を犯していることが明らかになった。

また、同年12月、子ども対象・暴力的な性犯罪の前歴者が奈良県内で少女を誘拐して殺害した事件、17年2月、所在不明となっていた仮釈放者が愛知県内で幼児を殺害した事件及び同年5月、所在不明となっていた保護観察付執行猶予者が東京都内で少女を監禁していた事件について、それぞれ被疑者が検挙されたが、このような者による再犯が相次いで発覚したことは社会に大きな不安を与えた。そこで、警察庁と法務省は、これらの者による再犯の防止等を図るため、両省庁間で所要の情報を共有し、連携を図る仕組みを同年中に構築し、運用を開始した。

（1）子ども対象・暴力的な性犯罪に係る出所情報の共有

警察では、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報について、平成17年6月から、法務省から提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査の迅速化等への活用を図っている。



（2）凶悪重大犯罪等に係る出所情報の共有

警察では、凶悪重大犯罪等（殺人、強盗等の凶悪重大犯罪及びこれらの犯罪に結びつきやすく、再犯のおそれ大きい侵入窃盗、薬物犯罪等）により服役中の刑事施設から出所した者又は出所する予定の者の出所情報について、平成17年9月から、法務省から提供を受け、同種の犯罪が発生した場合の迅速かつ確かな被疑者の絞り込み等に活用している。

（3）保護観察中に所在不明となった者の情報の共有

所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成17年12月から、保護観察所からの協力依頼に基づき、警察がその者の所在調査に協力することとし、その者に関する情報を警察が把握した場合に、その情報を保護観察所に提供することなどにより、保護観察制度の適正な運用に寄与することとしている。

5 事件・事故への即応

交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際には、直ちに発生現場に向かい、犯人の逮捕、現場保存等の措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけることができるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の機動力の活用に努めている。

(1) 110番通報の現状

110番通報受理件数は、平成17年中は約939万件と、前年より約15万件減少したが、依然として高い水準にある。これは、3.4秒に1回、国民約14人に1人の割合で通報がされたことになる。また、携帯電話等移動電話からの110番通報が半数以上（59.0%）を占め、件数は過去10年間で4.1倍になっている。

警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報を適切に利用するとともに、警察による緊急の対応を必要としない相談等の電話には、専用の「#（シャープ）9110番」を利用するよう呼び掛けている。また、移動電話を用いて110番通報をするときは、所在地や番地、目標物を確認するほか、通話中にはできる限り場所を移動しないことなどを呼び掛けている。

表2-12 110番通報受理件数の推移（平成8～17年）

区分	年次	8	9	10	11	12	13	14	14	16	17
件数（件）		6,198,980	6,516,130	6,899,188	7,216,210	8,087,976	8,716,922	8,901,628	9,317,149	9,538,379	9,392,413
指数		100	105	111	116	130	141	144	150	154	152
	うち移動電話からの件数	1,351,012	1,867,298	2,403,735	2,895,622	3,661,312	4,353,203	4,637,055	5,101,817	5,437,704	5,539,876
	構成比（%）	21.8	28.7	34.8	40.1	45.3	49.9	52.1	54.8	57.0	59.0

注：指数は平成8年を100とした。

(2) 通信指令システム

110番通報に的確に対応するため、都道府県警察に通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令、他の都道府県警察への通報等を行っている。

緊急配備とは、重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、交番・駐在所の地域警察官を中心に警戒員を配置して検問、張り込み等を行うことをいうが、平成17年中の緊急配備の実施件数は10,133件（前年比1,674件減）であった。



通信指令室

また、通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間をレスポンス・タイムというが、同年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイムの平均は、7分3秒であった。

警察では、レスポンス・タイムの短縮のため、通報場所を早急に把握できる地理情報システムやパトカーの活動状況を容易に把握できるカーロケータ・システムを導入するなど、通信指令システムの高度化に努めている。18年度には、主要な警察本部に携帯電話等の発信地を表示するシステムを導入し、19年4月から運用を開始する予定である。

(3) パトカー、警察用航空機・船舶の活動

全国の警察本部や警察署に配備されたパトカーは、交番・駐在所の地域警察官と連携して管内のパトロールを行うとともに、事件、事故等の発生時における初動措置をとっている。

また、パトカー以外にも、全国に警察用航空機（ヘリコプター）が約80機、警察用船舶が約200隻配備されており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、事件・事故発生時の情報収集、交通情報の収集、災害や山岳遭難等の事故発生時の救助活動等を行っている。



警察用航空機

事例

17年7月に子どもの連れ去り事件が発生したが、被疑者の使用車両の型や塗色が判明したため、警察用航空機を用いて空から捜索していたところ、手配された特徴と一致する車両が、現場から約2キロメートル離れた駐車場に駐車してあるのを発見した。そこで、通信指令室を通じて地上の警察官をその車両の所有者方に向かわせ、同人から事情を聴取した結果、犯行を自供したため、未成年者略取罪で逮捕した（愛知）。

(4) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、駅構内に本隊や分駐隊を置いて、列車内、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、すり、置き引き、痴漢等の犯罪の予防及び検挙を図っている。

また、痴漢の被害に遭った女性からの相談を受理した場合は、女性に同行して警乗を行うなど、必要な措置をとっている。



鉄道警察隊

6 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、管轄する地域の実態や地域住民の要望を把握し、地域住民の要望にこたえている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成18年4月1日現在、全国に交番は6,362か所、駐在所は7,196か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

パトロール

地域警察官は、パトロールを強化してほしいという国民からの要望にこたえ、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を検挙するため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審な者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。



パトロール

事例 平成17年6月、パトロール中の地域警察官が、落ち着きなく辺りを見回している男(40)ら2人が乗車した自動車に保管場所標章が表示されていないことに気付き、その男らに職務質問を行った。その際、助手席にいた男が何かを隠すような動作を見せたことから両人の同意を得て座席の下を確認したところ、運転席の下から他人名義の預貯金通帳を発見した。そこで、引き続き職務質問を実施したところ、空き巣事件の被疑者であることが判明し、窃盗罪で逮捕した(熊本)。

立番等による警戒

地域警察官は、交番、駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。また、駅、交通要点等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。

職務執行力の強化

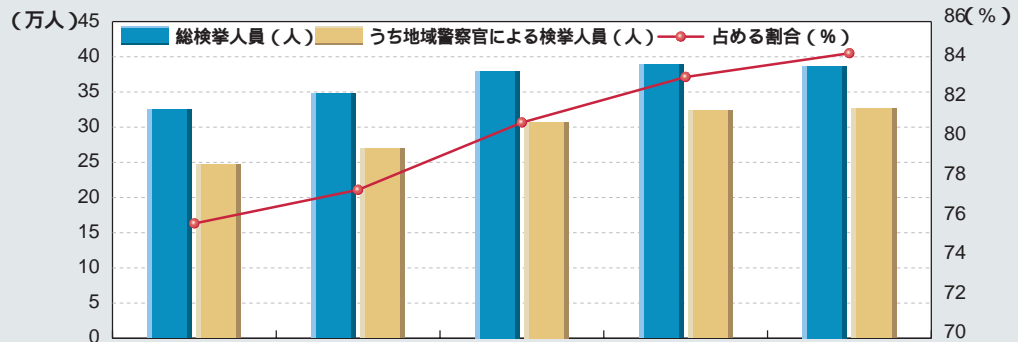
警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした教育訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導員として指定し、職務質問技能の指導者の育成等に当たらせている。

17年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は32万6,685人と、警察による刑法犯の総検挙人員の84.4%を占めている。



立番

図2-24 地域警察官による刑法犯検挙人員の推移（平成13～17年）



区分	年次	13	14	15	16	17
総検挙人員(人)		325,292	347,558	379,602	389,027	386,955
うち地域警察官による検挙人員(人)		246,672	269,501	307,228	323,615	326,685
占める割合(%)		75.8	77.5	80.9	83.2	84.4

(2) 地域住民と連携した活動

巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、交通事故や災害の防止等、住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。

交番・駐在所連絡協議会

平成17年末現在、全国の交番・駐在所に1万3,172の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。

そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見、要望を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

情報発信活動

地域警察官は、様々な活動を通じて、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やその防止等の身近な情報を伝えている。

例えば、管轄地域で侵入窃盗事件が発生した場合に、発生地域や手口等を記載した「交番速報」を作成し、あらかじめ登録した送付先にFAXで送付したり、自治会の掲示板のような地域住民の目に触れやすい場所へ掲示したりしている。また、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報誌」を作成し、自治会を通じた回覧等を行っている。



巡回連絡



交番速報

(3) 遺失物・拾得物の取扱い

地域警察官は、遺失物・拾得物を速やかに遺失者等に返還するため、遺失・拾得届の受理業務を行っている。平成17年中に警察が取り扱った遺失届は約350万件、拾得届は約640万件であった。拾得届のあった金品のうち、通貨は約7割、物品は約3割が遺失者等に返還されている。

物品ごとの返還率をみると、同年中に警視庁に届けられた拾得物のうち、携帯電話は77.6%、証明書類は64.7%が遺失者等に返還されているが、衣類は2.2%、傘類は0.3%しか返還されておらず、また、このような遺失者等に連絡をする手掛かりが少なく返還が困難な物件や安価な物件についても、約6か月間保管しており、保管に伴う負担は極めて重い。

警察の遺失物取扱業務は、明治32年に制定された遺失物法に基づいて行われているが、近年、経済の発展や社会情勢の変化に伴い、拾得物品の数は増大し、全国で年間1千万点を超えており、また、携帯電話や珍しいペット等、新しい種類の拾得物品も多くなっている。

遺失物を取り巻くこうした社会・経済情勢の変化を踏まえ、国民にとって利便性が高く、かつ、合理的な遺失物取扱システムを構築するため、改正遺失物法が、18年6月、第164回国会において成立した。

この法律の概要は、次のとおりである。

- ・ インターネット等による拾得物に関する情報の公表等、遺失場所を問わず拾得物を発見することができる仕組みを整備すること。
- ・ 拾得物の保管期間を6か月から3か月に短縮すること。
- ・ 大量・安価な物件や保管に不相当な費用を要する物件については、2週間以内に返還ができないときは売却等の処分をできるようにすること。
- ・ 取り扱う拾得物が多数に上り、かつ、これを適切に保管できる施設占有者については、高額な物件等を除き、警察署長への提出を免除すること。
- ・ 法律の公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

表2-13 遺失物・拾得物の取扱い状況(平成13~17年)

区分		年次				
		13	14	15	16	17
通貨(億円)	拾得届	133	129	128	132	139
	遺失届	414	399	391	409	414
物品(万点)	拾得届	1,036	1,017	1,047	1,070	1,158
	遺失届	664	672	671	742	743



遺失物センター

7 交番機能の強化

(1) 「空き交番」解消計画の推進

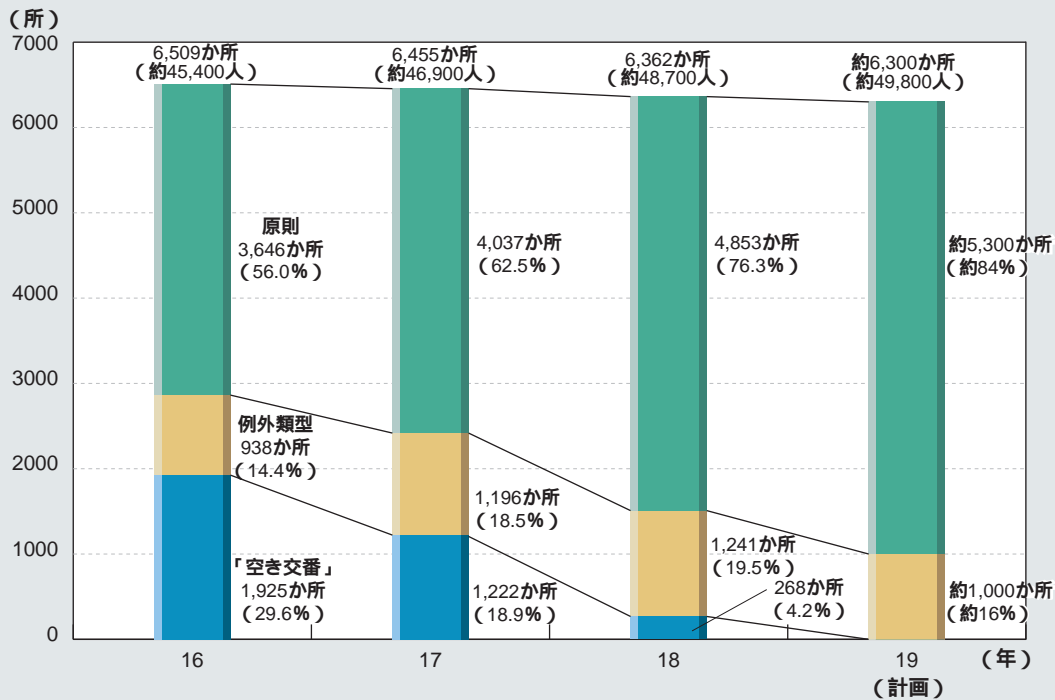
交番は、地域住民の安全と安心のよりどころとなっているが、近年、対応を要する事件・事故等が急増していること、悪化する治安情勢に対応してパトロールを強化していることなどの要因により、交番に地域警察官が不在になることが多く、「空き交番」^(注)が多数生じている。

その解消を求める国民の要望は強く、警察では、交番の地域警察官の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等によって「空き交番」を解消するための計画を策定し、地域住民の理解を得ながら取組みを進めている。

計画では、平成19年春を目途に「空き交番」を解消し、交番機能を強化することを目標とし、交番には、原則として一当務に2人以上（三交替制で計6人以上、四交替制で運用している警視庁では計8人以上）の地域警察官を配置することとしている。管内の警察事象が少ない交番は、例外的に5人以下（四交替制で運用している警視庁では7人以下）の配置となるが、このような交番については、交番相談員やパトカーによる補完体制を確立することとしている。

17年4月1日現在では「空き交番」は全国に1,222か所（全交番の18.9%）あったが、18年4月1日現在、268か所（全交番の4.2%。前年同期比954所減）まで減少した。

図2-25 「空き交番」解消計画



原則：一当務2人以上の交替制交番

例外類型：一当務2人以上の交替制交番ではないが、警察事象の少ない地域にあり、補完体制等により「空き交番」に該当しないもの

注：地域警察官の不在が常態化している交番。「空き交番」に該当しない交番であっても、事件・事故等に対応するため、配置されているすべての地域警察官が交番を一時的に不在にすることはあり得る。

(2) 交番の体制強化

交番の地域警察官の増配置

平成13年度から18年度にかけて増員された地方警察官21,230人のうち、3割程度を交番機能強化のための要員とするとともに、警察内部の人員配置を見直すことにより、交番で勤務する地域警察官の増配置を行っている。

交番・駐在所の配置見直し

交番・駐在所の配置数や設置箇所は、地域の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件・事故の発生状況等の治安情勢を勘案して決定することとしており、情勢の変化に応じ、適正で合理的な配置となるよう交番・駐在所の配置の見直しを行っている。

その結果、17年4月1日現在と18年4月1日現在の設置数を比べると、全国で、交番は93か所、駐在所は137か所減少した。

なお、交番・駐在所を統合・廃止する場合は、警察署協議会等の場を通じて地域住民の理解を得よう努めるとともに、パトカーによるパトロールを強化するなど地域住民の不安を解消するための施策を実施している。例えば、福岡県警察では、15年8月から交番・駐在所の配置見直しを実施するとともに、夜間・休日の体制強化やパトロール活動の強化を進めた結果、「制服の警察官の姿をよく見掛けるようになり安心だ」との住民の声が聞かれたほか、福岡県内における16年9月から17年8月にかけての刑法犯認知件数は、配置見直し前の一年間（14年9月～15年8月）より28.5%減少し、刑法犯検挙件数は17.0%増加するという効果が現れている。



交番

(3) 交番の支援機能の充実

交番相談員の活用

平成18年4月1日現在、全国で約5,200人の交番相談員が配置され、都市部の主要な交番等で活躍している。

交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、交番等で事件・事故発生時の警察官への連絡、住民の意見・要望の聴取、遺失・拾得届の受理、被害届の代書及び預かり、地理案内等の業務に従事している。

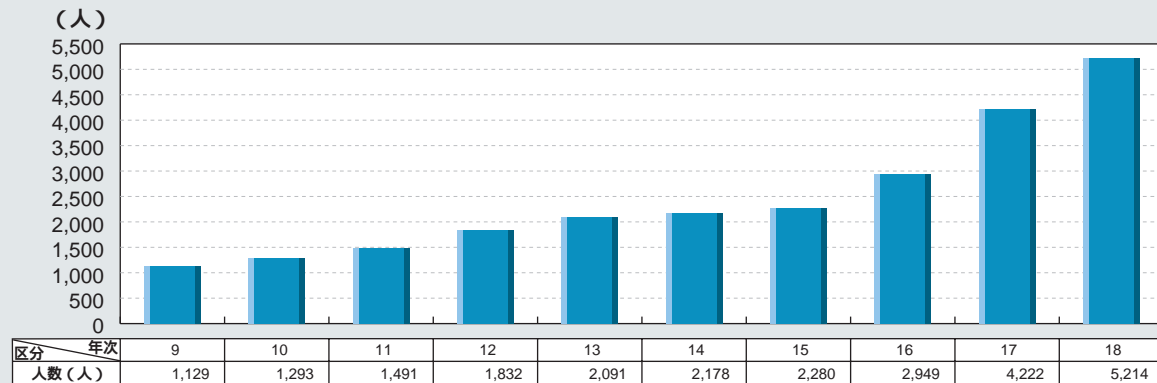
その多くは、地域警察に関する経験や知識を有する、警察官を退職した者である。

交番相談員が配置されている交番等では、地域警察官が、パトロールを始め交番等の外で行う活動を強化することができ、また、交番等に地域警察官が不在の場合における来訪者の便宜が高まる。



交番相談員

図2-26 交番相談員数の推移（平成9～18年度、各年度末現在（16～18年度は4月1日））



パトカーによる支援の強化

警察では、地域警察官が徒歩や自転車によるパトロールを行っている間、機動力に優れたパトカーがその交番・駐在所の管轄地域で発生した事件・事故への対応を行ったり、交番への立ち寄りを増やしたりするなどして、交番・駐在所とパトカーの地域警察官の連携を強化している。

不在対策機器の設置

警察官や交番相談員が交番・駐在所に不在である場合でも、来訪者が警察に用件を告げることができるよう、警察では、受話器を上げただけで警察署とつながる電話、人の来訪をセンサーで感知して、警察署と音声で通話ができるようにする装置、来訪者が警察署の警察官の顔を見ながら用件を伝えることができるテレビ電話等の不在対策機器の整備を進めている。



テレビ電話

事例 18年2月、言葉の不自由な女性が捜索願を出すため、交番に来訪したが、警察官が不在であったので、交番に設置されているテレビ電話を利用して警察署の警察官に筆談で内容を伝えた。用件を把握した警察署では、直ちにパトロール中の交番勤務員に連絡し、速やかに捜索願を受理するなど適切に対応することができた（高知）。

1 子どもの安全対策

(1) 子どもが被害者となる犯罪

子どもの被害状況

刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数（以下「子どもの被害件数」という。）は、平成14年以降減少傾向にあり、17年における子どもの被害件数は3万4,459件と、前年より2,595件（7.0%）減少した。

同年における全刑法犯被害件数に占める子どもの被害件数の割合の高い罪種についてみると、略取誘拐が37.5%（104件）と最も高く、強制わいせつが15.8%（1,384件）、公然わいせつが12.6%（132件）、殺人が7.6%（105件）となっており、全刑法犯被害件数に占める子どもの被害件数の割合（1.8%）と比べ、特に高くなっている。

図2-27 刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数の推移（平成8～17年）

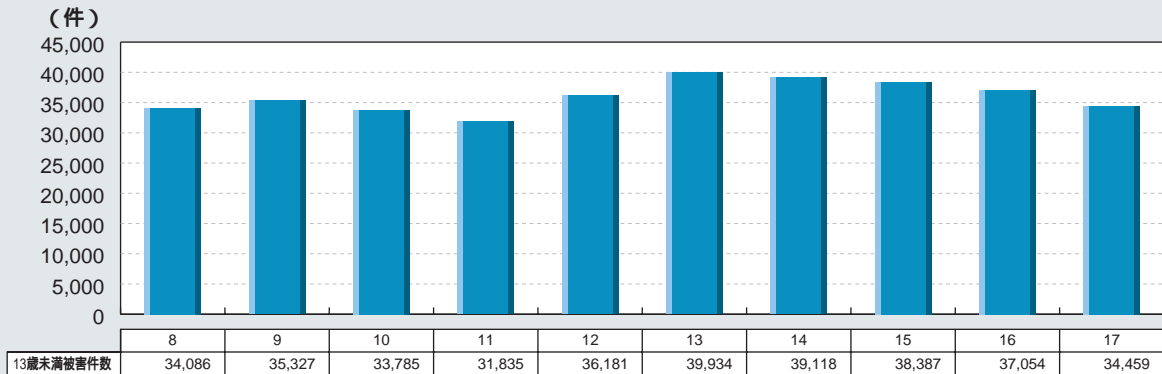
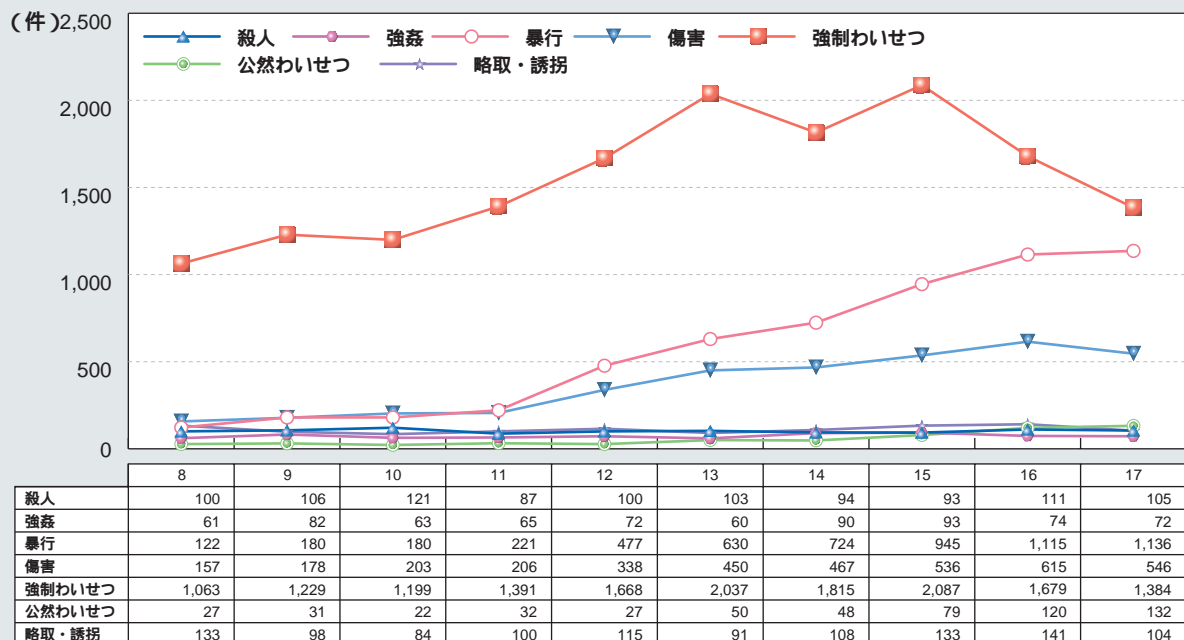


図2-28 子どもの罪種別被害状況の推移（平成8～17年）



同年中には、広島市及び栃木県今市市（現日光市）の小学1年の女子児童が相次いで殺害されたほか、京都府宇治市では小学6年の女子児童が通っていた学習塾において講師に殺害されるなど、子どもが被害者となる悲惨な事件が続発した。これらの事件の発生を受けて、警察では、学校、教育委員会、防犯ボランティア団体等と連携し、子どもを犯罪から守るための取組みを一層推進している。

事例 ペルー人の男（30）は、学校から帰宅途中の小学生の女兒（7）を殺害し、段ボール箱に入れて遺棄した。17年11月、殺人罪等で逮捕した（広島）。

犯罪から子どもを守るための施策

警察では、通学路の安全を確保することによって、子どもが被害者となる事件を未然に防止し、子どもが安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーター（第2章第4節第2項（3）（143頁）参照）として委嘱し、積極的に学校へ派遣するなどして、学校と連携して、学校や通学路における児童生徒の安全確保、児童生徒の非行防止、立ち直り支援等に関する施策を推進している。

また、子どもが被害に遭った事案や子どもに対する犯罪の前兆と思われる声掛けや付きまとい等の発生に関する情報については、迅速に児童、保護者に対し情報提供が行われるよう、警察署と小学校、教育委員会との間で電話やファックス等による情報共有体制を整備している。さらに、これらの情報を都道府県警察のウェブサイトで公開するとともに、電子メール等を活用した情報提供システムによる情報発信を行うなど、地域住民に対する積極的な情報提供を実施している。

そのほか、通学路や学校周辺を子どもや保護者、地域住民等が歩き、道路、公園、駐車場や空き地等における死角や暗がり等の危険箇所を確認する通学路の安全点検の実施や、安全点検の結果に基づいた「地域安全マップ」の作製に対し、学校や教育委員会と連携して支援を行っている。



不審者情報の提供



地域安全マップの作製

そのほか、子どもが犯罪の被害を予見する能力や被害を回避する能力を向上させるため、幼稚園や保育所、小学校等において、学年や理解度に応じた腹話術、紙芝居、演劇等により、子どもが体験、実践することができる防犯教室を学校や教育委員会と連携して開催しているほか、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。さらに、子どもが危険に遭遇した場合に助けを求めることができ、子どもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアである「子ども110番の家」に対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っている。



子どもに対する被害防止教育



子ども110番の家マニュアル

地域住民等と連携した子どもを見守る活動

子どもを犯罪の被害から守るためには、警察や教育委員会、学校による取組みを推進することはもとより、子どもを取り巻く地域ぐるみで子どもを見守る意識を持つことが重要である。

平成17年12月末現在、自主的に地域のパトロール等を行う防犯ボランティア団体は1万9,515団体把握されており、その数は年々増加しているが、そのうち通学路における子どもの保護・誘導を主な活動内容とする団体は1万2,816団体と、全体の65.7%に上っている。

警察では、これらの防犯ボランティア団体に対し、活動拠点の整備や資器材等を提供しているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を積極的に支援している。

また、ボランティア団体としての活動のほか、子どもの通学時間帯に合わせて地域住民が玄関先の掃除や散歩、買物を行うなど、日常生活の中で子どもの安全確保に配慮した取組みが各地で行われている。



地域住民による子どもの見守り活動



防犯ボランティア団体による活動

コラム 1 「犯罪から子どもを守るための対策」

17年に広島市（11月）及び栃木県今市市（現日光市、12月）の女子児童が相次いで殺害された事件を受け、政府は、同年12月、子どもを守るための対策が関係省庁の連携の下円滑に行われるよう省庁間の連絡調整を図ることを目的として、内閣官房副長官補を議長とし、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の事務担当局長により構成される、「犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議」を発足させた。

同連絡会議において、すべての小学校区における全通学路等の緊急安全点検、全小学校における防犯教室の緊急開催、すべての地域における不審者情報の共有体制の緊急立ち上げ等の「緊急対策6項目」を含む登下校時の子どもの安全確保等のための対策及び犯罪から子どもを守るための総合対策を盛り込んだ「犯罪から子どもを守るための対策」が取りまとめられた。この対策は、同月開催された犯罪対策閣僚会議（第6章第16項（284頁）参照）において報告され、対策に盛り込まれた各施策を、政府全体として着実に推進することが確認された。

「犯罪から子どもを守るための対策」（抄）

- 一 登下校時の安全確保等のための対策
 - 1 緊急対策6項目
 - （1）全通学路の緊急安全点検 （2）すべての学校における防犯教室の緊急開催
 - （3）すべての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ （4）学校安全ボランティアの充実
 - （5）路線バスを活用した通学時の安全確保 （6）国民に対する協力の呼び掛け
 - 2 重点的に推進する項目
 - （1）学校における対策 学校の安全管理対策 防犯教育の推進
 - （2）地域における対策 犯罪を起こしにくい環境整備 子どもを守るための諸活動の充実
情報通信技術の活用
 - （3）犯罪対策 取締りの強化 再犯防止等
- 二 犯罪から子どもを守るための総合対策
 - 1 学校における対策 学校の安全対策の充実 防犯教育の充実 学校施設の安全
 - 2 地域における対策 犯罪を起こしにくい環境整備 子どもを守るための諸活動の充実
情報通信技術の活用
 - 3 犯罪対策 取締りの強化 再犯防止等

コラム 2 「子ども安全・安心加速化プラン」

～子どもたちを非行や犯罪被害から守るために～

18年6月、政府は、犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議を開催し、子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチームにおいて取りまとめた「子ども安全・安心加速化プラン」を了承した。同プランでは、

- ・ 地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る
- ・ 犯罪に巻き込まれない力を地域で育む
- ・ 困難を抱える子どもの立ち直りを地域で支援する

ことを重点として、家庭、学校、地域住民及び行政機関が一体となって、子どもを非行や犯罪被害から守るための対策を加速化する取組みを進めることとした。

(2) 少年の福祉を害する犯罪

警察では、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りと被害少年の発見・保護を推進している。特に、児童買春や児童ポルノについては、平成16年7月から、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、児童ポルノの提供等が禁じられたことなどを踏まえ、取締りを強化している。

また、日本国民が国外で犯した児童買春、児童ポルノ事犯等の取締り

や国際捜査協力を強化するため、警察庁では、17年11月、東南アジア3か国の捜査関係者、非政府組織（NGO）等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策東南アジアセミナーを開催し、各国の児童買春等の状況や取組み等について意見交換を行った。

図2-29 福祉犯の法令別検挙人員（平成17年）

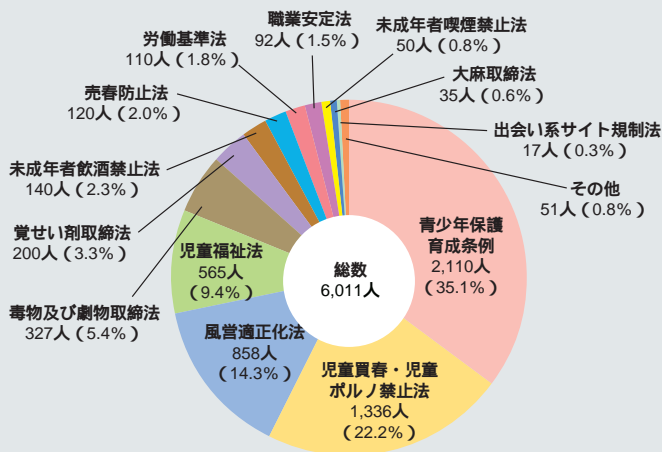


表2-14 福祉犯の被害少年の学職別状況（平成16、17年）

年次	区分	総数	未就学	学生・生徒					有職少年	無職少年
				小計	小学生	中学生	高校生	その他学生		
17年	人	7,627	5	4,927	58	2,063	2,758	48	681	2,014
	構成比 (%)	100	0.1	64.6	0.8	27.0	36.2	0.6	8.9	26.4
16年	人	7,456	0	4,858	49	1,971	2,752	86	768	1,830
	構成比 (%)	100	0	65.2	0.7	26.4	36.9	1.2	10.3	24.5
	増減数 (人)	171	5	69	9	92	6	38	87	184
	増減率 (%)	2.3	-	1.4	18.4	4.7	0.2	44.2	11.3	10.1

表2-15 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律による検挙状況（平成16、17年）

年次	区分	件数						人員					
		計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ			
			出会い系サイト利用に係るもの	テレホンクラブ営業に係るもの	インターネット利用に係るもの	出会い系サイト利用に係るもの		テレホンクラブ営業に係るもの	インターネット利用に係るもの				
17年	人	2,049	1,579	654	219	470	136	1,336	1,024	495	129	312	110
16年	人	1,845	1,668	745	178	177	85	1,232	1,095	498	135	137	76
	増減数 (人)	204	89	91	41	293	51	104	71	3	6	175	34
	増減率 (%)	11.1	5.3	12.2	23.0	165.5	60.0	8.4	6.5	0.6	4.4	127.7	44.7

(3) 有害環境の浄化（第1章（1頁）参照）

警察では、インターネット上の違法・有害情報に少年が触れることのないようにするため、啓発活動等様々な取組みを実施したり、性や暴力等に関する過激な情報を内容とするコンピュータ・ソフト、ビデオ、雑誌等に関して、関係業界に対する働き掛けや悪質な業者に対する指導取締りを実施したりしている。また、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないようにするため、同様の対応をとっている。

(4) 暴力団等の影響の排除

警察では、暴力団員等が関与する福祉犯等の取締りを積極的に行うとともに、補導活動や少年事件の取扱いを通じて少年の暴力団等への加入状況の把握に努め、暴力団等からの離脱促進や新たな少年の暴力団等への加入阻止のための対策を推進している。

(5) 少年の犯罪被害への対応

平成17年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数は32万6,042件であり、このうち凶悪犯は1,668件、粗暴犯は1万8,039件であった。

警察では、被害少年に対して、継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行っている。また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

(6) 児童虐待対策

平成17年中の警察の相談窓口における児童虐待に関する相談の受理件数は1,861件(前年比28件増)と、過去10年間で7.2倍に増加した。

また、17年中の児童虐待事件の検挙件数は222件(前年比7件減)、検挙人員は242人(前年比11人減)、被害児童数は229人(前年比10人減)であった。このうち、殺人及び傷害致死による検挙人員は44人(前年比18人減)であった。

警察では、街頭補導、少年相談等様々な活動の機会を通じ、児童虐待事案の早期発見と児童相談所等への確実な通告に努めるとともに、都道府県知事・児童相談所長による児童の安全確認や一時保護、立入調査を円滑化するための援助を実施している。また、被害児童のカウンセリング、保護者への助言・指導、訪問活動による家庭環境の改善等の支援に取り組んでいるほか、要保護児童対策地域協議会^(注)等に積極的に参画するなど、学校、児童相談所等の関係機関との情報交換や連携強化に努めている。

表2-16 児童虐待に関する相談受理件数の推移(平成8~17年)

区分	年次	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
受理件数(件)		257	511	413	924	1,342	1,574	1,382	1,276	1,833	1,861

表2-17 児童虐待事件の態様別検挙状況(平成16、17年)

区分	総数			身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待		
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数
17年	222	242	229	156	172	162	55	56	56	11	14	11	0	0	0
16年	229	253	239	176	193	186	39	42	39	14	18	14	0	0	0
増減数	7	11	10	20	21	24	16	14	17	3	4	3	0	0	0
増減率	3.1	4.3	4.2	11.4	10.9	12.9	41.0	33.3	43.6	21.4	22.2	21.4	-	-	-

事例 無職の女(21)は、17年10月、長女(5か月)を連れて家出し、同長女を宿泊先に放置しホストクラブに通い続けるなどして、同長女を餓死させた。同月、殺人罪及び死体遺棄罪で逮捕した(大阪)。

注：児童福祉法第25条の2第1項により、地方公共団体が、要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童及びその保護者に対する支援の内容に関する協議を行うため設置できるとされた協議会

2 安全・安心なまちづくりの全国展開

(1) 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携

近年、住居に犯罪者が侵入したり、街頭で犯罪の被害に遭ったりする事案が多発しているほか、子どもをねらった凶悪犯罪が続発している。また、人々が行き交う繁華街・歓楽街では、風俗店の違法営業が横行するなど風俗環境の悪化が進む一方、街が犯罪組織の活動拠点となっている。

これに不安を覚える全国の地域住民の間では、警察等の取締りだけに頼るのではなく、自主的にパトロールや地域安全情報の発信を行うなど、自らの手で街の安全・安心を確保しようとする気運が高まっている。また、市区町村や事業者等も関与しながら、犯罪対策とまちづくりの施策を融合させ、平穩に生活できる街、健全なにぎわいのある街を再生しようとする動きも拡大している。

政府では、こうした地域の自主的な取組みを支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を決定し、両者調和させて推進していくこととした。警察庁及び都道府県警察も、これらの取組みに積極的に参画している。

(2) 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」

このプランは、官民連携した安全・安心なまちづくりに関し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定。第6章第16項(284頁)参照)を補完するとともに、更にこれを加速化させるため、当面重点的に推進すべき施策を取りまとめたものである。同プランには、次の三つの重点課題別に合計61の推進施策が盛り込まれている。

住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開

- ・ モデル事業・モデル調査の全国的実施
- ・ 防犯ボランティアと防災ボランティアの連携強化
- ・ 防犯ボランティア全国ネットワークの形成
- ・ 安全・安心なまちづくりデータベースの構築
- ・ 地域安心安全情報ネットワークの構築
- ・ 内閣総理大臣による表彰制度の新設 等

住まいと子どもの安全確保

- ・ 都市再生整備計画に基づく安全・安心なまちづくり
- ・ 防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備
- ・ 住宅の購入・注文時における防犯性能の表示
- ・ 地域ぐるみの学校安全体制の整備
- ・ コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、大規模小売店舗等による地域安全活動の全国展開 等

健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生

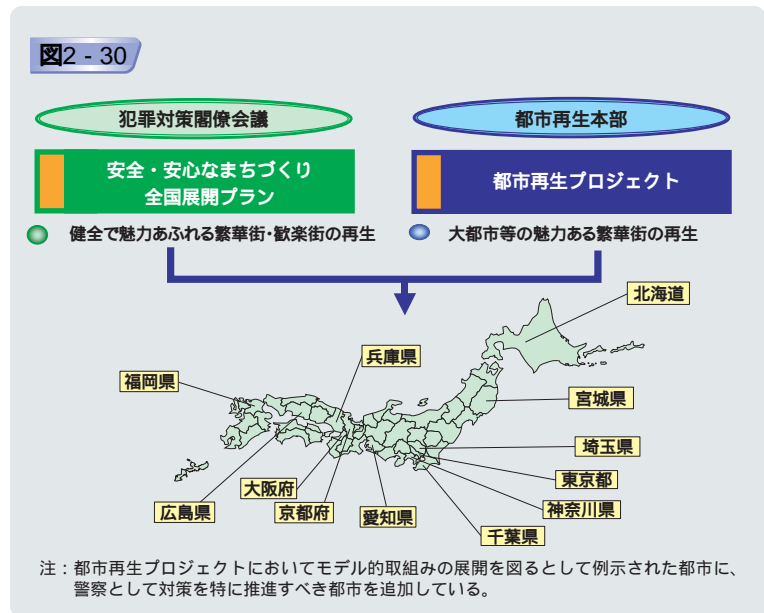
- ・ 違法性風俗店、暴力団、人身取引等の取締りの強化
- ・ 街ぐるみの環境浄化活動の展開
- ・ 取締りにより生じた空きビル・空き店舗の転用
- ・ 落書きや違法広告のしにくい美しい街並みの形成
- ・ 歩行者優先の道路空間整備と違法駐車対策
- ・ 違法性風俗店や暴力団の入居阻止 等

(3) 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進

全国各地の繁華街・歓楽街における風俗環境は、取締り等の強化により改善されつつあるものの、依然いかがわしい広告や悪質な客引き行為が後を絶たず、また、暴力団や来日外国人犯罪組織による資金の獲得や謀議、情報交換の拠点となっているなど憂慮すべき状況にある。

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづく

りの連携協働による都市の安全・安心の再構築」には、それぞれ「健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生」及び「大都市等の魅力ある繁華街の再生」が盛り込まれている。主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、それぞれの繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、繁華街・歓楽街における違法性風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締りを行うとともに、街の新たな魅力づくりとの効果的な融合を目指した取組み等を推進している。



違法性風俗店、客引き及び無料風俗案内所等の取締り

繁華街・歓楽街の多くの地域では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）等により、客に性的なサービスを提供する個室付浴場業や店舗型ファッションヘルスの営業が禁止されているが、エステティックサロンやマッサージ店を装って、店舗型ファッションヘルス営業を営む者が後を絶たず、また、最近では、接待飲食店営業等の風俗営業の許可を取得して合法的な営業を装いつつ、店内を改装して店舗型ファッションヘルスを営む者も少なくない。このような違法営業に対する取締りを強化するため、風営適正化法の改正が行われ罰則が強化された。

また、最近では、「カラス族」と呼ばれる黒い服を着たホストクラブ店員等や、「韓国エステ」、「中国エステ」と称する店舗型ファッションヘルス営業の従業員等が、客引きをするために通行人に付きまったり、その進路に立ちふさがるとしているほか、性的サービスを提供する店舗が入っている雑居ビルの壁面や無料風俗案内所等と称する店舗の出入口等に、卑わいな看板、ポスターが多数掲出されるなどしており、警察では、これらの行為を禁止する条例等による一斉取締りを実施するなど、対策を強化している。

風営適正化法の改正では、これらの対策を強化するため、客引きのための付きまとい、立ちふさがり行為を禁止するとともに、ポスターの掲出やビラの配布等による性風俗店の広告宣伝の規制を強化し、これらの違反について罰則を設けている。

事例1 店舗型ファッションヘルス経営者（59）らは、平成15年7月、条例により営業が禁止された地域においてカフェ営業を営むとして、不正の手段により広島県公安委員会から風俗営業の許可を取得し、17年1月までの間、店舗型ファッションヘルスを営業した。また、無料風俗案内所経営者（38）は、同ファッションヘルスが違法営業であることを承知の上、客を勧誘し、同ファッションヘルスに紹介した。同年2月、同ファッションヘルス経営者らを風営適正化法違反（許可不正取得、禁止地域営業）で、同風俗案内所経営者を同法違反（禁止地域営業）幫助で逮捕した（広島）。

繁華街・歓楽街における組織犯罪の取締り

暴力団は、依然として各地の繁華街・歓楽街において、違法性風俗店や違法カジノ店等の経営への関与、規制薬物の密売、性風俗店や飲食店等からのみかじめ料、用心棒料等の徴収を資金源とするなど、不当な資金獲得活動を活発に行っている。また、繁華街・歓楽街においては、利権をめぐる暴力団同士又は暴力団と外国人犯罪組織等との対立事案が発生している。警察では、各種法令を駆使して取締りを強化している。

関係行政機関・防犯ボランティア団体との連携

警察では、繁華街・歓楽街を健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、入国管理局、消防等の関係行政機関と連携して、合同の取締り・立入調査を行っているほか、防犯ボランティア団体、商店街振興組合等と連携し、合同パトロール、街の環境浄化、暴力団排除活動等の取組みを推進している。

事例2

警視庁では、新宿歌舞伎町地区において、消防及び新宿区役所と合同で立入検査を行い、雑居ビル等に入居する性風俗営業等の営業形態、防火管理の状況等を把握し、指導取締りを推進しているほか、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会のクリーン作戦プロジェクトに参画し、ボランティア等と共に、違法に設置された看板、露店等に関する指導・警告等、環境浄化に向けた活動を推進している。

交通秩序の回復・向上と健全なにぎわいの創出

繁華街・歓楽街では、違法駐車、道路上での営業を不法に常態化している露店や屋台、道路上に不当に設置された性風俗店の立て看板等により、交通秩序が乱されている実態がみられる。警察では、繁華街・歓楽街における交通秩序を回復・向上させるため、道路管理者等と連携して、ポラードの設置等の車道狭隘化を進めるとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車や道路不正使用に対する指導取締りを行っている。また、健全なにぎわいを創出するため、地方公共団体等が関与して地域活性化のためにイベント等が行われる場合には、その社会的意義を考慮しつつ、イベント等の開催に必要な道路使用の許可手続が円滑に進められるよう努めている。

事例3

新宿歌舞伎町地区の通称花道通りは、従来から、暴力団関係車両等の無秩序な路上駐車が多かったことから、警視庁では、集中的な違法駐車取締りを行うとともに、新宿区、地元住民等と連携し、法定駐車禁止区間の車道両側にポラードを設置して車道幅員を狭めることにより、路上駐車の整序化と暴力団関係車両の排除を行っている。また、18年度には、新宿区が行う車道及び歩道の整備事業に協力し、安全で快適な歩行空間を確保することとしており、これらの取組みにより、同地区における交通秩序の回復・向上を図っている。



ポラード設置前(左) ポラード設置後(中) 車道・歩道整備事業実施後のイメージ(右)

繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりへの取組み

繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりのためには、関係者の間で、繁華街・歓楽街が抱える問題点について十分な議論を尽くし、その再生のために何が必要であるかについて合意を形成することが不可欠である。警察としても、これまで、市区町村、地域住民、事業者や関係機関等から構成される協議会等の設置に向けた働き掛けを行ってきたところであるが、今後、より一層、このような官民協働体制の整備に向けた働き掛けを強化するとともに、既に立ち上げられているまちづくりに関する協議会等に積極的に参画し、必要な情報を提供し、意見を述べるなどして、魅力ある繁華街・歓楽街の再生に向けた取組みを積極的に支援していくこととしている。

事例4 東京都新宿区の歌舞伎町地区では、17年1月、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会が設置され、地元商店街・町会・事業者や、東京都、新宿区、警視庁、東京消防庁、東京入国管理局、警察庁その他の国の関係省庁等が参画し、歌舞伎町地区の安全・安心と環境美化を推進するとともに、健全で魅力あふれるまちづくりを進め、歌舞伎町から新たな文化を創造し、発信していくことにより、安全な歌舞伎町地区を築き、だれもが安心して楽しむことができる街へと再生するための総合的な対策が推進されている。これまで協議会は3回開催され、各機関等の取組み状況や今後の展開の方向性について意見交換が行われた。

事例5 17年12月、大阪市のミナミ地区では、「ミナミ再生」をテーマに地元商店会、地元住民、経済界、大阪府、大阪市及び大阪府警察からなるミナミ活性化協議会を設立し、健全で魅力あるまちづくりを目指した活動方針を取りまとめた。また、ミナミ地区をパレードし、「ミナミ再生」に向けた意識の醸成を図っている。



啓発パレード



はみ出し看板対策

(4)「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」に基づく新たな施策の推進

平成17年12月に開催された犯罪対策閣僚会議において、安全・安心なまちづくりについて、その重要性を幅広く周知し、これを推進する気運を全国的に広げて各地域における取組み意欲を更に高揚させるため、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とするとともに、安全・安心なまちづくりの推進に顕著な実績を挙げた団体・個人を、内閣総理大臣により表彰する制度を新設することが決定された。この決定に基づき、警察庁では、18年から「安全・安心なまちづくりの日」の前後の期間において、国民の幅広い参加を得た取組みを集中的に推進することとしている。

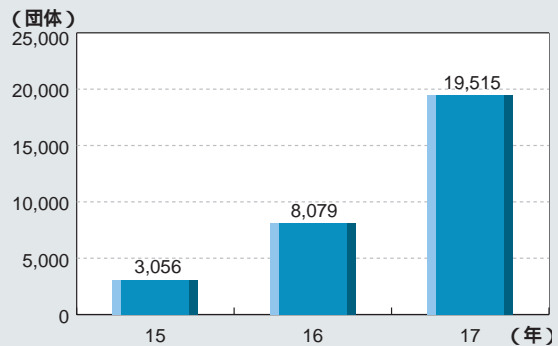
3 地域社会との連携による治安回復への取組み

(1) 防犯ボランティア団体の活動

犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりを実現するためには、警察活動を充実強化させるだけでなく、国民が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進することにより、犯罪に強い社会を構築することが重要である。

警察では、地域住民の自主防犯活動に対する支援を行っているが、近年の地域の治安の悪化について強く懸念する住民等によって、多くの防犯ボランティア団体が結成されている。平成17年12月末現在、警察が把握している団体数は全国で19,515団体（前年比11,436団体増）^(注1)であった。また、これらに所属して活動するボランティアの総数も約119万人（前年比約67万人増）であり、その多くは、町内会、自治会その他の地域住民による団体や子どもの保護者の団体である。

図2-31 防犯ボランティア団体数の推移
(平成15~17年)



(2) 自主防犯活動に対する支援

警察では、平成16年6月に警察庁が取りまとめた「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」及び17年6月に犯罪対策閣僚会議で決定された「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」に基づき、自主防犯活動に対する支援を推進している。

17年度及び18年度には、活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」モデル事業を全国で実施している。この事業は、警察が、消防、学校及び市区町村と連携して、地域住民やボランティア団体が管理・運営する「地域安全安心ステーション」の整備を推進するものである^(注2)。この「地域安全安心ステーション」は、防犯パトロールの活動拠点、地域安全情報^(注3)の集約・発信拠点、自主的活動への参加拡大の拠点となるものである。この事業では、地域住民による防犯パトロール等の自主防犯活動に対し、地域安全情報の提供、防犯講習・防犯訓練や警察との合同パトロールの実施、防犯パトロール用品（懐中電灯、防犯ブザー、腕章等）の無償貸付け等の支援を行っている。また、警察では、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動に対する支援を行っている。



青色回転灯を装備した自動車による
自主防犯パトロール

さらに、17年11月、警察庁は、ウェブサイト内に自主防犯ボランティア活動支援サイトを立ち上げた。このサイトでは、既存の自主防犯ボランティア団体の全国ネットワークの形成や新たな団体の結成を促進するため、活発な活動を行っている自主防犯ボランティア団体の好事例を紹介するなど、約3,500の団体の活動状況を掲載している。

注1：平均して月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体に限る。また、防犯協会、少年警察関係団体、2以上の都道府県にまたがって活動している団体は除く。

注2：「犯罪から子どもを守るための対策」（第2章第3節第1項コラム1（117頁）参照）を受け、登下校時の警戒等子どもの安全確保のための活動に対する支援としても推進している。

注3：地域住民にとって身近な犯罪等の発生状況や犯罪類型別の被害防止方法等、地域の安全確保にとって必要な情報

(3) 犯罪情報や地域安全情報の提供

犯罪の防止に関する地域住民の意識を高め、また、地域住民が行う自主防犯活動が効果的なものとなるよう、警察では、地域住民に向けて、警察の有する犯罪情報や地域安全情報を様々な手段・媒体を用いて提供している。

また、情報提供がより具体的で有用なものとなるよう、地域ごとの犯罪の発生件数やその増減の状況を伝えるだけでなく、多発している犯罪の種類や犯行手口を分析し、特にどのようなことに気を付けなければならないことを分かりやすく示し、ひったくり、空き巣、性犯罪等から身体や財産を守るための方法の普及を図っている。

さらに、情報提供の手段・媒体についても、警察官が巡回連絡で家庭や事業所等を訪問する機会や自治会の会合に出席する機会を活用したりするほか、電子メールやウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用したりするなど、できる限り多くの者に情報が届くよう工夫している。

事例1 茨城県警察では、平成17年4月からウェブサイトで、小学校の校区ごとに調べることができる地域安全情報を提供している。このウェブサイト上では、注意が必要な場所、危険箇所等に印が付けられているほか、子ども110番の家等の防犯関連施設、事件・事故の発生場所、避難場所等が掲載されている。

事例2 大阪府警察では、18年1月から、「安^{あん}まちメール」と称して電子メールによる情報発信を行っている。これは、事前に携帯電話のメールアドレスを登録した利用者に対し、犯罪情報等を電子メールによりリアルタイムで提供するものである。利用者は、子どもへの声掛け事案や痴漢等の子ども被害情報、通り魔、ひったくり、路上強盗の被害情報の4種類の情報から提供を希望するものを選択することが可能なほか、電子メールを受信する時間帯については、24時間のほか、朝、昼又は晩の3種類の時間帯を、対象地域については市区町村単位で、それぞれ自由に選択することができるようになっている。

第2章
生活安全の確保と犯罪捜査活動



ウェブサイトによる情報発信



携帯電話の電子メールによる情報発信

4 犯罪防止に配慮した環境設計

(1) 公共施設や住居の安全基準の策定等

警察では、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことによる、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

警察庁では、平成12年2月に、「道路、公園、駐車・駐輪場等及び公衆便所に係る防犯基準」及び「共同住宅に係る防犯上の留意事項」を定め、これらを含む「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定した。また、15年7月には、内閣官房都市再生本部を事務局とし、警察庁、文部科学省及び国土交通省によって構成された防犯まちづくり関係省庁協議会が市街地における防犯まちづくりの在り方について調査検討を行い、市街地を5類型に分け、各地区の特性に応じた防犯対策や関係省庁が講ずる施策等を取りまとめた「防犯まちづくりの推進について」を公表した。

さらに、18年4月には、策定から5年が経過した「安全・安心まちづくり推進要綱」の見直しを行い、道路等の公共施設の照度や見通し等について配慮すべき事項を掲げた「道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」を策定するとともに、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」を改正して、住宅の開口部の防犯対策として防犯性能の高い建物部品（第2章第1節第4項（5）（82頁）参照）の使用をこれに明記するなど、住宅等の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備及び管理の一層の推進を図っている。

図2-32 道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項（抄）

- 1 道路
夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度を確保すること。
住宅、学校等の囲障は、ブロック塀はできる限り避け、柵等の見通しのよいものにする。等
- 2 公園
照明が樹木に覆われたり汚損したりすることにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
公園の内部においても、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮すること。等
- 3 駐車場・駐輪場
駐車場・駐輪場の外周のフェンス、柵等はできる限り見通しのよいものとして周囲からの見通しを確保するとともに、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置すること。等

図2-33 共同住宅に係る防犯上の留意事項（抄）

- 1 共用部分
共用出入口
・ 周囲からの見通しが確保された位置等にあること。
・ 共用玄関は、各住戸と通話可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されたものであること。等
エレベーター
・ かご内に防犯カメラが設置されたものであること。等
- 2 専用部分
住戸の玄関扉
・ 防犯建物部品等の扉（枠を含む。）及び錠が設置されたものであること。等
インターホン
・ 住戸玄関の外側との間の通話機能を有するものであること。等
バルコニー
・ 縦樋、手摺り等を利用した侵入の防止に有効な構造を有するものであること。等

(2) 集合住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを「防犯モデルマンション」として登録し、又は認定する制度を、平成18年3月末現在、11都道府県（北海道、東京、静岡、福井、京都、大阪、広島、徳島、愛媛、大分、沖縄）において整備・運用している。また、警察庁では、同年4月、建築や防犯の関係団体が作成した「防犯優良マンション標準認定基準」が広く普及するよう協

力している。

さらに、防犯カメラやモニターの設置、十分な照度の確保といった基準を満たす、自動車盗や車上ねらい等に対する防犯性能が優れた駐車場を「防犯モデル駐車場」として登録し、又は認定する制度を、同年3月現在、8都府県（東京、福井、京都、大阪、広島、大分、徳島、沖縄）で整備・運用している。

（3）街頭防犯カメラの整備

犯罪の抑止や事件発生後の捜査活動等に資するため、警察では、平成18年3月末現在、11都府県の繁華街等において272台の街頭防犯カメラを整備している。これまでに街頭防犯カメラを設置した新宿区歌舞伎町地区や渋谷区宇田川町地区、豊島区池袋西口地区では、設置前と比較して地区内の刑法犯認知件数が減少したほか、記録映像が強盗事件や傷害事件の検挙に活用されるなどの効果が上がっている。

そのほか、地方公共団体や商店街等の民間団体が、地域の防犯活動の一環として街頭防犯カメラを設置するようになった例も多い。

（4）街頭緊急通報システムや子ども緊急通報装置の整備

街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）とは、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で、緊急時に警察への通報や周辺の映像の伝送ができるものである。平成13年度及び14年度は国費によるモデル事業として、15年度からは国からの補助事業として整備が進められ、18年3月末現在の整備数は、全国49地区で計473基である。このほか、都道府県における独自の事業として、10府県28地区で計203基が運用されている（東京、千葉、神奈川、愛知、大阪、徳島、香川、京都、山口）。このシステムを使用した緊急通報により、公然わいせつ事件や放火事件の被疑者を逮捕した例もあり、事件の早期解決にも役立っている。

子ども緊急通報装置とは、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備えた装置で、通学路、児童公園等に設置され、緊急時に警察への通報ができるものである。14年度に国費によるモデル事業として、16年度は国からの補助事業として整備が進められ、18年3月末現在の整備数は、全国55地区で計378基である。このほか、大阪府の独自の事業として、6地区で計27基が整備されている。不審者に抱きつかれた女性がこの装置を使って緊急通報したため不審者がそのまま逃走した事例や公園にいた小学生が不審な男がいる旨緊急通報したため不審者が立ち去った事例もあり、犯罪被害の防止に役立っている。



街頭緊急通報システム



子ども緊急通報装置

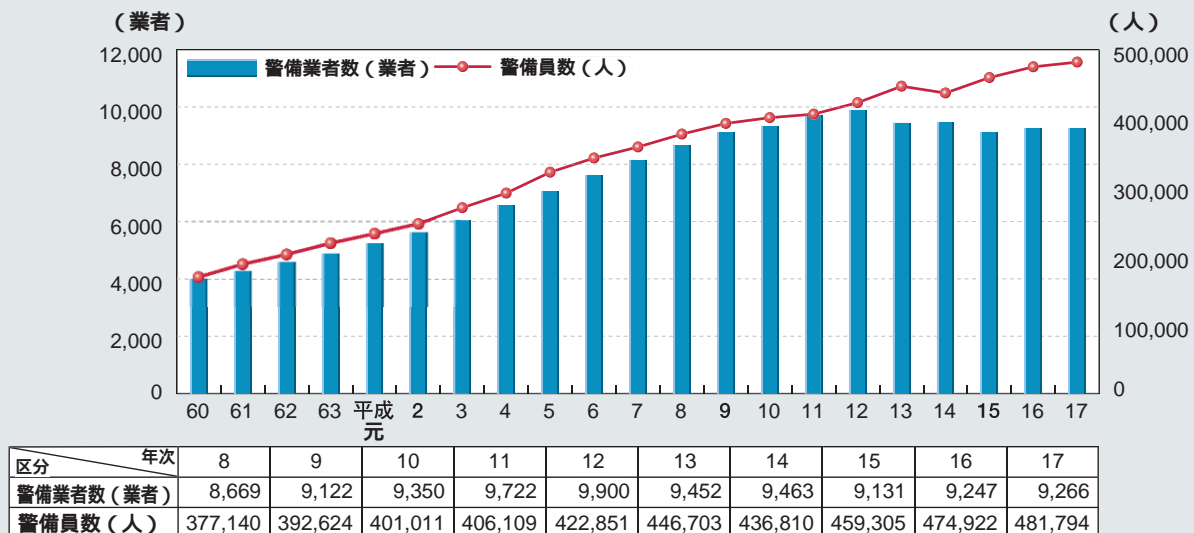
5 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業の業務は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の幅広い分野に及び、住宅の機械警備も普及拡大するなど、警備業は、民間の生活安全サービスとして定着している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設の警備も行われている。平成17年末現在の警備業者数は9,266業者、警備員数は481,794人に達している。

警察では、警備業者に対する指導監督を行い、不適正な業務を行う業者に対しては行政処分を行うことで、警備業務の実施の適正化を図っている。また、同年11月から、警備員の知識及び能力を向上させ、警備業務の依頼者の保護を図ることを目的とする警備業法の一部を改正する法律が施行された。

図2-34 警備業者・警備員数の推移（昭和60～平成17年）



(2) 古物商・質屋を通じた盗品の流通防止と被害回復

古物営業法及び質屋営業法では、古物商や質屋に盗品等が持ち込まれる蓋然性が高いことに着目し、事業者取引の相手方の確認や不正品の疑いがある場合の申告、取引の記録等を義務付けている。また、都道府県公安委員会の承認を受けた団体は、警察から提供を受けた情報を基に、持ち込まれた商品が盗品等であるかどうかについて、古物商等から照会があった場合に回答している。

これらにより、盗品等の市場への流入が阻止されるとともに、いったん流入した盗品等が発見されやすくなり、窃盗その他の犯罪の防止及びその被害の回復が図られている。警察では、犯罪情勢や取引実態に配意しつつ、その適正な施行に努めている。

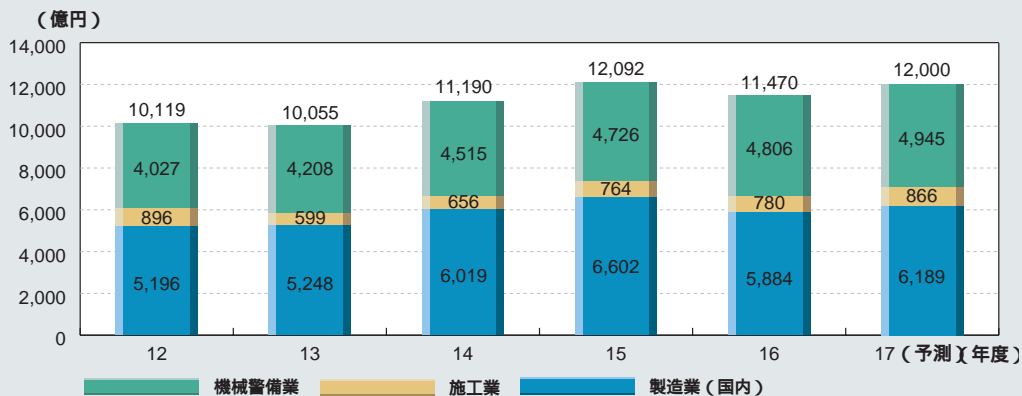
また、古物商や古物市場主の関係団体は、営業所又は古物市場の管理者に対して、古物が不正品であるかを判断できるようにするための講習を実施しており、警察では、講師の派遣等の協力を行っている。

(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、市場規模が年間1兆円を超える防犯設備関連市場において、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者を提供するなど、防犯設備の開発を支援している。

また、(社)日本防犯設備協会が運用している総合防犯設備士と防犯設備士は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する専門的な知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、防犯設備士等に対する研修を充実させるための支援を行っているほか、各都道府県ごとに防犯設備士等の団体を設立するよう働き掛けている。

図2-35 防犯設備関連市場の推移(平成12~17年度)



注：(社)日本防犯設備協会資料(18年1月発行)による

(4) 調査業に係る業務の適正化

探偵社、興信所等の調査業については、悪質な業者による不適正な営業活動が後を絶たないことから、警察では、悪質な調査業者の取締り等を行うことにより、調査業に係る業務の適正化に取り組んでいる。

調査業のうち探偵業については、その業務の適正化を図り、個人の権利利益の保護に資することを目的として、探偵業の業務の適正化に関する法律が、平成18年6月、第164回国会において成立した。

この法律の概要は、次のとおりである。

- ・ 暴力団員等一定の者は探偵業を営むことができないこと。
- ・ 探偵業を営もうとする者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないこと。
- ・ 契約をする際は、依頼者に対し、法令の遵守、探偵業務の内容等の重要事項について、あらかじめ書面を交付して説明しなければならないこと。
- ・ 探偵業務を実施する際、調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならないこと。
- ・ 都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、業務の状況に関する報告又は資料の提出を求め、また、営業所への立入検査等を実施できること。
- ・ 都道府県公安委員会は、探偵業者が法令に違反するなどした場合、当該探偵業者に対し、必要な指示をし、また、営業の停止等を命ずることができること。
- ・ 法律の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- ・ 探偵業の営業の届出について、法律の施行の日から1か月間の猶予期間を設けること。

6 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

風俗営業の状況

警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

近年、人身取引の防止が国際的な課題となっており、また、繁華街・歓楽街を中心に、違法な性風俗関連特殊営業がまん延し、風俗営業等における客引き行為が後を絶たない状況にあるほか、住宅街におけるいわゆるピンクビラの配布等が大きな問題となっている。そこで、人身取引の防止と違法営業の抑止を図ることを目的とした風営適正化法の改正が行われ、平成18年5月1日から施行されている。

表2-18 風俗営業の営業所数の推移（平成13～17年）

区分	年次	13	14	15	16	17
総数（軒）		125,363	120,712	117,873	115,955	112,892
第1号営業（キャバレー等）		4,797	4,868	4,941	5,056	4,914
第2号営業（料理店、カフェー等）		70,207	68,058	67,103	67,031	66,217
第3号営業（ナイトクラブ等）		681	622	604	596	572
第4号営業（ダンスホール等）		491	421	386	370	343
第5号及び第6号営業		22	22	21	23	14
第7号営業		36,423	35,222	34,059	32,770	31,317
まあじゃん屋		19,487	18,584	17,850	17,021	16,030
ばちんこ屋等 ^(注)		16,801	16,504	16,076	15,617	15,165
その他		135	134	133	132	122
第8号営業（ゲームセンター等）		12,742	11,499	10,759	10,109	9,515

注：ばちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業

性風俗関連特殊営業の状況

17年末現在、性風俗関連特殊営業の届出数は42,583と、前年より4,692増加している。

最近は、無店舗型性風俗特殊営業が増加傾向にある。特に派遣型ファッションヘルス等が大幅に増加しており、最近5年間で3.1倍となった。

表2-19 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成13～17年）

区分	年次	13	14	15	16	17
総数		21,589	27,024	32,340	37,891	42,583
店舗型性風俗特殊営業		11,045	10,956	10,806	10,630	10,360
第1号営業（ソープランド等）		1,268	1,276	1,310	1,304	1,306
第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）		947	994	1,010	1,013	1,021
第3号営業（ストリップ劇場等）		518	524	509	456	439
第4号営業（モーテル、ラブホテル等）		6,994	6,868	6,710	6,636	6,414
第5号営業（アダルトショップ等）		1,318	1,294	1,267	1,221	1,180
無店舗型性風俗特殊営業		9,963	14,266	19,349	24,386	28,854
第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）		8,434	12,251	16,864	21,570	25,727
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）		1,529	2,015	2,485	2,816	3,127
映像送信型性風俗特殊営業		581	929	1,334	2,031	2,575
店舗型電話異性紹介営業		-	514	483	469	432
無店舗型電話異性紹介営業		-	359	368	375	362

深夜酒類提供飲食店営業の状況

17年末現在、深夜酒類提供飲食店の営業所数は26万6,435軒と、前年より3,017軒減少した。

表2-20 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成13～17年）

区分	年次	13	14	15	16	17
総数（軒）		270,004	270,916	269,384	269,452	266,435

（2）売春事犯及び風俗関係事犯の現状

平成17年中の売春事犯の検挙件数は2,214件、検挙人員は1,026人と、それぞれ前年より203件（10.1%）、14人（1.4%）増加した。

同年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員及び準構成員の割合は26.6%（273人）で、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがえる。

最近では、いわゆるピンクビラのほか、ウェブサイト、週刊誌等を広報媒体として利用する事犯が目立つほか、女性に債務を負わせて売春を強要したり、派遣型ファッションヘルスを仮装したりするなどの悪質な事犯もみられる。

表2-21 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成13～17年）

区分	年次	13		14		15		16		17	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数		2,840	1,177	2,901	1,200	2,411	1,144	2,011	1,012	2,214	1,026
街娼型 管理型	勧誘等	278	277	234	227	230	231	239	240	269	272
	場所提供	67	88	69	132	95	144	81	143	124	214
	管理売春 資金提供	13 3	36 4	4 9	7 9	8 6	11 6	6 6	20 7	19 11	32 10
派遣型	周旋	1,724	684	2,015	747	1,459	685	1,042	542	1,003	421
	契約	742	74	539	62	610	65	632	53	785	70
その他		13	14	31	16	3	2	5	7	3	7

事例

山口組傘下組織構成員(37)ら3人は、17年8月、中国人女性に対して売春を行う場所を提供した。同年10月売春防止法違反(場所提供業)で逮捕した。また、山口組傘下組織組長(54)は、15年1月から17年9月にかけて、売春から得た犯罪収益等であることを知りながら、この構成員から上納金としてこれを受領した。同年12月、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(犯罪収益等收受)で逮捕した(福岡)。

17年中の風営適正化法違反の検挙件数は2,523件、検挙人員は3,765人と、それぞれ前年より348件（16%）、645人（20.7%）増加した。

同年中の風営適正化法による検挙状況をみると、禁止区域等営業による検挙が依然として多いが、このうち、「韓国エステ」、「中国エステ」等の名称を付けてエステティックサロンやマッサージ店を仮装した店舗型ファッションヘルス等営業（風営適正化法第2条第6項第2号）の検挙が多数を占めた。

表2-22 風営適正化法違反の検挙状況の推移（平成13～17年）

区分	年次	13		14		15		16		17	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数		1,627	2,267	1,785	2,520	1,890	2,623	2,175	3,120	2,523	3,765
禁止区域等営業		347	537	622	903	601	971	700	1,255	711	1,411
年少者使用		463	698	444	689	421	619	453	615	468	665
客引き		178	224	176	236	257	336	386	560	496	737
無許可営業		238	271	186	178	232	237	276	270	432	462
構造設備・遊技機無承認変更		89	156	71	146	102	157	114	175	113	172
20歳未満客への酒類提供		105	224	105	233	84	164	55	119	92	180
その他		207	157	181	135	193	139	191	126	211	138

17年中のわいせつ事犯の検挙件数は2,412件、検挙人員は2,316人と、それぞれ241件（11.1%）、275人（13.5%）増加した。また、同年中のコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙件数は136件、検挙人員は107人と、それぞれ15件（4.3%）、11人（11.5%）増加した。

表2-23 わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成13～17年）

区分	年次	13		14		15		16		17	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数		1,889	1,853	1,966	1,854	2,070	1,888	2,171	2,041	2,412	2,316
公然わいせつ		1,438	1,261	1,573	1,371	1,706	1,456	1,669	1,451	1,741	1,502
わいせつ物頒布等		451	592	393	483	364	432	502	590	671	814

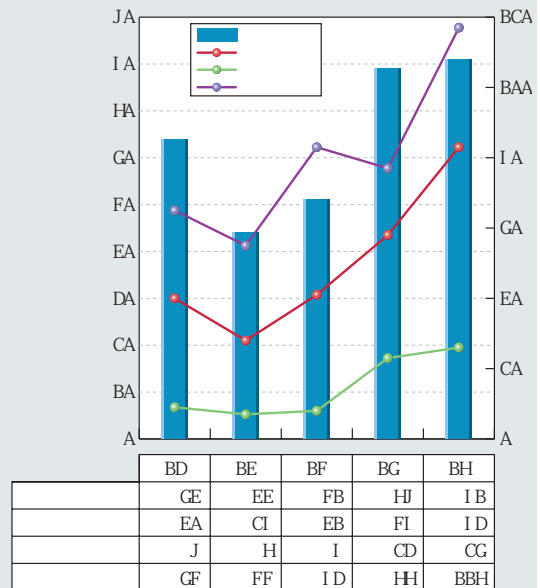
（3）国際的な人身取引事犯に対する警察の取組み

近年、世界的に、売春等の性的サービスをさせ、その収益を搾取することなどを目的として、女性や児童をだましたり脅したりして他国に移送する人身取引事犯が組織的に行われ、国際犯罪組織の資金源となっている。日本でも、仲介業者の手引きによって入国した外国人女性が、渡航費用等の名目で数百万円の不当な債務を負わされたり、旅券を取り上げられたりした上で性風俗店等で働かされ、売春等の性的サービスを強要される事犯が発生している。

警察では、入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、仲介業者の取締りを強化し、被害者の早期保護、国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っている。

平成17年中の国際的な人身取引事犯の検挙件数は81件、検挙人員は83人であり、被疑者の内訳は、経営者が57人、仲介業者が26人であった。また、被害者117人の国籍は、インドネシア（44人）、フィリピン（40人）、タイ（21人）が多く、これらが全体の89.7%を占めた。被害者の入国時の在留資格は、「興行」（67人）、「短期滞在」（12人）が多数を占めた。さらに、風俗営業等が人身取引の温床になることを防止するため、風営適正化法が改正され、接客従業者の国籍や在留資格を確認する義務が経営者に課されたほか、人身売買の罪等により刑に処せられた者は、5年間、風俗営業の許可を受けることができなくなった（18年5月1日施行）。

図2-36 人身取引事犯の検挙状況と被害者数の推移（平成13～17年）



事例

インドネシア人の男（40）ら2人は、インドネシア国内の仲介業者と共謀して、17年8月、インドネシア人女性2人に「日本で働けば稼げる」と言って偽造旅券で日本に入国させ、日本にいる台湾人の飲食店経営者（43）に売り渡した。この女性2人は、同経営者に500万円の借金があるとして売春を強要されていた。同年10月、このインドネシア人の男ら2人及び台湾人の飲食店経営者を同年6月に刑法に新設された人身売買罪で逮捕した。なお、警察は、この女性2人からの求めにより、婦人相談所等で一時保護するとともに、国際機関の支援により本国に帰国させた（長野）。

(4) 銃砲の適正管理と危険物対策

猟銃等の管理と改造エアガンの取締り

平成17年末現在、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）に基づき、都道府県公安委員会の所持許可を受けている猟銃及び空気銃の数は35万1,098丁で、18万1,312人が許可を受けている。警察では、所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めており、同年中、申請を不許可等とした件数は15件、所持許可を取り消した件数は53件であった。

また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

さらに、人畜殺傷能力を持たせるまでに威力を高めた改造エアガンやエアガンを改造するための部品がインターネット等を利用して取引されていることから、警察では、このようなエアガン等の取締りを強化している。

なお、圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものを「準空気銃」と位置付け、法令に基づき職務のため所持する場合等を除き、その所持を禁止する、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が18年5月、第164回国会において成立した。



押収された改造エアガン

事例1 エアガン販売業者（36）ら4人は、17年9月、人畜殺傷能力を持たせるまでに威力を高めたエアガンやエアガンを改造するための部品をインターネットを利用して販売していた。同年11月までに、銃刀法違反（不法所持）及び武器等製造法違反（製造、販売）で検挙した。また、インターネットを利用して改造エアガンを購入した客についても、銃刀法違反（不法所持）で検挙するとともに、購入した改造エアガンを押収した（警視庁等）。

火薬類、放射性物質等の安全対策

火薬類や放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法や放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の規定により、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。17年中の運搬届出の受理件数は、火薬類関係が4万9,702件、放射性同位元素等関係が1,195件、核燃料物質等関係が803件であった。警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行っている。

また、火薬類取扱場所に対する立入検査を17年中に2万7,078回実施するなど、火薬類の盗難、不正流出等の防止に努めている。

事例2 17年8月、火薬類を用いて作業を行う採石場に立入検査を実施したところ、採石業者（62）は、法定の資格のない者に発破作業を行わせていた。同年11月、この採石業者及びその従業員3人を火薬類取締法違反（消費の技術上の基準）等で検挙した（山口）。

7 地域住民の保護・支援と警察安全相談

(1) 家出人、行方不明者等の発見・保護活動

警察では、警察官職務執行法等に基づき、でい酔者、迷い子等の応急の救護を要する者の保護活動を行っている。平成17年中の保護取扱件数は20万9,410件（前年比5,052件増）であった。

また、家出人の発見・保護活動も行っており、犯罪に巻き込まれたり自殺したりするおそれがある家出人については、特に迅速な発見・保護に努めている。17年中の家出人の発見数は、捜索願の届出がなされていなかった者も含め、8万5,071人（前年比3,813人減）であった。

事例 18年1月、男性（56）から本部に自殺予告の電話があり、これを受けた警察官がこの男性を説得する一方、管轄警察署へ即時に通報し、警察官を男性宅へ急行させたところ、自宅の風呂場で正に自殺を図ろうとしていた男性を発見し、無事に保護した（警視庁）

(2) 高齢者を支援する活動

警察では、高齢者に対する保護活動の一環として、巡回連絡等を通じて高齢者に防犯指導を行っているほか、困りごとや意見・要望の把握を行っている。また、高齢者の所在が不明になったときに、地方公共団体、FMラジオ放送局等の報道機関、タクシー会社等の交通機関と情報を共有して速やかな保護を図る「はいかい老人SOSネットワークシステム」を構築するなど、はいかい高齢者の早期発見・保護のための取組みを推進している。

さらに、高齢者が安心して生きがいをもって生活できるよう、老人クラブ等と連携して、地域安全活動への参加を促すことによって、高齢者の社会参加を支援するとともに、地域の連帯感や相互扶助機能の強化を図っている。

(3) 障害者を支援する活動

警察では、聴覚障害者が円滑に被害申告等を行うことができるよう、手話ができる職員の配置に努めている。また、現在、電話により意思を伝達することが困難な障害者のために、緊急通報をファックスにより受け付ける「FAX110番」及び電子メール等により受け付ける「メール110番」を全都道府県で開設している。

(4) ホームレス対策

大都市を中心に、特定の住居を持たずに道路、公園、河川敷、駅舎等での野宿生活を送る、いわゆるホームレスの存在が社会問題となっていることから、警察では、地方公共団体や公共施設管理者等と緊密な連携を図りながら、パトロール活動や緊急に保護する必要のあるいわゆるホームレスの一次的な保護等の対策を推進している。

(5) 警察安全相談の充実強化

警察には、国民から多岐にわたる多数の相談が寄せられる。平成17年中に取り扱った警察安全相談の件数は144万8,710件と、前年より35万1,960件（19.5%）減少し、平成12年度以降では初めて減少した。特に、17年中は、悪質商法に関する相談が著しく減少している。

警察では、こうした相談に円滑に対応することができるよう、各都道府県の警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を設置している。また、110番通報をするほどの緊急性のない相談に的確に対応するため、「#9110」番^(注)に電話をかければ警察本部に設置された警察相談専用電話に自動的に接続するシステムを導入している。

寄せられた相談に対しては、刑罰法令に抵触する事案を検挙することはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても、必要に応じて防犯指導や相手方への指導・警告を行うなどして、被害の未然防止を図っている。また、警察以外の機関で取り扱うことが適切である相談も寄せられるが、これについても円滑な引継ぎを行っている。

図2-37 相談取扱件数の推移（平成8～17年）

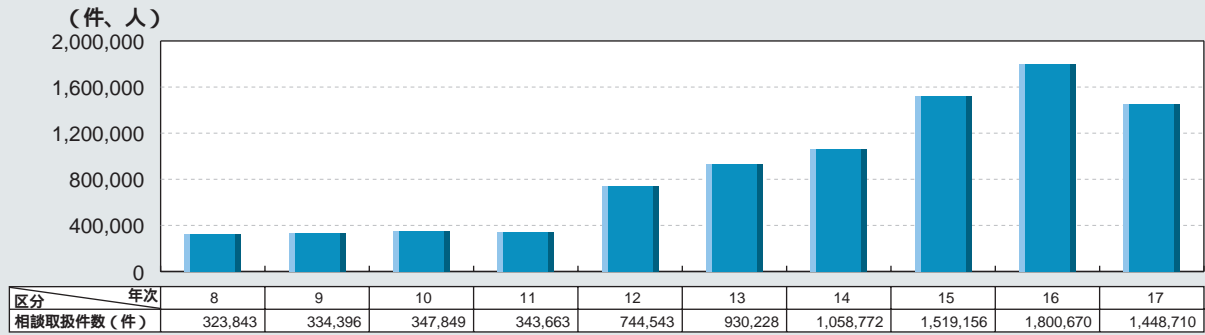
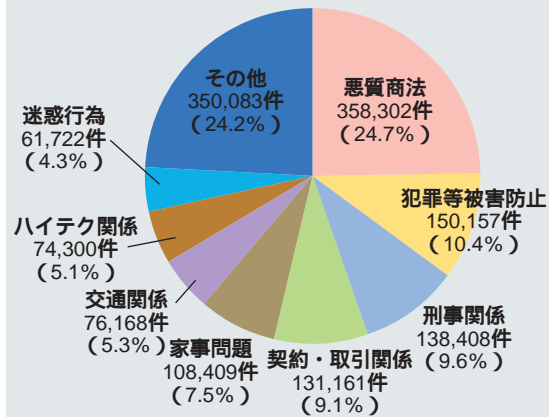


表2-24 減少している主な相談内容（平成16、17年）

区分	年次	16	17	増減数	増減率
悪質商法		706,641	358,302	-348,339	-49.3%
金融取引関係		131,267	64,165	-67,102	-51.1%
契約取引		168,340	131,161	-37,179	-22.1%
迷惑行為		79,443	61,722	-17,721	-22.3%

図2-38 相談内容の内訳



注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話を設けており、警察庁のウェブサイト等で広報している。

8 女性を守る施策

(1) ストーカー事案への対応

ストーカー事案の認知件数^(注)は、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)が施行された翌年の平成13年に1万4,662件を記録し、その後やや減少したものの、毎年1万件を超える高い水準で推移している。

警察では、被害者の意思を踏まえ、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等、自衛策の教示その他の措置を講ずることにより被害の拡大防止を図っているほか、同法その他の法令を適用してストーカー行為者の検挙に努めている。また、各種法令に抵触しない場合であっても、被害者に自分の身を守るための方策を教示したり、避難等が必要となったときのために婦人相談所等の関係機関を教示したりするほか、必要に応じて、ストーカー行為者に対する指導・警告を行うなど、被害者の立場に立った積極的な対応を図っている。

表2-25 ストーカー事案の認知件数の推移(平成13~17年)

区分	年次	13	14	15	16	17
認知件数(件)		14,662	12,024	11,923	13,403	12,220

表2-26 ストーカー規制法の適用状況(平成15~17年)

区分	年次	15	16	17	対前年増減数(%)
警告(件)		1,169	1,221	1,133	-88(-7.2)
禁止命令等		24	24	22	-2(-8.3)
仮の命令		0	0	1	1(100.0)
援助		856	1,356	1,569	213(15.7)
検挙(ストーカー行為罪)		185	200	198	-2(-1.0)
検挙(禁止命令等違反)		7	6	2	-4(-66.7)

表2-27 ストーカー規制法以外の対応状況(他法令による検挙状況)(平成15~17年)

区分	年次	15	16	17	対前年増減数(%)
総数(件)		663	752	701	-51(-6.8)
傷害		130	162	112	-50(-30.9)
住居侵入		110	116	117	1(0.9)
脅迫		70	85	74	-11(-12.9)
器物損壊		66	78	101	23(29.5)
暴行		36	41	38	-3(-7.3)
その他		251	270	259	-11(-4.1)

表2-28 ストーカー規制法以外の対応状況(その他の対応)(平成15~17年)

区分	年次	15	16	17	対前年増減数(%)
被害者への防犯指導		6,770	8,077	8,031	-46(-0.6)
行為者への指導警告		2,313	3,155	2,745	-410(-13.0)
パトロール		1,009	1,617	1,224	-393(-24.3)
他機関等への引継ぎ		45	77	77	±0(±0.0)
その他		763	852	804	-48(-5.6)

注1: 各都道府県警察が取り扱い、警察庁に報告があった15年中11,923件、16年中13,403件、17年中12,220件について分析した。

注2: 「他機関等」は、保健所、婦人相談所、医療機関等を計上している。

注3: 「その他」は、保護、入院措置等を計上している。

注: ストーカー規制法に違反する事案のほか、刑罰法令に抵触しなくとも、執拗な付きまといや無言電話等による嫌がらせ行為を伴う事案を含む。



ストーカー規制法のリーフレット

(2) 配偶者からの暴力事案への対応

警察では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づいて、裁判所から出された保護命令に違反した場合の検挙措置、被害者の申出に基づく援助措置や配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関・団体と連携した被害者対策を講ずるなど、配偶者からの暴力事案に対し、被害者の立場に立った積極的な対応を図っている。

表2-29 配偶者からの暴力相談等の認知件数（平成13～17年）

区分	年次	13（注2）	14	15	16	17
暴力相談等の認知件数（注1）（件）		3,608	14,140	12,568	14,410	16,888

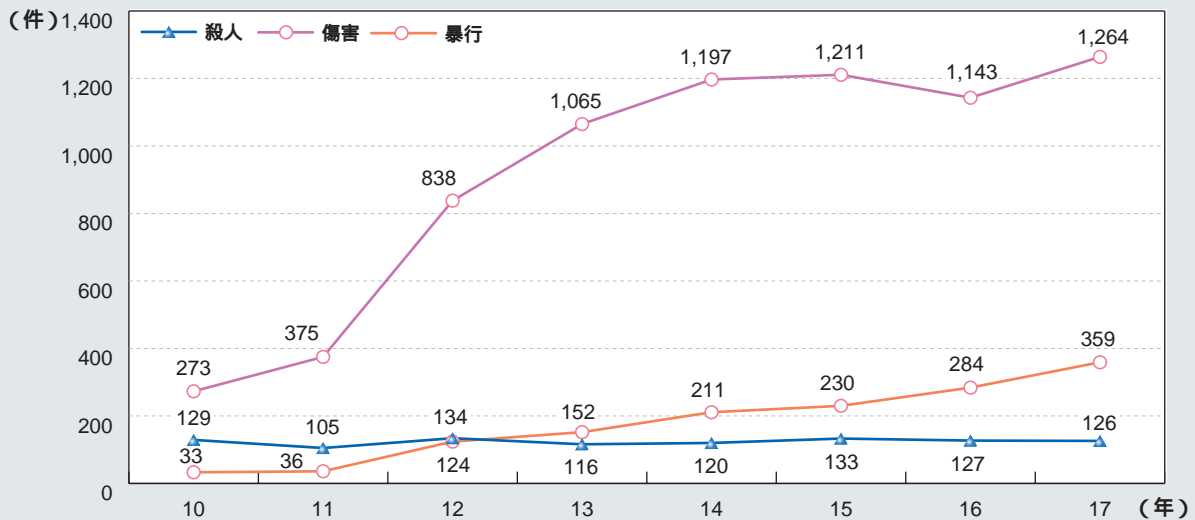
注1：配偶者からの暴力相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理し若しくは発生した事件を検挙した件数
 注2：平成13年は、10月13日（法施行日）から12月31日までの間

表2-30 配偶者暴力防止法に基づく対応状況（平成15～17年）

区分	年次	15	16	17	対前年増減数（%）
裁判所からの書面提出要求（注1）（件）		1,293	1,541	2,025	484（31.4）
裁判所からの保護命令通知（注2）		1,499	1,774	2,178	404（22.8）
接近禁止命令のみ		1,075	1,176	1,657	481（40.9）
子への接近禁止命令（注3）		-	45	879	-
退去命令のみ		5	5	4	-1（-20.0）
接近禁止命令及び退去命令		419	593	517	-76（-12.8）
子への接近禁止命令（注3）		-	18	329	-
保護命令違反の検挙件数		41	57	73	16（28.1）
警察本部長等の援助（注3）		-	254	3,519	-

注1：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況等を記載した書面の提出を求められた件数
 注2：警察が裁判所からの保護命令発令の通知を受けた件数
 注3：当該規定は、平成16年12月2日から施行

図2-39 夫から妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力（殺人、傷害及び暴行）の検挙件数の推移（平成10年～17年）



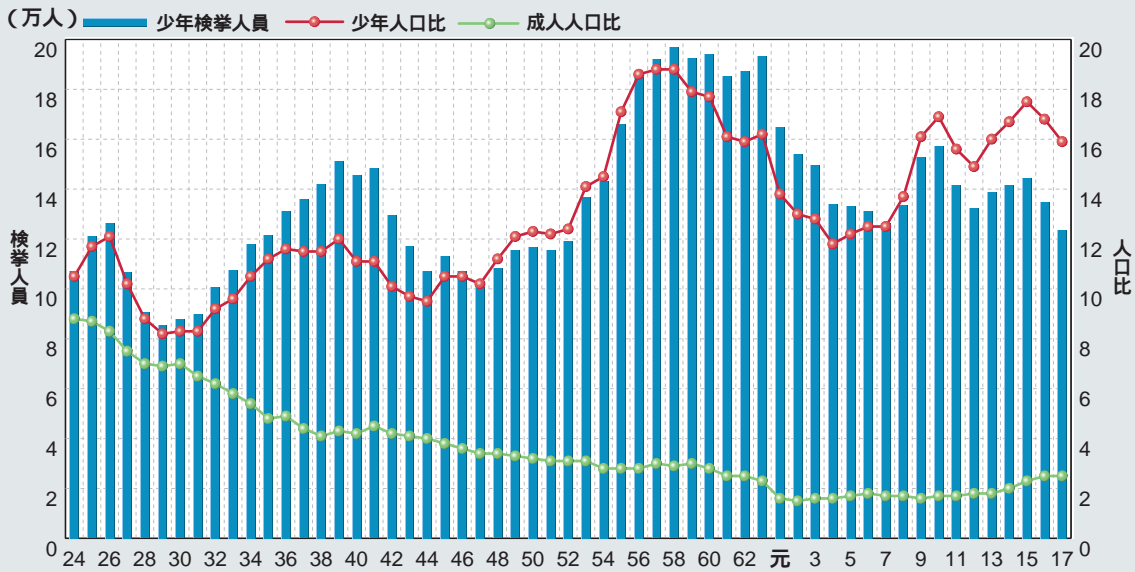
注：配偶者からの暴力事案のほか、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的の殺人等を含む。

1 少年非行の概況

(1) 少年非行情勢

平成17年中の刑法犯少年^(注1)の検挙人員は12万3,715人(前年比1万1,132人(8.3%)減)と、前年に引き続き減少した。また、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は32.0%(前年比2.7ポイント減)であった。しかし、同年齢層の人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員は15.9人(前年比0.9人減)と、戦後最悪であった昭和50年代後半と同程度の水準にある。一方、同年中の触法少年^(注2)の補導人員は2万519人(前年比328人(1.6%増))と、前年より増加した。

図2-40 刑法犯少年の検挙人員、人口比の推移(昭和24~平成17年)



注：人口比とは、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

図2-41 刑法犯少年の包括罪種別検挙状況(平成17年)

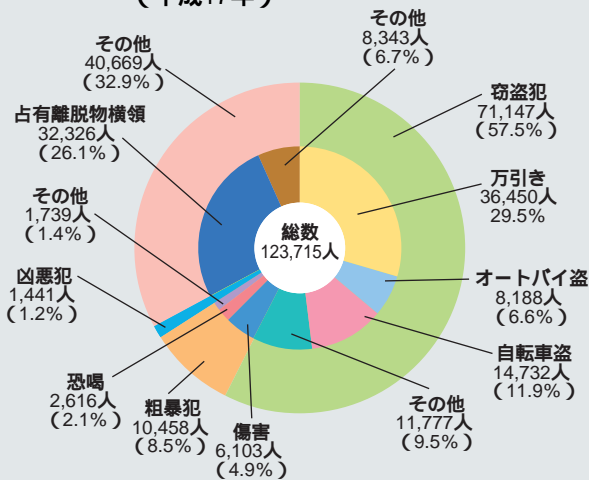
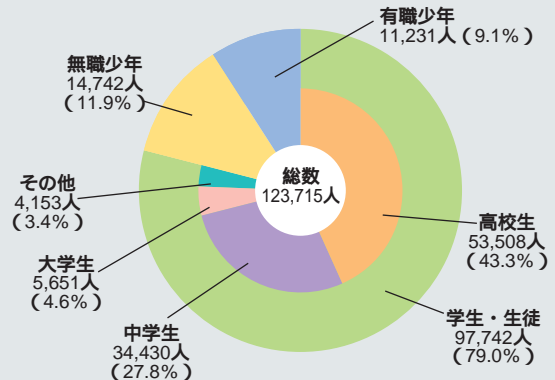


図2-42 刑法犯少年の学職別検挙状況(平成17年)



注1：14歳以上20歳未満の者で、刑法犯で警察に検挙されたもの
 注2：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者(少年法第3条第1項第2号)

表2-31 触法少年（刑法）の補導人員の推移（平成8～17年）

区分	年次	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
刑法犯総数（人）		23,242	26,125	26,905	22,503	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519
凶悪犯		172	167	182	173	174	165	144	212	219	202
殺人		1	1	2	1	0	10	3	3	5	6
強盗		14	26	28	33	30	25	25	29	28	26
強姦		6	8	5	12	15	5	14	14	7	11
放火		151	132	147	127	129	125	102	166	179	159
粗暴犯		1,275	1,525	1,455	1,507	1,869	1,696	1,613	1,467	1,301	1,624
窃盗犯		18,189	20,745	21,493	16,968	14,840	14,128	14,257	14,448	13,710	13,336
知能犯		34	24	32	21	30	37	31	39	46	57
風俗犯		89	108	95	81	95	110	131	132	116	116
その他の刑法犯		3,483	3,556	3,648	3,753	3,469	3,931	4,301	5,241	4,799	5,184
占有離脱物横領		2,442	2,509	2,628	2,773	2,287	2,682	2,825	3,592	3,184	3,403

（2）平成17年中の少年非行の主な特徴

刑法犯少年の減少

平成17年中に凶悪犯で検挙した少年の数は1,441人（前年比143人（9.0%）減）、粗暴犯で検挙した少年の数は1万458人（前年比981人（8.6%）減）、知能犯で検挙した少年の数は1,160人（前年比80人（6.5%）減）と、いずれも前年より減少した。一方、少年による重大な事件が続発し、社会の注目を集めた。

表2-32 刑法犯少年の検挙人員の罪種別推移（平成8～17年）

区分	年次	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
凶悪犯（人）		1,496	2,263	2,197	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441
強盗		1,068	1,675	1,538	1,611	1,638	1,670	1,586	1,771	1,273	1,146
粗暴犯		15,568	17,981	17,321	15,930	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458
知能犯		532	628	715	561	584	526	632	784	1,240	1,160

事例 男子高校生（15）は、17年6月、建設会社社員寮管理人室内において、仮眠中の実父（42）の頭部を鉄アレイで殴打するなどし、さらに、実母（42）の胸部を包丁で突き刺すなどしてそれぞれ殺害し、その後、室内に都市ガスを充満させて爆発させた。同年7月までに、殺人罪及び激発物破裂罪で逮捕した（警視庁）。

再犯者率の増加

17年中の再犯者率^{（注）}は28.7%と、前年より0.6ポイント増加した。再犯者率は、過去10年間増加傾向にある。

表2-33 刑法犯少年の再犯者率の推移（平成8年～17年）

区分	年次	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
刑法犯（人）		133,581	152,825	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715
再犯者		28,634	32,459	35,037	35,213	34,908	36,662	38,505	40,381	37,866	35,510
再犯者率		21.4	21.2	22.3	24.8	26.4	26.4	27.2	28	28.1	28.7

注：検挙人員に占める再犯者の割合をいう。過去の非行の罪種又は態様は問わない。

(3) 校内暴力事件、いじめに起因する事件

平成17年中に警察が取り扱った校内暴力事件は1,060件（前年比232件増）、いじめに起因する事件は165件（前年比4件増）であった。

表2-34 校内暴力事件及びいじめに起因する事件で検挙・補導した少年の推移（平成8～17年）

区分		年次									
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
校内暴力事件	件数(件)	448	571	661	707	994	848	675	716	828	1,060
	人員(人)	897	1,246	1,208	1,220	1,589	1,314	1,002	1,019	1,161	1,385
いじめに起因する事件	件数(件)	162	93	98	137	170	110	94	106	161	165
	人員(人)	426	310	268	369	450	288	225	229	316	326

(4) 少年の薬物乱用問題

覚せい剤乱用少年の検挙人員は、1,596人を記録した平成9年以降減少傾向にあり、17年中は427人（前年比39人増）であった。このうち、女子の割合が64.9%に達しており、過去10年間増加傾向にある。また、MDMA^(注)等の合成麻薬事犯で検挙した少年は63人（前年比4人減）と、前年より減少したものの、引き続き高い水準にある。

一部の少年は、覚せい剤が減量や眠気覚ましに効果があるなどと、薬物の危険性や有害性について誤った認識をもっている。また、MDMA等の合成麻薬は錠剤型が多く、使用への抵抗感が希薄になりやすい。取締り法令に触れず多幸感や性的快感等の薬理作用が得られる旨の宣伝がされる違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）も、少年の薬物乱用の原因に挙げられる。

表2-35 覚せい剤事犯による少年の検挙人員の推移（平成8～17年）

区分		年次									
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
総数(人)		1,436	1,596	1,070	996	1,137	946	745	524	388	427
	中学生	21	43	39	24	54	45	44	16	7	23
	高校生	214	219	98	81	102	83	65	36	38	55
中高生の割合(%)		16.4	16.4	12.8	10.5	13.7	13.5	14.6	9.9	11.6	18.3

(5) 不良行為少年の補導

平成17年中の不良行為少年の補導人員は136万7,351人と、前年より5万1,734人（3.6%）減少したが、平成に入ってからでは16年に次いで2番目に多く、依然として高い水準にある。このうち、深夜はいかいで67万1,175人（49.1%）、喫煙で54万5,601人（39.9%）が補導され、この二つで補導人員全体の9割近くを占めた。

表2-36 不良行為による少年の補導人員の推移（平成8～17年）

区分		年次									
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
補導人員(人)		741,759	814,202	928,947	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351
	深夜はいかい	230,992	257,443	297,175	328,248	307,112	370,523	475,594	577,082	669,214	671,175
	喫煙	346,895	384,508	453,853	492,372	417,053	437,988	480,598	542,214	575,749	545,601

注：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxyamphetamine）」の略名。別名「エクスタシー」と呼ばれ、本来は白色粉末であるが、様々な着色がされることが多く、文字や絵柄の刻印が入った錠剤やカプセルの形で密売されている。

2 総合的な少年非行防止対策

(1) 少年事件・非行集団対策

少年事件の捜査体制の確立

警察では、担当警察官の増強を進めるとともに、少年事件特別捜査隊等を編成し捜査員を集中投入するなどして、少年事件の捜査体制を充実・強化している。また、全都道府県警察に少年事件捜査指導官を設置し、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査が行われるよう、警察署等への指導を行っている。

非行集団対策の推進

警察では、暴走族を始めとする非行集団やその背後で活動する暴力団を取り締まり、非行集団の解体に努めている。また、中学生・高校生を対象とした暴走族加入防止教室を開催するなどして、非行集団



暴走族の取締り

への加入阻止を図るとともに、少年や保護者に働き掛けて、非行集団からの離脱を促している。さらに、非行集団から離脱した少年に対しては、運動、社会奉仕活動等地域の实情に即した居場所を提供することで立ち直りを支援し、非行集団へ再び加入することを阻止している。

(2) 少年サポートセンターの活動の活性化

警察では、全都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員^(注1)や少年相談専門職員^(注2)を中心に、学校、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談、継続補導、立直り支援等に取り組んでいる。平成18年4月1日現在、全国191か所に少年サポートセンターが設置され、そのうち80か所は、少年や保護者が気軽に立ち寄りことができるよう、警察施設以外の施設に設置している。

事例

広島県警察では、少年サポートセンターが中心となって、非行集団等に加入している少年やその保護者、教員等の関係者を交え、立ち直った少年の体験談を聞いたり、親子関係の修復のための対話の機会を与えるなどして、非行集団からの少年の離脱促進等の活動を行っている。

また、特に問題を抱えた少年については、警察を始め、保護観察所、児童自立支援施設等の関係機関等から成る少年サポートチームを編成し、就労等に関する立ち直り支援を行っている（広島）。

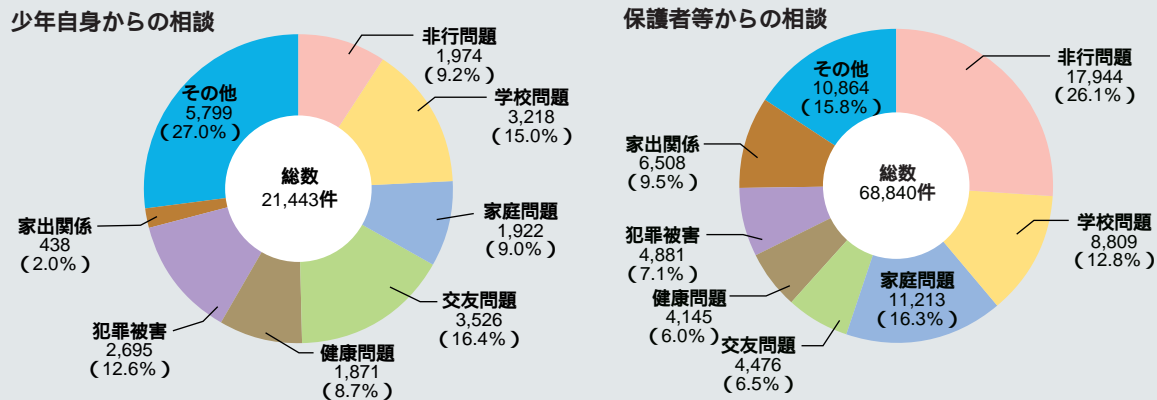
少年相談活動

少年サポートセンターでは、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じており、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行問題を取り扱った経験の豊富な職員が、親身になって指導・助言を行っている。また、気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話や電子メールにより相談を受理することができるようにしている。

注1：平成18年4月1日現在、全国に約1,000人の少年補導職員が配置されており、少年相談、継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行っている。

注2：平成18年4月1日現在、全国に約100人の少年相談専門職員が配置されており、複雑な少年相談事案の処理や少年相談担当職員への指導、助言等を行っている。

図2-43 警察が受理した少年相談の件数（平成17年）



街頭補導活動

少年非行・犯罪を抑止し、健全な育成を図るためには、犯罪や非行に至らない不良行為の段階で適切に対処することが必要である。警察では、少年の集まる繁華街や学校周辺、通学路、公園等において、学校その他関係機関やボランティア等地域住民と共同で街頭補導活動を実施している。

継続補導・継続的支援

少年相談や街頭補導活動を通じてかかわった少年に対し、家庭、学校、交友関係その他の環境が改善されるまで、本人や保護者等の申出に応じて、少年サポートセンターでの面接、家庭訪問、社会奉仕活動や運動への参加を通して、立ち直りに向けた指導・助言を繰り返し行っている。

また、いじめや性犯罪の被害を受けた少年に対しては、心の傷がいやされるまで、継続的に悩みを聞いたり、カウンセリングを行ったりしている。

情報発信活動

警察では、学校で非行防止教室等を開催するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する少年非行問題に関する座談会を開催するなどして、少年非行・犯罪の実態や少年警察活動についての理解を促している。17年度中は、非行防止教室等を全国2万3,640校（前年比3,747校増）で延べ2万7,434回（前年比5,223回増）開催し、延べ約597万人（前年比115万人増）の児童・生徒が参加した。

コラム 1 ボランティアによる取組み事例等の情報発信

警察庁では、17年7月、全国で街頭補導活動等の少年健全育成活動を行っているボランティアによる先進的な取組み事例等を、広報啓発や研修に活用しやすい電子教材としてまとめ、ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp>）において公表した。



ウェブサイト

(3) 学校その他関係機関との連携確保

少年サポートチーム

少年の問題行動が多様化、深刻化し、その背景や要因も複雑化する中、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所の担当者等からなる少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。

また、平成17年中は、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、全国6か所において都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等に対する研修を実施した。

学校と警察との連絡

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、18年4月1日現在、38都道県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、全都道府県で約2,700の学校警察連絡協議会が設けられている。

スクールサポーター（第2章第3節第1項（1）（115頁）参照）

スクールサポーター制度とは、警察や教育委員会が、学校からの要請により、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動等を行うため、警察官を退職した者等を学校へ一定期間継続して派遣するものである。17年12月に子どもが被害者となる重大事件が相次いで発生したことを受け、学校内や登下校時における子どもの安全確保に関する取組みの強化が求められたことから、学校等における児童等の安全の確保等の業務の拡充を行っている。同制度は、18年4月1日現在、20都府県で導入されている。

(4) ボランティアとの連携

警察では、平成18年4月1日現在、全国で少年補導員^(注1)約5万2,000人、少年警察協助力員^(注2)約600人、少年指導委員^(注3)約6,200人のボランティアを委嘱しており、協力して街頭補導活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。また、少年と年齢が近い者にボランティアを委嘱したり、学校ごとに担当者を決めたりするなどして、活動の活性化に努めている。



ボランティアによる街頭補導活動

(5) 少年の薬物乱用防止対策

少年が薬物の危険性、有害性を正しく認識することができるよう、警察職員を学校に派遣し、薬物乱用防止教室を開催している。また、都道府県警察では、大型スクリーン等の視覚的效果を有する資器材を搭載した薬物乱用防止広報車を配備し、街頭における広報啓発活動等に活用している。

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。